特別勘定のしおり

ユニット・リンク保険（有期型）

アクサ生命

redefining / standards

2015.04

この特別勘定のしおりは、「ユニット・リンク保険（有期型）」の特別勘定資産の運用に関するご理解を深めていただく為に作成したものです。
特別勘定の基本運用方針、運用リスク等のご契約に伴う大切なことがらを記載しておりますので、お客様におかれましては本文を十分ご確認のうえご契約をお申込みくださいますようお願い申し上げます。
また、お申込みの際は、あわせて「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」「リファレンスブック」を必ずご覧ください。

■ご契約の際に必ずご留意いただきたい事項

●ユニット・リンク保険（有期型）のリスクについて
特別勘定資産の運用は一定の収益を期待できますが、一方で株式および公社債の価格変動と為替変動等に伴う投資リスクも負うことになり、払いもどし金額や満期保険金額などが払込保険料総額を下回る場合があります。

●自己責任の原則について
特別勘定資産の運用実績が積立金額に直接反映されますので、資産運用の結果とリスクが全て保険契約者に帰属することになります。
当冊子に記載されるいかなる内容も、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

※この「特別勘定のしおり」に記載されている情報は、当社および投資信託の運用会社により開示される情報を当社が提供するものです。投資信託の運用会社より開示される内容について当社は一切責任を負いません。
※この「特別勘定のしおり」に記載されている運用状況、財務諸表および投資信託の現況に関する内容は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。
※この「特別勘定のしおり」に記載されている各表にある時価合計、投資比率、純資産総額等はそれぞれの項目を四捨五入していますので小計、合計等と合致しないことがあります。
※この「特別勘定のしおり」は、2015 年 1 月 31 日現在で入手可能な情報に基づいて作成しておりますが、将来変更されることがあります。

目　次

特別勘定のしおり

ページ

【資産の運用に関する極めて重要な事項】

特別勘定名　「安定成長バランス型」……6
特別勘定名　「積極運用バランス型」…… 16

「安定成長バランス型」「積極運用バランス型」の投資対象となる投資信託
（特別勘定で組入れる投資信託）に関する詳細内容…… 26

特別勘定名　「日本株式プラス型」…… 56
特別勘定名　「外国株式プラス型」…… 78
特別勘定名　「世界債券プラス型」…… 92
特別勘定名　「オーストラリア債券型」……112
特別勘定名　「新興国株式型」……128
特別勘定名　「金融市場型」……146

保険契約の保有件数……168

【資産の運用に関する重要な事項】

「安定成長バランス型」「積極運用バランス型」の投資対象となる投資信託
（特別勘定で組入れる投資信託）に関する詳細内容……172

特別勘定名　「日本株式プラス型」……190
特別勘定名　「外国株式プラス型」……198
特別勘定名　「世界債券プラス型」……202
特別勘定名　「オーストラリア債券型」……210
特別勘定名　「新興国株式型」……214
特別勘定名　「金融市場型」……222

資産の運用に関する極めて重要な事項

保険業法施行規則第53条第1項第5号に基づき、この保険のご契約を検討されているお客様のために作成された資料です。

特別勘定の名称：安定成長バランス型

Ⅰ　特別勘定の状況

1．特別勘定の性格

1　名　称

安定成長バランス型

※以下、上記を「当特別勘定」といいます。

2　目的及び基本的性格

当特別勘定は、主として国内外の株式および債券を主要投資対象とする投資信託に投資することにより、中長期的に安定した投資成果を目標として運用を行います。

※市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

3　特　色

●当特別勘定は複数の投資信託を主要投資対象とします。実質的に国内外の株式及び債券に分散投資を行うことで、リスクを軽減しつつ安定的な収益の獲得をめざします。

4　仕組み

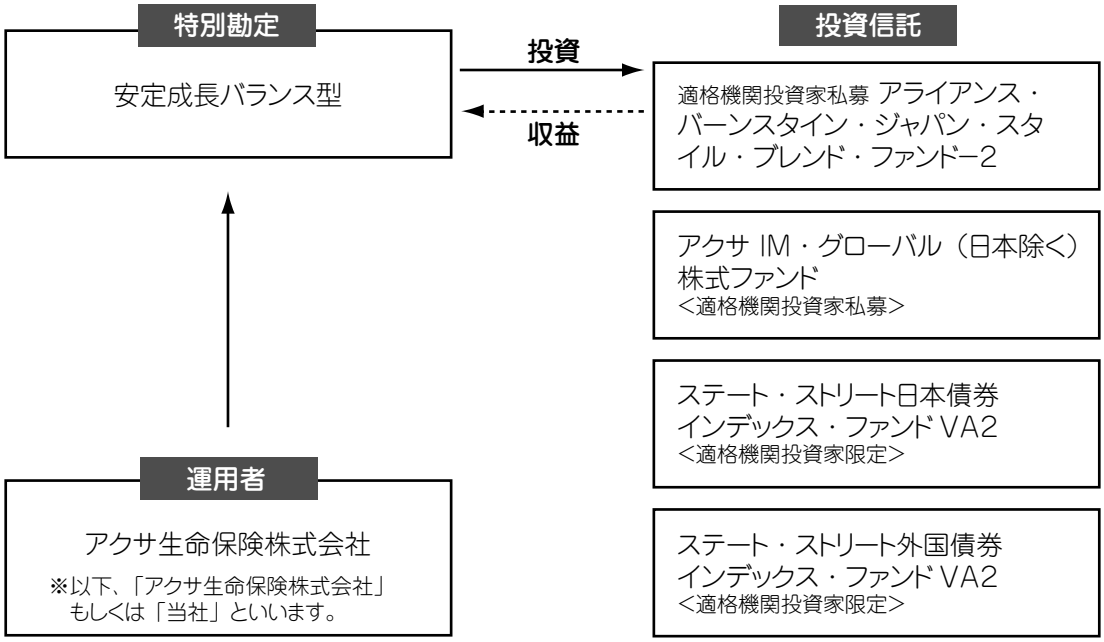

※運用の仕組みは、平成27年５月現在のものであり、今後変更となる場合があります。

5　沿　革

平成21年２月１日　特別勘定の設定、運用開始

2．投資方針及び投資リスク

1　投資方針と主な投資対象

当特別勘定は、主として国内外の株式および債券を主要投資対象とする投資信託に投資することにより、中長期的に安定した投資成果を目標として運用を行います。実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。
基本資産配分は、日本株式20％、外国株式20％、日本債券30％、外国債券30％とし、一定の規律に従いリバランスを行います。

※「リバランス」とは、当初決定した基本資産配分に向けて調整することをいいます。
※市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

◆基本資産配分：以下の資産配分比率を基本とします。
※運用環境見通し等の大きな変更が信託財産の中長期的な成長に影響を及ぼす可能性が高いと判断した場合には、基本資産配分の見直しを行う場合があります。
※実際の資産配分比率は、投資タイミング、利用する投資信託の時価変動、特別勘定への資金流出入等の理由により、下記基本資産配分比率より乖離が発生する場合がありますが、当社の定める方法により、基本資産配分比率との調整を行います。
※特別勘定資産においては、保険契約の異動等に備え一定の現預金等を保有します。

日本株式	20％
外国株式	20％
日本債券	30％
外国債券	30％

◆投資対象：利用する投資信託の投資対象の詳細情報につきましては、各投資信託のページをご参照ください。
※利用する投資信託は、将来変更される可能性があります。

資産クラス	利用する投資信託		参照ページ
	名称	運用方針	
日本株式	適格機関投資家私募アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・スタイル・ブレンド・ファンド－２	マザーファンド受益証券への投資を通じて、投資スタイルの分散を図り、主として日本の株式を投資対象に信託財産の長期的な成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。	56ページ
外国株式	アクサ IM・グローバル（日本除く）株式ファンド＜適格機関投資家私募＞	マザー・ファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く世界各国の証券取引所上場株式への投資を行い、信託財産の中長期的な成長をめざします。実質的な外貨建組入資産については、原則として為替ヘッジを行いません。MSCIコクサイ指数（※１）（配当込み・グロス・日本円換算）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果をめざします。	78ページ
日本債券	ステート・ストリート日本債券インデックス・ファンドVA2＜適格機関投資家限定＞	マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に日本の公社債等に投資を行い、ベンチマーク（NOMURA-BPI総合指数（※２））に連動した投資成果をめざします。	27ページ
外国債券	ステート・ストリート外国債券インデックス・ファンドVA2＜適格機関投資家限定＞	マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に日本を除く世界主要先進国の国債、政府機関債等に投資を行い、ベンチマーク（シティ世界国債インデックス（※３）（除く日本、ヘッジなし・円ベース））に連動した投資成果をめざします。外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。	41ページ

（※１）「MSCIコクサイ指数」とは、MSCI Inc.が日本を除く世界の先進国株式市場のパフォーマンスを測るために開発した指数で、各国の株式時価総額等をベースに算出されたものです。MSCIコクサイ・インデックスに関する著作権、知的所有権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

（※２）「NOMURA-BPI総合指数」とは、日本国内で発行される公募固定利付債の流通市場動向を的確に表すために、野村證券株式会社によって計算、公表されている投資収益指数です。NOMURA-BPI総合は野村證券株式会社の知的財産です。野村證券株式会社は、当特別勘定の運用成果等に関し、一切責任はありません。

（※３）「シティ世界国債インデックス」とは、Citigroup Index LLCが算出・公表する指数で、1984年12月末日を100として世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均し指数化したものです。シティ世界国債インデックスに対する著作権、知的所有権その他一切の権利はCitigroup Index LLCに帰属します。

２　運用体制

●特別勘定資産の運用は、当社のALM&特別勘定運用部が担当します。

・ALM&特別勘定運用部は特別勘定資産の運用方針などの決定･変更、また資産の管理･保全･報告などを行います。
・運用リスク管理部は運用資産の状況を管理しています。

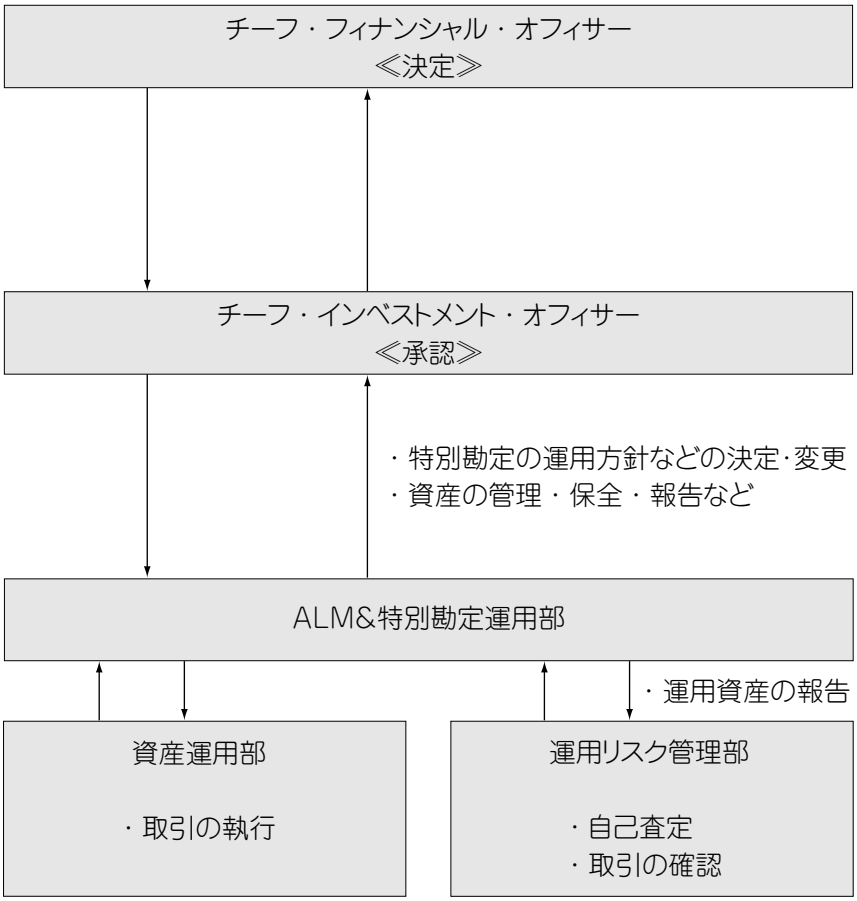

※上図は平成27年１月末現在の運用体制です。運用体制は、将来的に変更されることがあります。
運用体制の変更については、事業年度末決算報告書などでお知らせします。

３　主な投資制限

特別勘定資産の運用は、生命保険会社の資産運用に関する法令、諸規定に従って行います。
ただし、法令等の改正により投資制限に変更があった場合には、それに従って特別勘定資産の運用を行います。

① 投資信託への投資割合には制限を設けません。
② 株式への実質投資割合には制限を設けません。
③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
④ 新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、原則取得時において特別勘定資産の10％以下とします。
⑤ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、原則取得時において特別勘定資産の10％以下とします。
⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、原則取得時において特別勘定資産の10％以下とします。
⑦ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、原則取得時において特別勘定資産の10％以下とします。

※利用する投資信託の投資制限の詳細につきましては、各投資信託のページをご参照ください。

４　投資リスクについて

（利用する投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されておりません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。）

当特別勘定は、主として投資信託への投資を通じて、株式・債券などの値動きのある証券や為替変動リスクのある外貨建資産に投資しますので、特別勘定のユニットプライスは投資元本を割り込むことがあります。

当特別勘定が有する主なリスクは以下のとおりです。

○資産配分リスク
当特別勘定では各資産（日本株式、外国株式、日本債券、外国債券）につき、基本資産配分比率から一定の範囲内で配分比率の変動を抑えます。
この資産配分が当特別勘定の収益の源泉となる場合もありますが、収益率の悪い資産への配分が大きい場合、複数または全ての資産価値が下落する場合には、当特別勘定のユニットプライスが下がる要因となる可能性があります。

○価格変動リスク
当特別勘定では株式に投資します。これらの価格は、一般に大きく変動します。株式市場全体の価格変動あるいは個別銘柄の価格変動により、当特別勘定のユニットプライスが下がる要因となる可能性があります。

○金利変動リスク
当特別勘定では公社債に投資します。公社債では、一般に金利リスクがあります。
金利リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落し、当特別勘定のユニットプライスが下がる要因となります。

○為替リスク
当特別勘定では外国証券を保有します。外国証券に投資する場合には、一般に為替リスクがあります。

為替リスクとは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般に外国為替相場が対円で下落（円高）になった場合には、当特別勘定のユニットプライスが下がる要因となります。従いまして、外貨建証券が現地通貨建てでは値上がりしている場合でも、当該通貨の為替相場の対円での下落（円高）度合いによっては、当該証券の円ベースの評価額が減価し、当特別勘定のユニットプライスの変動及び分配金に影響を与える要因となります。また外貨建証券への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて損失を被る可能性もあります。当特別勘定では、円と投資対象国通貨の為替レートの変化が当特別勘定の資産価値に影響します。また、為替ヘッジを行うにあたり、ヘッジコスト※がかかります。

※ヘッジコストとは、為替ヘッジに伴う経費を指し、一般的に日本（円）と投資対象国（ヘッジ対象通貨）の短期金利差に相当します。日本（円）よりも投資対象国（ヘッジ対象通貨）の短期金利が高い場合、この金利差分がヘッジコストとして収益の低下要因となります。

○信用リスク

信用リスクとは、株式、公社債、コマーシャルペーパー及び短期金融商品の発行体が、経営不振、その他の理由により利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、当該公社債等の価格は下落（価格がゼロになることもあります。）し、当特別勘定のユニットプライスが下がる要因となります。

○流動性リスク

流動性リスクとは、市場における売買量の欠如等の理由により、当特別勘定にとって最適な時期で株式および公社債の売買ができず機会損失を被るリスクをいいます。

○カントリーリスク

カントリーリスクとは、投資対象国における政治不安や社会不安、あるいは他国との外交関係の悪化などの要因により、投資成果に大きく影響することがあります。また、投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送回金規制などの様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の証券への投資が悪影響を被る可能性があります。

３．その他詳細情報

※利用する投資信託のその他詳細情報につきましては、各投資信託のページをご参照ください。

４．運用実績（当特別勘定のユニットプライスの推移）

※利用する投資信託の投資状況の詳細につきましては、各投資信託のページをご参照ください。

平成26年3月末及び同日前1年以内における各月末のユニットプライスの推移は次のとおりです。

（平成26年3月31日現在）

ユニットプライス		騰落率（%）
平成21年1月末	100.00000000	49.33
平成25年3月末	132.54776861	12.66
平成25年4月末	139.48492192	7.06
平成25年5月末	141.04940980	5.87
平成25年6月末	137.35835377	8.72
平成25年7月末	138.64228760	7.71
平成25年8月末	137.62653822	8.51
平成25年9月末	141.48611756	5.55
平成25年10月末	143.86280399	3.8
平成25年11月末	148.16403127	0.79
平成25年12月末	151.01224041	▲ 1.11
平成26年1月末	147.18901496	1.46
平成26年2月末	148.54253943	0.53
平成26年3月末	149.33327877	ー

※特別勘定のユニットプライスは、特別勘定の設定日（2009年2月1日）の前日を100．00として計算しています。

※騰落率は、該当月の月末のユニットプライスに対する当期末のユニットプライスの変動率を小数点第三位を四捨五入して表しています。

※運用実績に関するいかなる内容も過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

Ⅱ　特別勘定の経理状況

※利用する投資信託の投資状況の詳細につきましては、各投資信託のページをご参照ください。

1. 資産の内訳

（平成26年3月31日現在）

区分	金額（千円）	構成比（%）
現預金・コール	48,280	3.8
有 価 証 券	1,218,091	96.2
公 社 債	―	―
株 式	―	―
外国証券	―	―
―	―	―
―	―	―
その他の証券	1,218,091	96.2
日本株式型投資信託	242,637	19.2
外国株式型投資信託	244,839	19.3
日本債券型投資信託	362,273	28.6
外国債券型投資信託	368,341	29.1
貸付金	―	―
その他資産	―	―
一般勘定	―	―
貸倒引当金	―	―
合計	1,266,372	100.0

※金額の単位未満は切捨てとしました。また、比率については小数点第二位を四捨五入しています。

2. 運用収支状況

（平成26年3月31日現在）

項目	金額（千円）
利息配当金収入	29,922
有価証券売却益	－
有価証券評価益	101,757
有価証券償還益	－
為替差益	－
その他収益	－
有価証券売却損	－
有価証券評価損	－
有価証券償還損	－
為替差損	－
その他費用及び損失	－
収支差計	131,679

※金額の単位未満は切捨てとしました。

3. 有価証券の評価損益

（平成26年3月31日現在）

区分			貸借対照表 計上額（千円）	当期の損益に含まれた 評価損益（千円）
有価証券			1,218,091	101,757
	公社債		－	－
	株式		－	－
	外国証券		－	－
		公社債	－	－
		株式等	－	－
	その他の証券		1,218,091	101,757
		日本株式型投資信託	242,637	15,869
		外国株式型投資信託	244,839	46,979
		日本債券型投資信託	362,273	612
		外国債券型投資信託	368,341	38,295

※「当期の損益に含まれた評価損益」には振戻損益が含まれております。

※金額の単位未満は切捨てとしました。

特別勘定の名称：積極運用バランス型

Ⅰ　特別勘定の状況

1．特別勘定の性格

1　名　称

積極運用バランス型

※以下、上記を「当特別勘定」といいます。

2　目的及び基本的性格

当特別勘定は、主として国内外の株式および債券を主要投資対象とする投資信託に投資することにより、中長期的に安定した投資成果を目標として運用を行います。

※市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

3　特　色

●当特別勘定は複数の投資信託を主要投資対象とします。実質的に国内外の株式及び債券に分散投資を行うことで、リスクを軽減しつつ安定的な収益の獲得をめざします。

4　仕組み

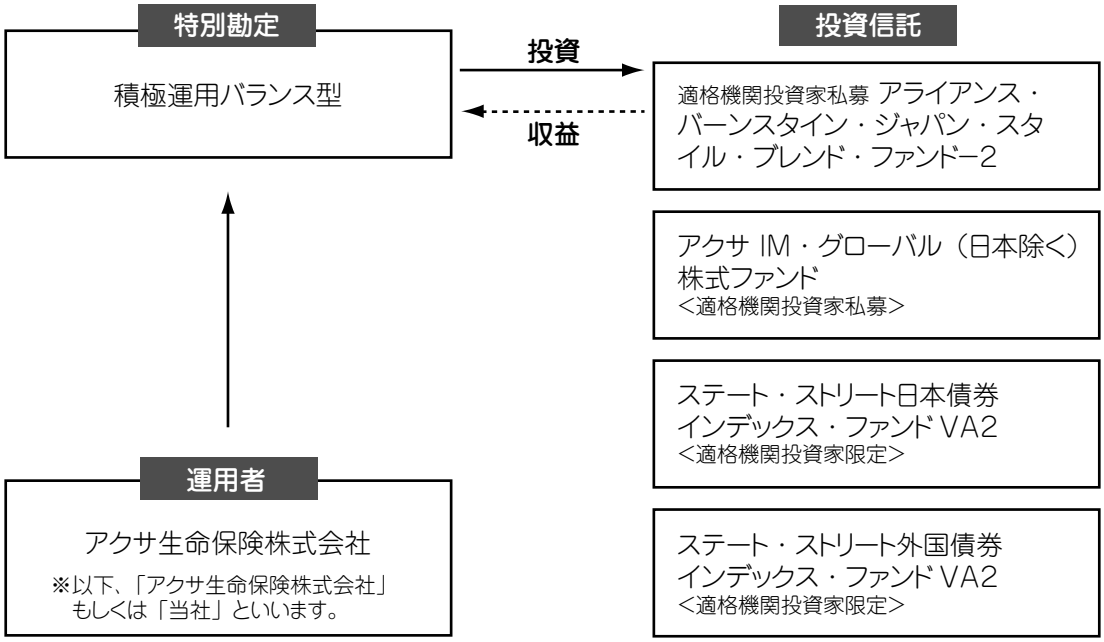

※運用の仕組みは、平成27年５月現在のものであり、今後変更となる場合があります。

5　沿　革

平成21年２月１日　特別勘定の設定、運用開始

2．投資方針及び投資リスク

1　投資方針と主な投資対象

当特別勘定は、主として国内外の株式および債券を主要投資対象とする投資信託に投資することにより、中長期的に安定した投資成果を目標として運用を行います。実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。
基本資産配分は、日本株式25％、外国株式35％、日本債券20％、外国債券20％とし、一定の規律に従いリバランスを行います。

※「リバランス」とは、当初決定した基本資産配分に向けて調整することをいいます。
※市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

◆基本資産配分：以下の資産配分比率を基本とします。
※運用環境見通し等の大きな変更が信託財産の中長期的な成長に影響を及ぼす可能性が高いと判断した場合には、基本資産配分の見直しを行う場合があります。
※実際の資産配分比率は、投資タイミング、利用する投資信託の時価変動、特別勘定への資金流出入等の理由により、下記基本資産配分比率より乖離が発生する場合がありますが、当社の定める方法により、基本資産配分比率との調整を行います。
※特別勘定資産においては、保険契約の異動等に備え一定の現預金等を保有します。

日本株式	25％
外国株式	35％
日本債券	20％
外国債券	20％

◆投資対象：利用する投資信託の投資対象の詳細情報につきましては、各投資信託のページをご参照ください。
※利用する投資信託は、将来変更される可能性があります。

資産クラス	利用する投資信託		参照ページ
	名称	運用方針	
日本株式	適格機関投資家私募アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・スタイル・ブレンド・ファンド－２	マザーファンド受益証券への投資を通じて、投資スタイルの分散を図り、主として日本の株式を投資対象に信託財産の長期的な成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。	56ページ
外国株式	アクサ IM・グローバル（日本除く）株式ファンド＜適格機関投資家私募＞	マザー・ファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く世界各国の証券取引所上場株式への投資を行い、信託財産の中長期的な成長をめざします。実質的な外貨建組入資産については、原則として為替ヘッジを行いません。MSCIコクサイ指数（※１）（配当込み・グロス・日本円換算）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果をめざします。	78ページ
日本債券	ステート・ストリート日本債券インデックス・ファンドVA2＜適格機関投資家限定＞	マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に日本の公社債等に投資を行い、ベンチマーク（NOMURA-BPI総合指数（※２））に連動した投資成果をめざします。	27ページ
外国債券	ステート・ストリート外国債券インデックス・ファンドVA2＜適格機関投資家限定＞	マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に日本を除く世界主要先進国の国債、政府機関債等に投資を行い、ベンチマーク（シティ世界国債インデックス（※３）（除く日本、ヘッジなし・円ベース））に連動した投資成果をめざします。外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。	41ページ

（※１）「MSCIコクサイ指数」とは、MSCI Inc.が日本を除く世界の先進国株式市場のパフォーマンスを測るために開発した指数で、各国の株式時価総額等をベースに算出されたものです。MSCIコクサイ・インデックスに関する著作権、知的所有権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

（※２）「NOMURA-BPI総合指数」とは、日本国内で発行される公募固定利付債の流通市場動向を的確に表すために、野村證券株式会社によって計算、公表されている投資収益指数です。NOMURA-BPI総合は野村證券株式会社の知的財産です。野村證券株式会社は、当特別勘定の運用成果等に関し、一切責任はありません。

（※３）「シティ世界国債インデックス」とは、Citigroup Index LLCが算出・公表する指数で、1984年12月末日を100として世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均し指数化したものです。シティ世界国債インデックスに対する著作権、知的所有権その他一切の権利はCitigroup Index LLCに帰属します。

２　運用体制

●特別勘定資産の運用は、当社のALM&特別勘定運用部が担当します。

・ALM&特別勘定運用部は特別勘定資産の運用方針などの決定･変更、また資産の管理･保全･報告などを行います。
・運用リスク管理部は運用資産の状況を管理しています。

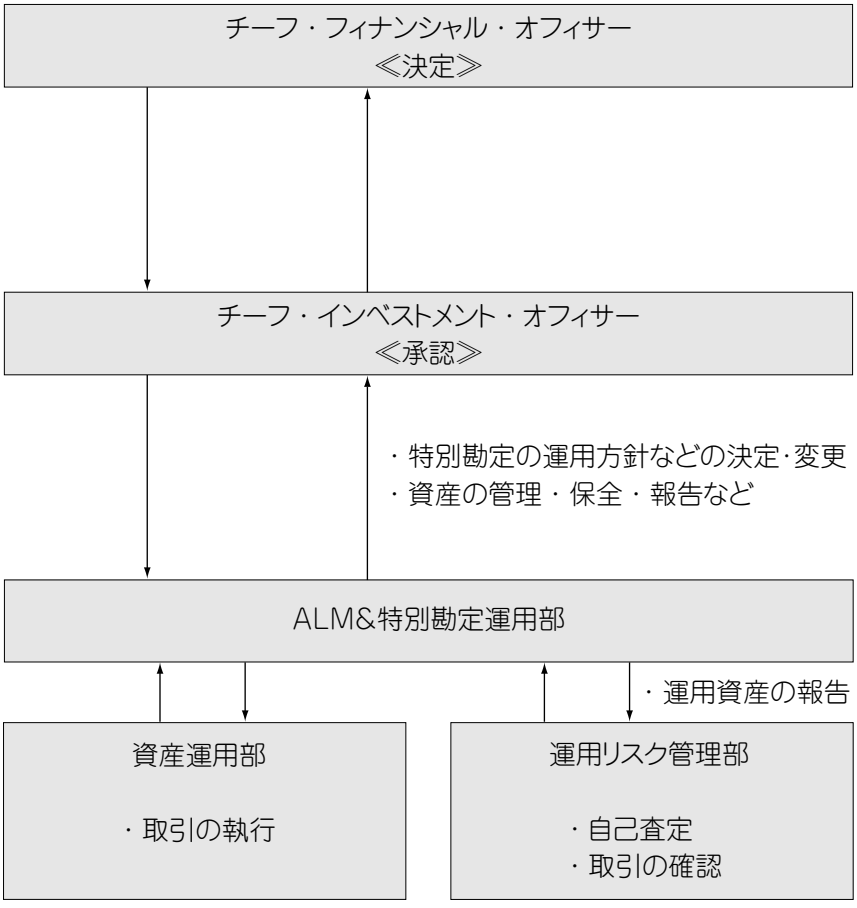

※上図は平成27年１月末現在の運用体制です。運用体制は、将来的に変更されることがあります。運用体制の変更については、事業年度末決算報告書などでお知らせします。

３　主な投資制限

特別勘定資産の運用は、生命保険会社の資産運用に関する法令、諸規定に従って行います。
ただし、法令等の改正により投資制限に変更があった場合には、それに従って特別勘定資産の運用を行います。

① 投資信託への投資割合には制限を設けません。
② 株式への実質投資割合には制限を設けません。
③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
④ 新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、原則取得時において特別勘定資産の10%以下とします。
⑤ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、原則取得時において特別勘定資産の10%以下とします。
⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、原則取得時において特別勘定資産の10%以下とします。
⑦ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、原則取得時において特別勘定資産の10%以下とします。

※利用する投資信託の投資制限の詳細につきましては、各投資信託のページをご参照ください。

４　投資リスクについて

（利用する投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されておりません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。）

当特別勘定は、主として投資信託への投資を通じて、株式・債券などの値動きのある証券や為替変動リスクのある外貨建資産に投資しますので、特別勘定のユニットプライスは投資元本を割り込むことがあります。

当特別勘定が有する主なリスクは以下のとおりです。

○資産配分リスク
当特別勘定では各資産（日本株式、外国株式、日本債券、外国債券）につき、基本資産配分比率から一定の範囲内で配分比率の変動を抑えます。
この資産配分が当特別勘定の収益の源泉となる場合もありますが、収益率の悪い資産への配分が大きい場合、複数または全ての資産価値が下落する場合には、当特別勘定のユニットプライスが下がる要因となる可能性があります。

○価格変動リスク
当特別勘定では株式に投資します。これらの価格は、一般に大きく変動します。株式市場全体の価格変動あるいは個別銘柄の価格変動により、当特別勘定のユニットプライスが下がる要因となる可能性があります。

○金利変動リスク
当特別勘定では公社債に投資します。公社債では、一般に金利リスクがあります。
金利リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落し、当特別勘定のユニットプライスが下がる要因となります。

○為替リスク
当特別勘定では外国証券を保有します。外国証券に投資する場合には、一般に為替リスクがあります。

為替リスクとは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般に外国為替相場が対円で下落（円高）になった場合には、当特別勘定のユニットプライスが下がる要因となります。従いまして、外貨建証券が現地通貨建てでは値上がりしている場合でも、当該通貨の為替相場の対円での下落（円高）度合いによっては、当該証券の円ベースの評価額が減価し、当特別勘定のユニットプライスの変動及び分配金に影響を与える要因となります。また外貨建証券への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて損失を被る可能性もあります。当特別勘定では、円と投資対象国通貨の為替レートの変化が当特別勘定の資産価値に影響します。また、為替ヘッジを行うにあたり、ヘッジコスト※がかかります。

※ヘッジコストとは、為替ヘッジに伴う経費を指し、一般的に日本（円）と投資対象国（ヘッジ対象通貨）の短期金利差に相当します。日本（円）よりも投資対象国（ヘッジ対象通貨）の短期金利が高い場合、この金利差分がヘッジコストとして収益の低下要因となります。

○信用リスク

信用リスクとは、株式、公社債、コマーシャルペーパー及び短期金融商品の発行体が、経営不振、その他の理由により利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、当該公社債等の価格は下落（価格がゼロになることもあります。）し、当特別勘定のユニットプライスが下がる要因となります。

○流動性リスク

流動性リスクとは、市場における売買量の欠如等の理由により、当特別勘定にとって最適な時期で株式および公社債の売買ができず機会損失を被るリスクをいいます。

○カントリーリスク

カントリーリスクとは、投資対象国における政治不安や社会不安、あるいは他国との外交関係の悪化などの要因により、投資成果に大きく影響することがあります。また、投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送回金規制などの様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の証券への投資が悪影響を被る可能性があります。

３．その他詳細情報

※利用する投資信託のその他詳細情報につきましては、各投資信託のページをご参照ください。

４．運用実績（当特別勘定のユニットプライスの推移）

※利用する投資信託の投資状況の詳細につきましては、各投資信託のページをご参照ください。

平成26年3月末及び同日前1年以内における各月末のユニットプライスの推移は次のとおりです。

（平成26年3月31日現在）

ユニットプライス		騰落率（%）
平成21年1月末	100.00000000	64.64
平成25年3月末	141.45621056	16.39
平成25年4月末	149.73772423	9.95
平成25年5月末	152.89971917	7.68
平成25年6月末	148.07310358	11.19
平成25年7月末	150.27140901	9.56
平成25年8月末	148.73818070	10.69
平成25年9月末	154.17990669	6.78
平成25年10月末	157.36723218	4.62
平成25年11月末	163.18623776	0.89
平成25年12月末	167.34089129	▲ 1.62
平成26年1月末	161.47852890	1.96
平成26年2月末	163.66792422	0.59
平成26年3月末	164.63810957	―

※特別勘定のユニットプライスは、特別勘定の設定日（2009年2月1日）の前日を100．00として計算しています。

※騰落率は、該当月の月末のユニットプライスに対する当期末のユニットプライスの変動率を小数点第三位を四捨五入して表しています。

※運用実績に関するいかなる内容も過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

Ⅱ　特別勘定の経理状況

※利用する投資信託の投資状況の詳細につきましては、各投資信託のページをご参照ください。

1. 資産の内訳

（平成26年3月31日現在）

区分	金額（千円）	構成比（%）
現預金・コール	46,910	4.4
有 価 証 券	1,027,497	95.6
公 社 債	—	—
株 式	—	—
外国証券	—	—
—	—	—
—	—	—
その他の証券	1,027,497	95.6
日本株式型投資信託	255,667	23.8
外国株式型投資信託	361,237	33.6
日本債券型投資信託	203,626	19.0
外国債券型投資信託	206,965	19.3
貸付金	—	—
その他資産	—	—
一般勘定	—	—
貸倒引当金	—	—
合計	1,074,408	100.0

※金額の単位未満は切捨てとしました。また、比率については小数点第二位を四捨五入しています。

2. 運用収支状況

（平成26年3月31日現在）

項目	金額（千円）
利息配当金収入	24,845
有価証券売却益	－
有価証券評価益	104,566
有価証券償還益	－
為替差益	－
その他収益	－
有価証券売却損	－
有価証券評価損	－
有価証券償還損	－
為替差損	－
その他費用及び損失	－
収支差計	129,412

※金額の単位未満は切捨てとしました。

3. 有価証券の評価損益

（平成26年3月31日現在）

区分			貸借対照表 計上額（千円）	当期の損益に含まれた 評価損益（千円）
有価証券			1,027,497	104,566
	公社債		－	－
	株式		－	－
	外国証券		－	－
		公社債	－	－
		株式等	－	－
	その他の証券		1,027,497	104,566
		日本株式型投資信託	255,667	15,455
		外国株式型投資信託	361,237	68,072
		日本債券型投資信託	203,626	477
		外国債券型投資信託	206,965	20,561

※「当期の損益に含まれた評価損益」には振戻損益が含まれております。

※金額の単位未満は切捨てとしました。

「安定成長バランス型」「積極運用バランス型」の投資対象となる投資信託（特別勘定で組入れる投資信託）に関する詳細内容

【記載されている投資信託の名称】

○ステート・ストリート日本債券インデックス・ファンドVA2
＜適格機関投資家限定＞

○ステート・ストリート外国債券インデックス・ファンドVA2
＜適格機関投資家限定＞

※「適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・スタイル・ブレンド・ファンド－2」については56ページ、
「アクサ IM・グローバル（日本除く）株式ファンド＜適格機関投資家私募＞」については78ページ
をご覧ください。

Ⅰ　投資信託（ファンド）の状況

1．投資信託（ファンド）の性格

1 名　称

ステート・ストリート日本債券インデックス・ファンドVA2＜適格機関投資家限定＞

※以下、上記のファンドを「当ファンド」という場合があります。

2 目的及び基本的性格

当ファンドは、ステート・ストリート日本債券インデックス・マザーファンド（以下、「マザーファンド」という場合があります。）受益証券への投資を通じて、NOMURA-BPI 総合指数に連動した投資成果をめざして運用を行います。

※当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資家（受益者）からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金の全部または一部をマザーファンドの受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

※一般社団法人投資信託協会が公募投資信託について定める「商品分類に関する指針」に基づいて分類した場合、当ファンドは、「追加型投信／国内／債券／インデックス型」に該当します。

追加型投信・・・一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

インデックス型・・・投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

※当ファンドの信託金の上限は 1 兆円とします。

※当ファンドの信託期間は（原則として）無期限です。ただし、信託元本が 10 億円を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、委託会社は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了することができます。

※NOMURA-BPI 総合指数とは、日本国内で発行される公募固定利付債の流通市場動向を的確に表すために、野村證券株式会社によって計算、公表されている投資収益指数です。NOMURA-BPI 総合は野村證券株式会社の知的財産です。野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任はありません。

3 特　色

当ファンドは、ステート・ストリート日本債券インデックス・マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、実質的にわが国の公社債等に投資を行います。

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、NOMURA-BPI 総合指数に連動した投資成果をめざして運用を行います。

4 仕組み

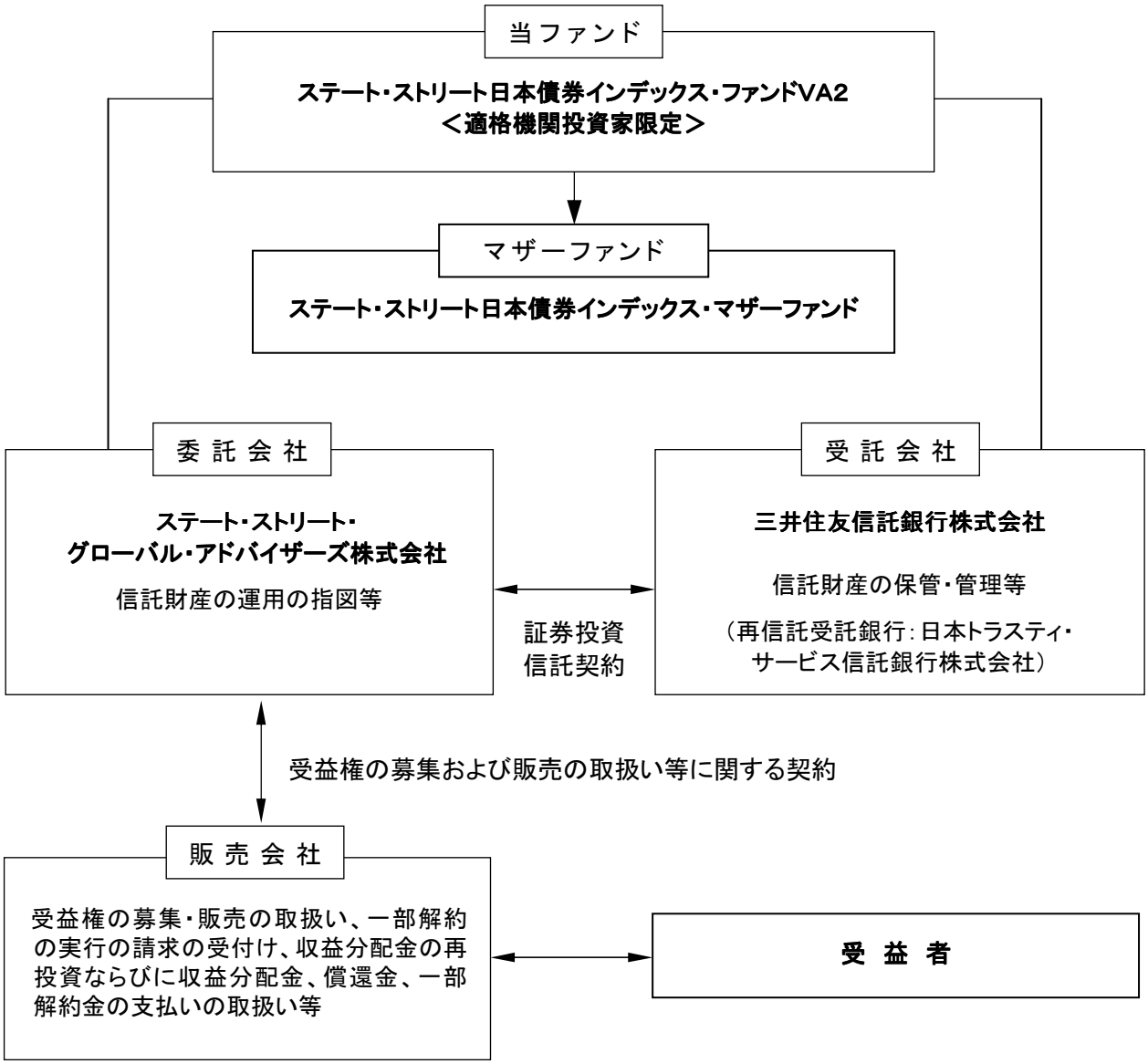

※上記の運用の仕組みは、平成 26 年 3 月 31 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2. 投資方針及び投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

当ファンドは、ステート・ストリート日本債券インデックス・マザーファンド受益証券への投資を通じて、NOMURA-BPI 総合指数に連動した投資成果をめざして運用を行うことを基本とします。

(1)運用方針

当ファンドは、わが国の公社債等に投資するステート・ストリート日本債券インデックス・マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、NOMURA-BPI 総合指数に連動した投資成果をめざして運用を行います。

したがって、当ファンドでは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的にわが国の公社債等に分散投資することになります。

(2)投資態度

①NOMURA-BPI 総合指数をベンチマークとします。

②マザーファンド受益証券の組入比率は原則として高位を維持します。

③債券の実質組入比率は原則として高位を維持します。

④当ファンドに属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、デリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、投資信託約款に定めるものに限ります。以下同じ。）を行うことができます。
⑤当ファンドの効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。
⑥当ファンドの効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。
⑦資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては上記の運用ができないことがあります。

※投資対象の詳細につきましては、「3．その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

ステート・ストリート日本債券インデックス・マザーファンド

① わが国の公社債等を主要投資対象とし、NOMURA-BPI 総合指数に連動した投資成果をめざして運用を行います。
② 債券組入比率は原則として高位を維持します。
③ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引を行うことができます。
④ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引ならびに金利先渡取引を行うことができます。
⑤ 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。
⑥ 資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

2 運用体制

運用部のファンド担当者がそのポートフォリオ管理、運用モデル／プロセスの改善の任に就いていますが、常にボストン本社を中心とした海外拠点の当該ストラテジーに関わる運用担当者と意見・情報交換を行いながら、モデルの問題点・改善点、パフォーマンス、市場・運用情報などにつきコミュニケーションを保っています。運用の報告は、委託会社の投資政策委員会に対してなされます。投資政策委員会は、チーフ・インベストメント・オフィサー、運用部長、運用戦略責任者、運用評価責任者、オペレーション責任者、コンプライアンス責任者により構成されています。なお、投資政策委員会においては、全ファンドの毎月末のポートフォリオ構成、パフォーマンス、取引先別の売買高、売買手数料などを確認し、ガイドラインからの乖離や、同一戦略の受託資産間でのパフォーマンスの乖離状況等を報告します。運用担当者は、投資戦略別に毎月の投資行動を報告した上で、ガイドラインからの乖離やパフォーマンスの格差、発注取引先の集中等が生じている場合には、その理由および顧客への説明状況について報告します。

（運用体制図）

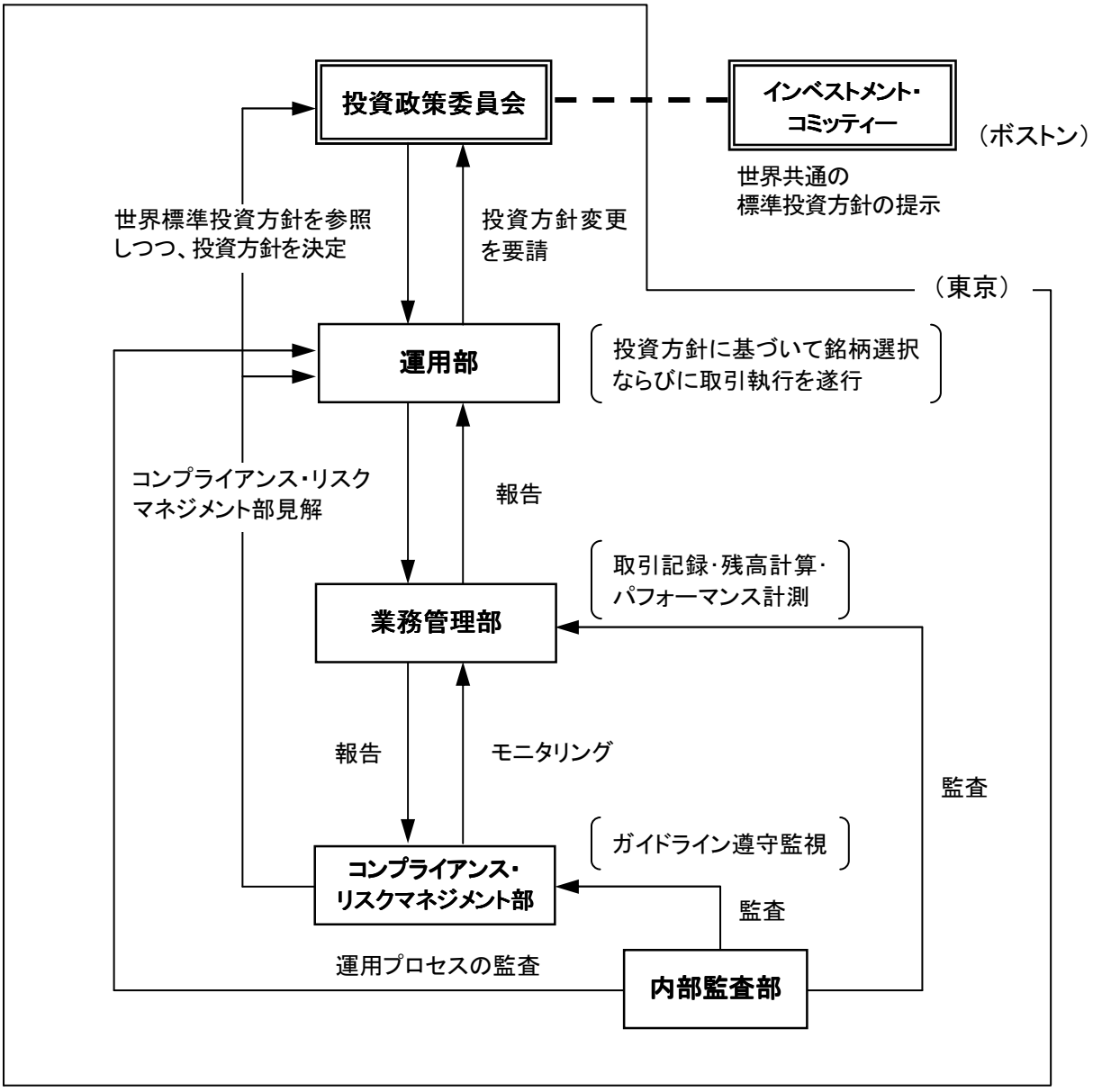

※上記の運用体制は、平成 26 年 3 月 31 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3 主な投資制限

当ファンドの法令および投資信託約款に基づく主な投資制限は以下のとおりです。

① マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
② 公社債の実質投資割合には制限を設けません。
③ 株式への投資は、転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能なものに限り、実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
④ 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
⑤ 外貨建資産への投資は行いません。
⑥ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
⑦ デリバティブ取引は、投資信託約款に定める範囲で行います。

※投資制限の詳細につきましては、「3．その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

ステート・ストリート日本債券インデックス・マザーファンド

① 公社債への投資割合には制限を設けません。
② 株式への投資は、転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能なものに限り、実質的投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
④ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
⑤ 外貨建資産への投資は行いません。
⑥ 有価証券先物取引等、スワップ取引ならびに金利先渡取引は、投資信託約款に定める範囲で行います。

4 投資リスクについて

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の公社債等に分散投資を行いますが、主として以下に掲げる要因等により基準価額が大きく変動する場合がありますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

① 金利変動リスク（公社債等の価格変動リスク）
公社債等の価格は、一般に金利が上昇した場合には下落し、金利が下落した場合には上昇します（価格の変動幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。従って、金利が上昇した場合、公社債等の価格が下落する要因となります。

② 信用リスク
公社債等は、発行体の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等、信用状況によって価格は変動し、損失を被ることがあります。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、価格は大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。
なお、コール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で運用する場合や組み入れた株式や公社債等を貸付する場合にも、債務不履行などにより損失が発生することがあります。
その他、金融商品取引の相手方や受託者の決済不履行または債務不履行等により損失を被ることがあります。

③ 流動性リスク

公社債等の市場規模や取引量が少ない状況や解約資金を手当てするために保有する公社債等を大量に売却しなければならない状況においては、取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

また、解約資金の手当てが間に合わず、売却した公社債等の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入を行うことによって解約金の支払いに対応する場合があり、その場合の借入金利は当ファンドが負担することになります。

④ デリバティブ取引のリスク

先物・スワップ取引等のデリバティブ取引を用いた投資手法は運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利等の変動による影響を低減するために用いられますが、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、また用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

⑤ パッシブ運用のリスク

当ファンドはパッシブ運用を採用しています。パッシブ運用とは、ベンチマーク（参考指数）とするインデックスと連動する投資成果を目指す運用手法であり、ファンド・マネジャーが経済情勢、市場分析等に基づき個別銘柄の売買を行うことによりインデックスを上回る投資成果を目指すアクティブ運用とは異なります。

当ファンドは、投資成果をインデックスにできるだけ連動させるため、原則としてポートフォリオにおける時価構成をインデックスにおける銘柄別時価構成比に近づけるように投資対象銘柄の売買を行います。ただし、インデックス採用銘柄の変更や資本異動等によりポートフォリオの調整が行われる場合等、個別銘柄の売買等にあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があるため、基準価額の変動率がインデックスの変動率に一致せず、ファンドの投資成果がインデックスの投資成果に連動しない場合があります。また、インデックス採用銘柄の売買停止等の理由により当該銘柄に投資できない場合、インデックスの投資成果に連動させるため、インデックス採用銘柄以外の銘柄に投資する場合があります。

⑥ ファミリーファンド方式のリスク

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のファンド（ベビーファンド）に追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて有価証券の売買等が行われた場合等には、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあり、これにより、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

※市場動向や投資対象国の政治、経済、社会情勢等によっては、運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。

※投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されておりません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。

上記の投資リスク管理体制は以下のとおりです。

① 運用プロセスにおけるリスク管理

運用部のポートフォリオ・マネージャーは顧客ガイドラインに加え、より詳細な内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行います。

② 運用プロセス外におけるリスク管理

・ コンプライアンス・チェック

コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全運用口座におけるガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しております。また、投資政策委員会にて投資行動やパフォーマンスに関する運用部の報告内容を確認するとともに、毎月末のガイドライン遵守状況等を報告します。

・ パフォーマンス評価

業務管理部がファンドリターンとベンチマークリターンの乖離状況のモニタリング・分析、パフォーマンス分析等の算出を行い、投資政策委員会に報告を行います。投資政策委員会では、運用担当チーム自らの分析とパフォーマンス・アナリストによる検証をあわせて、運用成果に関する最終的な評価を行います。

※上記のリスク管理体制は、平成 26 年 3 月 31 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3. その他詳細情報

1 ステート・ストリート日本債券インデックス・ファンドVA2＜適格機関投資家限定＞の投資対象

（1）当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
①次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
a. 有価証券
b. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託約款に定めるものに限ります。以下同じ。）
c. 金銭債権
d. 約束手形
②次に掲げる特定資産以外の資産
a. 為替手形

（2）①委託者は、信託金を、主としてステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたステート・ストリート日本債券インデックス・マザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
a. 株券または新株引受権証書
b. 国債証券
c. 地方債証券
d. 特別の法律により法人の発行する債券
e. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
f. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
h. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
i. 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
j. コマーシャル・ペーパー
k. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証書
l. 投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
m. 投資証券もしくは投資法人債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
n. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
o. 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
p. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
q. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第1項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
r. 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）

なお、前記aの証券または証書、前記oの証書のうち前記aの証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前記bから前記fまでの証券、前記oの証書のうち前記bから前記fまでの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前記lの証券および前記mの証券を以下「投資信託証券」といいます。
②委託者は、信託金を、前記①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
a. 預金
b. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
c. コール・ローン
d. 手形割引市場において売買される手形

③前記①の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前記②に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
④先物取引等の運用指図
a. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
b. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
c. 前記aおよび前記bの取引の指図にあたっては、現物資産の時価総額と有価証券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額から有価証券先物取引等の売建玉の時価総額を差引いた額の、純資産総額に対する比率（以下「実質投資比率」といいます。）が、原則として信託財産の純資産総額の100%を超えないものとします。なお、実質投資比率がこの上限を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その調整を指図するものとします。
⑤スワップ取引の運用指図
a. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期間が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。
c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額と、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち当該信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少してスワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速

やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部解約を指図するものとします。

d. 前記cにおいてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち当該信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

e. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

f. 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑥金利先渡取引の運用指図

a. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

b. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

c. 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

d. 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑦有価証券の貸付の指図および範囲

a. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を貸付けることの指図をすることができます。

b. 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑧公社債の空売りの指図範囲

a. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

b. 前記aの売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c. 信託財産の一部解約等の事由により、前記bの売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑨公社債の借入れ

a. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行うものとします。

b. 前記aの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c. 信託財産の一部解約等の事由により、前記bの借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

d. 前記aの借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

２ ステート・ストリート日本債券インデックス・ファンドVA2＜適格機関投資家限定＞の投資制限

①マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。

②公社債への実質投資割合には制限を設けません。

③株式への投資は、転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能なものに限り、実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

④投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤外貨建資産への投資は行いません。

⑥新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑦デリバティブ取引は、投資信託約款に定める範囲で行います。

⑧投資する株式等の範囲

委託者が投資することを指図する株式は、転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能なものに限り、国内の取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、または国内の取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの（上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものを含みます。）とします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

※上記は、平成 26 年 3 月 31 日現在における投資信託約款から抜粋し、編集したものです。投資信託約款は法令改正や制度変更等により変更となる場合があります。

4. 運用状況

1 投資状況（平成 26 年 3 月 31 日現在）

ステート・ストリート日本債券インデックス・ファンドVA2＜適格機関投資家限定＞

平成 26 年 3 月 31 日現在

種類	国/地域名	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	565,926,809	100.00
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		△24,948	△0.00
純資産総額		565,901,861	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【参考情報】マザーファンドの投資状況（平成 26 年 3 月 31 日現在）
ステート・ストリート日本債券インデックス・マザーファンド

平成 26 年 3 月 31 日現在

種類	国/地域名	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	145,837,555,200	78.73
特殊債券	日本	16,355,823,449	8.83
地方債証券	日本	11,708,376,613	6.32
社債券	日本	10,625,037,380	5.73
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		715,650,378	0.39
純資産総額		185,242,443,020	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

2 投資資産（平成 26 年 3 月 31 日現在）

ステート・ストリート日本債券インデックス・ファンドVA2＜適格機関投資家限定＞

（1）投資有価証券の主要銘柄
全銘柄

平成 26 年 3 月 31 日現在

順位	国/地域名	種類	銘柄名	業種	数量（口）	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	日本	親投資信託受益証券	ステート・ストリート日本債券インデックス・マザーファンド	－	483,078,796	1.1740	567,134,506	1.1715	565,926,809	100.00
									投資比率：合計	100.00

（注 1）投資有価証券は 1 銘柄です。
（注 2）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別投資比率

平成 26 年 3 月 31 日現在

種類	業種	投資比率（%）
親投資信託受益証券	－	100.00
合計		100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（2）投資不動産物件

該当する事項はありません。

（3）その他投資資産の主要なもの

該当する事項はありません。

【参考情報】マザーファンドの投資資産（平成 26 年 3 月 31 日現在）
ステート・ストリート日本債券インデックス・マザーファンド
（1）投資有価証券の主要銘柄
評価額上位 30 銘柄

平成 26 年 3 月 31 日現在

順位	国/地域名	種類	銘柄名	利率（%）	償還日	数 量（額面）	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	日本	国債証券	第332回利付国債（10年）	0.600	2023/12/20	1,800,000,000	100.09	1,801,656,000	99.81	1,796,688,000	0.97
2	日本	国債証券	第105回利付国債（5年）	0.200	2017/06/20	1,700,000,000	100.29	1,704,998,000	100.27	1,704,624,000	0.92
3	日本	国債証券	第298回利付国債（10年）	1.300	2018/12/20	1,600,000,000	105.34	1,685,472,000	105.23	1,683,824,000	0.91
4	日本	国債証券	第115回利付国債（5年）	0.200	2018/09/20	1,600,000,000	100.12	1,602,004,000	100.11	1,601,760,000	0.86
5	日本	国債証券	第116回利付国債（5年）	0.200	2018/12/20	1,600,000,000	100.09	1,601,504,000	100.07	1,601,120,000	0.86
6	日本	国債証券	第286回利付国債（10年）	1.800	2017/06/20	1,500,000,000	105.55	1,583,295,000	105.41	1,581,240,000	0.85
7	日本	国債証券	第111回利付国債（5年）	0.400	2018/03/20	1,500,000,000	101.00	1,515,030,000	100.98	1,514,775,000	0.82
8	日本	国債証券	第101回利付国債（5年）	0.400	2016/12/20	1,500,000,000	100.86	1,512,930,000	100.81	1,512,195,000	0.82
9	日本	国債証券	第278回利付国債（10年）	1.800	2016/03/20	1,400,000,000	103.51	1,449,224,000	103.37	1,447,222,000	0.78
10	日本	国債証券	第330回利付国債（10年）	0.800	2023/09/20	1,400,000,000	102.12	1,429,778,000	101.83	1,425,718,000	0.77
11	日本	国債証券	第270回利付国債（10年）	1.300	2015/06/20	1,400,000,000	101.58	1,422,148,000	101.48	1,420,832,000	0.77
12	日本	国債証券	第328回利付国債（10年）	0.600	2023/03/20	1,400,000,000	100.60	1,408,442,000	100.34	1,404,774,000	0.76
13	日本	国債証券	第104回利付国債（5年）	0.200	2017/03/20	1,400,000,000	100.30	1,404,228,000	100.28	1,403,920,000	0.76
14	日本	国債証券	第312回利付国債（10年）	1.200	2020/12/20	1,300,000,000	105.95	1,377,376,000	105.78	1,375,231,000	0.74
15	日本	国債証券	第310回利付国債（10年）	1.000	2020/09/20	1,300,000,000	104.65	1,360,541,000	104.47	1,358,162,000	0.73
16	日本	国債証券	第329回利付国債（10年）	0.800	2023/06/20	1,300,000,000	102.25	1,329,302,000	101.96	1,325,597,000	0.72
17	日本	国債証券	第103回利付国債（5年）	0.300	2017/03/20	1,300,000,000	100.60	1,307,865,000	100.57	1,307,488,000	0.71
18	日本	国債証券	第89回利付国債（5年）	0.400	2015/06/20	1,300,000,000	100.42	1,305,512,000	100.39	1,305,122,000	0.70
19	日本	国債証券	第334回利付国債（2年）	0.100	2015/11/15	1,300,000,000	100.05	1,300,650,000	100.03	1,300,416,000	0.70
20	日本	国債証券	第297回利付国債（10年）	1.400	2018/12/20	1,200,000,000	105.81	1,269,804,000	105.70	1,268,484,000	0.68
21	日本	国債証券	第279回利付国債（10年）	2.000	2016/03/20	1,200,000,000	103.92	1,247,076,000	103.76	1,245,180,000	0.67
22	日本	国債証券	第272回利付国債（10年）	1.400	2015/09/20	1,200,000,000	102.04	1,224,540,000	101.93	1,223,232,000	0.66
23	日本	国債証券	第114回利付国債（5年）	0.300	2018/09/20	1,200,000,000	100.58	1,207,020,000	100.55	1,206,648,000	0.65
24	日本	国債証券	第102回利付国債（5年）	0.300	2016/12/20	1,200,000,000	100.58	1,207,008,000	100.54	1,206,504,000	0.65
25	日本	国債証券	第331回利付国債（10年）	0.600	2023/09/20	1,200,000,000	100.27	1,203,252,000	100.00	1,200,000,000	0.65
26	日本	国債証券	第304回利付国債（10年）	1.300	2019/09/20	1,100,000,000	106.02	1,166,286,000	105.86	1,164,504,000	0.63
27	日本	国債証券	第295回利付国債（10年）	1.500	2018/06/20	1,100,000,000	105.72	1,163,008,000	105.61	1,161,732,000	0.63
28	日本	国債証券	第293回利付国債（10年）	1.800	2018/06/20	1,000,000,000	107.00	1,070,060,000	106.86	1,068,680,000	0.58
29	日本	国債証券	第302回利付国債（10年）	1.400	2019/06/20	1,000,000,000	106.33	1,063,340,000	106.22	1,062,220,000	0.57
30	日本	国債証券	第305回利付国債（10年）	1.300	2019/12/20	1,000,000,000	106.23	1,062,340,000	106.03	1,060,380,000	0.57
										投資比率：合計	22.09

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別投資比率

平成 26 年 3 月 31 日現在

種類	業種	投資比率(%)
国債証券	ー	78.73
特殊債券	ー	8.83
地方債証券	ー	6.32
社債券	ー	5.73
合計		99.61

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)投資不動産物件

該当する事項はありません。

(3)その他投資資産の主要なもの

該当する事項はありません。

3 運用実績（平成 26 年 3 月 31 日現在）

ステート・ストリート日本債券インデックス・ファンドVA2＜適格機関投資家限定＞

（1） 純資産の推移

平成 26 年 3 月 31 日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

項目 / 計算期間・月末		純資産総額（円）	1口当たりの純資産額（円）
第 1 期	（平成 22 年 3 月 5 日）	分配付：73,850,204 分配落：73,850,204	分配付：1.0130 分配落：1.0130
第 2 期	（平成 23 年 3 月 7 日）	分配付：157,192,446 分配落：157,192,446	分配付：1.0236 分配落：1.0236
第 3 期	（平成 24 年 3 月 5 日）	分配付：230,789,830 分配落：230,789,830	分配付：1.0494 分配落：1.0494
第 4 期	（平成 25 年 3 月 5 日）	分配付：358,576,482 分配落：358,576,482	分配付：1.0763 分配落：1.0763
第 5 期	（平成 26 年 3 月 5 日）	分配付：567,249,509 分配落：567,249,509	分配付：1.0899 分配落：1.0899
	平成 25 年 3 月末日	361,567,212	1.0853
	4 月末日	405,991,162	1.0797
	5 月末日	417,285,015	1.0667
	6 月末日	415,058,075	1.0669
	7 月末日	433,359,308	1.0696
	8 月末日	437,314,022	1.0738
	9 月末日	444,724,180	1.0791
	10 月末日	465,332,530	1.0850
	11 月末日	484,656,331	1.0857
	12 月末日	511,966,053	1.0798
	平成 26 年 1 月末日	544,442,838	1.0878
	2 月末日	545,999,489	1.0901
	3 月末日	565,901,861	1.0873

（2） 分配の推移

項目 / 計算期間		1口当たりの分配金
第1期	（平成22年 3月 5日）	0.0000円
第2期	（平成23年 3月 7日）	0.0000円
第3期	（平成24年 3月 5日）	0.0000円
第4期	（平成25年 3月 5日）	0.0000円
第5期	（平成26年 3月 5日）	0.0000円

（3） 収益率の推移

項目 / 計算期間		収益率
第1期	自平成21年 1月 8日 至平成22年 3月 5日	1.3%
第2期	自平成22年 3月 6日 至平成23年 3月 7日	1.0%
第3期	自平成23年 3月 8日 至平成24年 3月 5日	2.5%
第4期	自平成24年 3月 6日 至平成25年 3月 5日	2.6%
第5期	自平成25年 3月 6日 至平成26年 3月 5日	1.3%

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末の分配落基準価額（設定時は当初元本額）を控除した額を、前期末の分配落基準価額（同）で除して得た数に 100 を乗じて得た数です。

Ⅱ　財務ハイライト情報

以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「2. 投資信託(ファンド)の経理状況」の「財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。
「資産の運用に関する重要な事項」の「2. 投資信託(ファンド)の経理状況」中の「財務諸表」は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明に準じて、第 5 期計算期間(平成 25 年 3 月 6 日から平成 26 年 3 月 5 日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。監査報告書は当該箇所に添付されております。

ステート・ストリート日本債券インデックス・ファンドVA2＜適格機関投資家限定＞

1. 貸借対照表

(単位:円)

区　分	第 4 期 (平成 25 年 3 月 5 日現在)	第 5 期 (平成 26 年 3 月 5 日現在)
	金　額	金　額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	504,822	848,331
親投資信託受益証券	358,502,748	567,134,506
未収入金	97,000	146,000
流動資産合計	359,104,570	568,128,837
資産合計	359,104,570	568,128,837
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	62,461	103,946
未払委託者報酬	437,179	727,574
その他未払費用	28,448	47,808
流動負債合計	528,088	879,328
負債合計	528,088	879,328
純資産の部		
元本等		
元本	333,155,151	520,463,491
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	25,421,331	46,786,018
(分配準備積立金)	(12,231,749)	(17,659,433)
元本等合計	358,576,482	567,249,509
純資産合計	358,576,482	567,249,509
負債純資産合計	359,104,570	568,128,837

2. 損益及び剰余金計算書

（単位：円）

区　分	第4期 （自　平成24年　3月　6日 至　平成25年　3月　5日）	第5期 （自　平成25年　3月　6日 至　平成26年　3月　5日）
	金　額	金　額
営業収益		
受取利息	27	16
有価証券売買等損益	8,344,966	7,536,202
営業収益合計	8,344,993	7,536,218
営業費用		
受託者報酬	114,331	191,758
委託者報酬	800,228	1,342,181
その他費用	28,448	47,808
営業費用合計	943,007	1,581,747
営業利益	7,401,986	5,954,471
経常利益	7,401,986	5,954,471
当期純利益	7,401,986	5,954,471
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	113,942	△169,774
期首剰余金又は期首欠損金（△）	10,866,230	25,421,331
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,798,454	17,051,670
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,798,454	17,051,670
剰余金減少額又は欠損金増加額	531,397	1,811,228
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	531,397	1,811,228
分配金	―	―
期末剰余金又は期末欠損金（△）	25,421,331	46,786,018

3. 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

Ⅰ　投資信託（ファンド）の状況

1．投資信託（ファンド）の性格

1 名　称

ステート・ストリート外国債券インデックス・ファンドVA2＜適格機関投資家限定＞

※以下、上記のファンドを「当ファンド」という場合があります。

2 目的及び基本的性格

当ファンドは、ステート・ストリート外国債券インデックス・マザー・ファンド（以下、「マザーファンド」という場合があります。）受益証券への投資を通じて、シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）に連動した投資成果をめざして運用を行います。

※当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資家（受益者）からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金の全部または一部をマザーファンドの受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

※一般社団法人投資信託協会が公募投資信託について定める「商品分類に関する指針」に基づいて分類した場合、当ファンドは、「追加型投信／海外／債券／インデックス型」に該当します。

追加型投信・・・一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

インデックス型・・・投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

※当ファンドの信託金の上限は 1 兆円とします。

※当ファンドの信託期間は（原則として）無期限です。ただし、信託元本が 10 億円を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、委託会社は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了することができます。

※シティ世界国債インデックスとは、Citigroup Index LLC が算出・公表する指数で、1984 年 12 月末日を 100 として世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均し指数化したものです。シティ世界国債インデックスに対する著作権、知的所有権その他一切の権利は Citigroup Index LLC に帰属します。

3 特　色

当ファンドは、ステート・ストリート外国債券インデックス・マザー・ファンド受益証券を主要投資対象とし、実質的に日本を除く世界主要先進国の国債、政府機関債等に投資を行います。

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）に連動した投資成果をめざして運用を行います。

4 仕組み

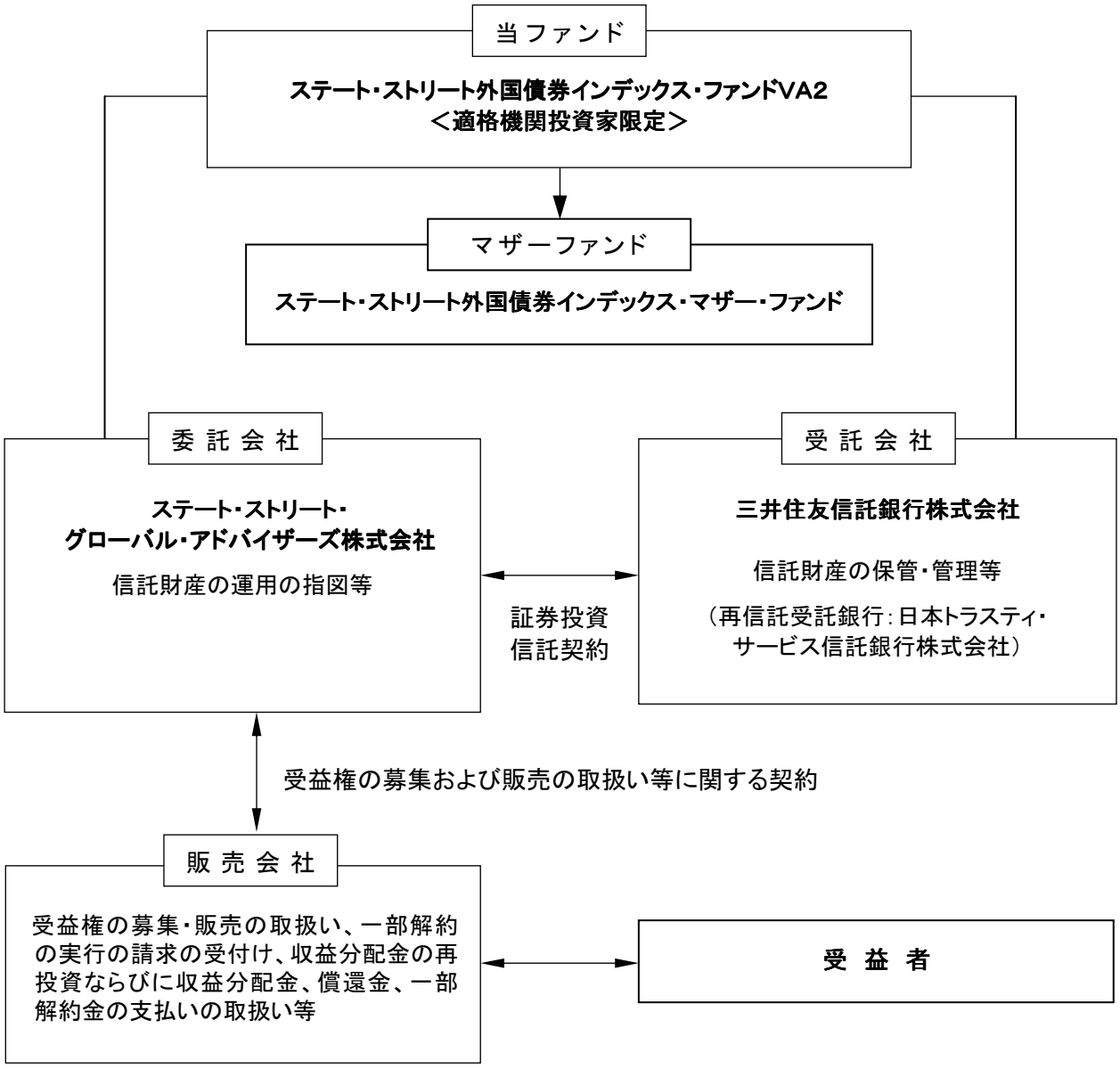

※上記の運用の仕組みは、平成 26 年 3 月 31 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2. 投資方針及び投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

当ファンドは、ステート・ストリート外国債券インデックス・マザー・ファンド受益証券への投資を通じて、シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）に連動した投資成果をめざして運用を行うことを基本とします。

（1）運用方針

当ファンドは、日本を除く世界主要先進国の国債、政府機関債等（以下、「公社債等」といいます。）に投資するステート・ストリート外国債券インデックス・マザー・ファンド受益証券を主要投資対象とし、中長期的な信託財産の成長をめざして、ファミリーファンド方式で運用を行います。

したがって、当ファンドでは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に日本を除く世界主要先進国の公社債等に分散投資することになります。

(2)投資態度

①シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)をベンチマークとします。

②マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。

③外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。

④当ファンドに属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、デリバティブ取引(金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、投資信託約款に定めるものに限ります。以下同じ。)を行うことができます。

⑤当ファンドの効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。

⑥当ファンドの効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。

⑦資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては上記の運用ができないことがあります。

※投資対象の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

ステート・ストリート外国債券インデックス・マザー・ファンド

① 日本を除く世界主要先進国の国債、政府機関債等を主要投資対象とし、シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)に連動した投資成果をめざして運用を行います。

② 公社債への投資は原則として高位を維持します。

③ 外貨建資産に対する為替ヘッジは原則として行いません。

④ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。その際の実質投資比率は、原則として信託財産の純資産総額の 100%以内とします。また、実質投資比率がこの上限を超過した場合には、速やかに調整するものとします。なお、ここでいう実質投資比率は、現物資産の時価総額と有価証券先物等の買建玉の時価総額の合計額から売建玉の時価総額を差引いた額の、純資産総額に対する比率をいいます。

⑤ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

⑥ 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。

⑦ 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては上記の運用が出来ないことがあります。

2 運用体制

運用部のファンド担当者がそのポートフォリオ管理、運用モデル／プロセスの改善の任に就いていますが、常にボストン本社を中心とした海外拠点の当該ストラテジーに関わる運用担当者と意見・情報交換を行いながら、モデルの問題点・改善点、パフォーマンス、市場・運用情報などにつきコミュニケーションを保っています。運用の報告は、委託会社の投資政策委員会に対してなされます。投資政策委員会は、チーフ・インベストメント・オフィサー、運用部長、運用戦略責任者、運用評価責任者、オペレーション責任者、コンプライアンス責任者により構成されています。なお、投資政策委員会においては、全ファンドの毎月末のポートフォリオ構成、パフォーマンス、取引先別の売買高、売買手数料などを確認し、ガイドラインからの乖離や、同一戦略の受託資産間でのパフォーマンスの乖離状況等を報告します。運用担当者は、投資戦略別に毎月の投資行動を報告した上で、ガイドラインからの乖離やパフォーマンスの格差、発注取引先の集中等が生じている場合には、その理由および顧客への説明状況について報告します。

（運用体制図）

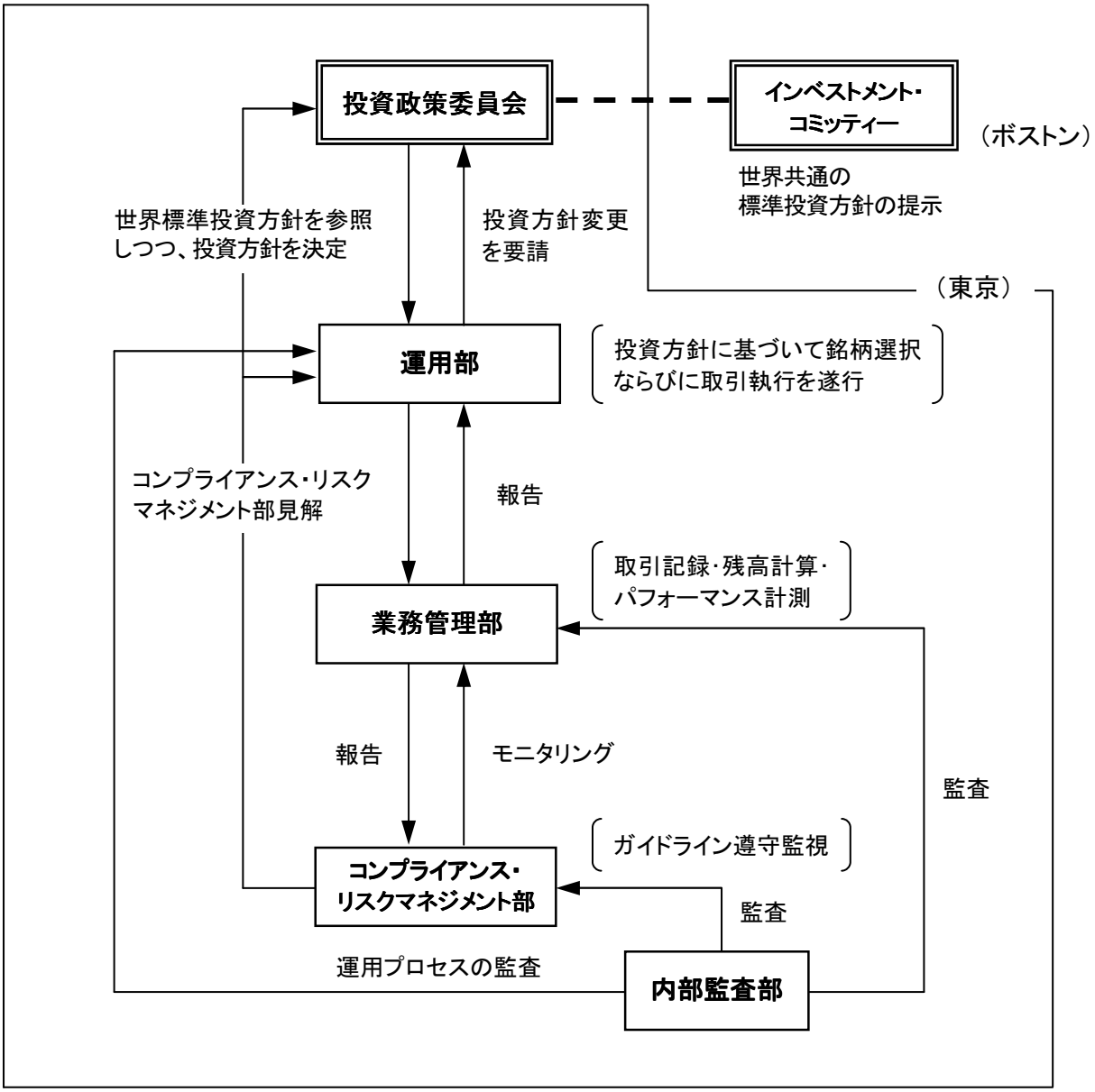

※上記の運用体制は、平成 26 年 3 月 31 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3 主な投資制限

当ファンドの法令および投資信託約款に基づく主な投資制限は以下のとおりです。

① マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
② 公社債への実質的投資割合には制限を設けません。
③ 株式への投資は、転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能なものに限り、実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
④ 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
⑤ 外貨建資産への実質的投資割合には制限を設けません。
⑥ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
⑦ デリバティブ取引は、投資信託約款に定める範囲で行います。

※投資制限の詳細につきましては、「3．その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

ステート・ストリート外国債券インデックス・マザー・ファンド

① 公社債への投資割合には制限を設けません。
② 株式への投資は、転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の転換による取得に限り、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
④ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
⑤ 有価証券先物取引等、スワップ取引ならびに金利先渡取引及び為替先渡取引は、投資信託約款に定める範囲で行います。

4 投資リスクについて

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、日本を除く世界主要先進国の国債、政府機関債等に分散投資を行いますが、主として以下に掲げる要因等により基準価額が大きく変動する場合がありますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

① 金利変動リスク（公社債等の価格変動リスク）
公社債等の価格は、一般に金利が上昇した場合には下落し、金利が下落した場合には上昇します（価格の変動幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。従って、金利が上昇した場合、当ファンドが実質的に保有する公社債等の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。

② 信用リスク
公社債等の発行体の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等、信用状況によって公社債等の価格は変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。従って、このような状態が生じた場合には、当ファンドが実質的に保有する公社債等の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。
また、当ファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で運用する場合（マザーファンドへの投資を通じて実質的に運用する場合を含む）にも、債務不履行などにより損失が発生することがあります。運用資産の規模等によっては、当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。また、金融商品取引の相手方や受託者の決済不履行または債務不履行等により損失を被ることがあります。

③ 為替変動リスク

当ファンドの実質的な主要投資対象である日本を除く世界主要国の国債および政府機関債等は外貨建資産であるため、当ファンドの基準価額は為替変動の影響を受けます。

④ 流動性リスク

投資対象となる有価証券の市場規模や取引量が少ない状況や解約資金を手当てするために実質的に保有する有価証券を大量に売却しなければならない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

また、解約資金の手当てが間に合わず、売却した有価証券等の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入を行うことによって解約金の支払いに対応する場合があり、その場合の借入金利は当ファンドが負担することになります。

⑤ 投資対象国への投資リスク

当ファンドが実質的に保有する有価証券の発行国（投資対象国）における政治不安や社会不安、あるいは他国との外交関係の悪化などの要因により、投資成果に大きく影響することがあります。また、投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送回金規制などの様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の有価証券への投資に悪影響が及ぶ可能性があります。

⑥ 資産担保証券のリスク

MBS、ABS 等（資産担保証券）の期限前償還リスクを伴う債券は、資産担保証券の原資産となっている住宅ローンや自動車ローン等は、一般的に金利が低下すると借換えによる返済が増え、逆に金利が上昇すると借換えによる返済が減少する傾向があります（期限前返済は金利変動の他にも様々な要因の影響を受けます。）。一般的に金利が低下した場合、低金利ローンへの借換えが増加することにより資産担保証券の期限前償還が増加し、当初期待した利回りでの再投資ができない可能性、もしくは証券を額面価額より高く購入している場合、償還損を被る可能性等があります。こうした要因により当ファンドの基準価額が下落することがあります。なお、金利変動の価格に影響を与える度合いは、個々の資産担保証券の特性によっても異なります。

MBS は多数の住宅ローンを担保として発行されますので、担保となる住宅ローンの中にはいわゆるサブプライムローン（信用力の低い個人向け住宅融資）と考えられる信用力の低いものも一部含まれています。また、資産担保証券の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、または、できなくなることが予想される場合には、資産担保証券の価格が大きく下落することもあります（債務不履行の場合、予定されていた利息および償還金が支払われないこともあります。）。

資産担保証券を売買しようとする際に、市場の流動性が著しく低下している場合があります。この場合、資産担保証券の価格が大きく変動することがあり、これに伴い当ファンドの基準価額が大きく乱高下することがあります。

⑦ デリバティブ取引のリスク

先物・スワップ取引等のデリバティブ取引を用いた投資手法は運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による当ファンドおよびマザーファンドへの影響を低減するために用いられますが、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、また用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

⑧ パッシブ運用のリスク

当ファンドはパッシブ運用を採用しています。パッシブ運用とは、ベンチマーク（参考指数）とするインデックスと連動する投資成果を目指す運用手法であり、ファンド・マネジャーが経済情勢、市場分析等に基づき個別銘柄の売買を行うことによりインデックスを上回る投資成果を目指すアクティブ運用とは異なります。

当ファンドは、投資成果をインデックスにできるだけ連動させるため、原則としてポートフォリオにおける時価構成をインデックスにおける銘柄別時価構成比に近づけるように投資対象銘柄の売買を行います。ただし、インデックス採用銘柄の変更や資本異動等によりポートフォリオの調整が行われる場合等、個別銘柄の売買等にあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があるため、基準価額の変動率がインデックスの変動率に一致せず、ファンドの投資成果がインデックスの投資成果に連動しない場合があります。また、インデックス採用銘柄の売買停止等の理由により当該銘柄に投資できない場合、インデックスの投資成果に連動させるため、インデックス採用銘柄以外の銘柄に投資する場合があります。

⑨ ファミリーファンド方式のリスク

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のファンド（ベビーファンド）に追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて有価証券の売買等が行われた場合等には、その売買による組入有価証券等の価格の変化

や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあり、これにより、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

※市場動向や投資対象国の政治、経済、社会情勢等によっては、運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。
※投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されておりません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。

上記の投資リスク管理体制は以下のとおりです。

① 運用プロセスにおけるリスク管理

運用部のポートフォリオ・マネージャーは顧客ガイドラインに加え、より詳細な内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行います。

② 運用プロセス外におけるリスク管理

・ コンプライアンス・チェック

コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全運用口座におけるガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しております。また、投資政策委員会にて投資行動やパフォーマンスに関する運用部の報告内容を確認するとともに、毎月末のガイドライン遵守状況等を報告します。

・ パフォーマンス評価

業務管理部がファンドリターンとベンチマークリターンの乖離状況のモニタリング・分析、パフォーマンス分析等の算出を行い、投資政策委員会に報告を行います。投資政策委員会では、運用担当チーム自らの分析とパフォーマンス・アナリストによる検証をあわせて、運用成果に関する最終的な評価を行います。

※上記のリスク管理体制は、平成 26 年 3 月 31 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3. その他詳細情報

1 ステート・ストリート外国債券インデックス・ファンドVA2＜適格機関投資家限定＞の投資対象

(1) 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
①次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
a. 有価証券
b. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託約款に定めるものに限ります。以下同じ。)
c. 金銭債権
d. 約束手形
②次に掲げる特定資産以外の資産
a. 為替手形

(2) ①委託者は、信託金を、主としてステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたステート・ストリート外国債券インデックス・マザー・ファンドの受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。
a. 株券または新株引受権証書
b. 国債証券
c. 地方債証券
d. 特別の法律により法人の発行する債券
e. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
f. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。)
g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。)
h. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。)
i. 特定目的会社に係る優先出資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。)
j. コマーシャル・ペーパー
k. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証書
l. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号までの証券または証書の性質を有するもの
m. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。)
n. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。)
o. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。)
p. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
q. 預託証書(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。)

r.外国法人が発行する譲渡性預金証書
s.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
t.外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
u.指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第1項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
v.抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）

なお、第a号の証券または証書、第l号および第q号の証券または証書のうち第a号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第b号から第f号までの証券ならびに第l号および第q号の証券または証書のうち第b号から第f号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第m号の証券および第n号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

a.預金
b.指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
c.コール・ローン
d.手形割引市場において売買される手形

③第a項の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④先物取引等の運用指図

a. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
b. 委託者は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
c. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
d. 第a項の取引の指図にあたっては、現物資産の時価総額と有価証券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額から有価証券先物取引等の売建玉の時価総額を差引いた額の、純資産総額に対する比率（以下「実質投資比率」といいます。）が、原則として信託財産の純資産総額の100%を超えないものとします。なお、実質投資比率がこの上限を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その調整を指図するものとします。

⑤スワップ取引の運用指図

a. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。
c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額と、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち当該信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少してスワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部解約を指図するものとします。
d. 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
e. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
f. 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑥金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

a. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
d. 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑦有価証券の貸付の指図および範囲

a. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を貸付けることの指図をすることができます。
b. 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑧公社債の空売りの指図範囲

a. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
b. 前項の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
c. 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付け

に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑨公社債の借入れ

a. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行うものとします。
b. 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
c. 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
d. 第a項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑩特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑪外国為替予約取引の指図および範囲

a. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、もしくはベンチマークとの連動性を維持するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
b. 前項の予約取引の指図は、原則として信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するため、もしくはベンチマークとの連動性を維持するための当該予約取引の指図については、この限りではありません。
c. 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
d. 第a項および第b項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価相当額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

2 ステート・ストリート外国債券インデックス・ファンドVA2＜適格機関投資家限定＞の投資制限

①マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
②公社債への実質投資割合には制限を設けません。
③株式への投資は、転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能なものに限り、実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
④投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質的投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
⑤新株引受権証券および新株予約権証券への実質的投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
⑥外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
⑦デリバティブ取引は、投資信託約款に定める範囲で行います。
⑧投資する株式等の範囲

委託者が投資することを指図する株式は、転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能なものに限り、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、または取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの（上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものを含みます。）とします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

※上記は、平成 26 年 3 月 31 日現在における投資信託約款から抜粋し、編集したものです。投資信託約款は法令改正や制度変更等により変更となる場合があります。

4. 運用状況

1 投資状況（平成 26 年 3 月 31 日現在）

ステート・ストリート外国債券インデックス・ファンドVA2＜適格機関投資家限定＞

平成 26 年 3 月 31 日現在

種類	国/地域名	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	575,344,779	100.01
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		△28,781	△0.01
純資産総額		575,315,998	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【参考情報】マザーファンドの投資状況（平成 26 年 3 月 31 日現在）
ステート・ストリート外国債券インデックス・マザー・ファンド

平成 26 年 3 月 31 日現在

種類	国/地域名	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	アメリカ	90,860,474,212	37.77
	イタリア	25,191,485,715	10.47
	フランス	24,917,826,336	10.36
	ドイツ	21,161,401,642	8.80
	イギリス	18,719,820,031	7.78
	スペイン	13,439,919,849	5.59
	ベルギー	6,890,086,009	2.86
	オランダ	6,715,966,792	2.79
	カナダ	5,485,128,641	2.28
	オーストリア	4,225,681,463	1.76
	オーストラリア	3,842,085,953	1.60
	メキシコ	2,543,904,987	1.06
	アイルランド	2,063,635,231	0.86
	デンマーク	1,965,703,313	0.82
	ポーランド	1,677,473,110	0.70
	フィンランド	1,662,713,446	0.69
	スウェーデン	1,318,850,529	0.55
	マレーシア	1,237,364,851	0.51
	南アフリカ	1,193,101,597	0.49
	スイス	922,887,546	0.38
	シンガポール	838,814,283	0.35
	ノルウェー	828,543,691	0.34
	小計	237,702,869,227	98.81
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		2,850,763,676	1.19
純資産総額		240,553,632,903	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

2 投資資産(平成 26 年 3 月 31 日現在)

ステート・ストリート外国債券インデックス・ファンドVA2＜適格機関投資家限定＞

(1)投資有価証券の主要銘柄
全銘柄

平成 26 年 3 月 31 日現在

順位	国/地域名	種類	銘柄名	業種	数量(口)	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	ステート・ストリート外国債券インデックス・マザー・ファンド	―	275,403,178	2.0581	566,815,563	2.0891	575,344,779	100.01
									投資比率:合計	100.01

(注 1)投資有価証券は 1 銘柄です。
(注 2)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別投資比率

平成 26 年 3 月 31 日現在

種類	業種	投資比率(%)
親投資信託受益証券	―	100.01
合計		100.01

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)投資不動産物件

該当する事項はありません。

(3)その他投資資産の主要なもの

該当する事項はありません。

【参考情報】マザーファンドの投資資産(平成 26 年 3 月 31 日現在)
ステート・ストリート外国債券インデックス・マザー・ファンド
(1)投資有価証券の主要銘柄
評価額上位 30 銘柄

平成 26 年 3 月 31 日現在

順位	国/地域名	種類	銘柄名	利率(%)	償還日	数 量(額面)	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	0.375	2015/06/15	27,000,000	10,319	2,786,009,407	10,318	2,785,787,100	1.16
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.500	2015/11/15	17,800,000	11,045	1,965,948,404	10,989	1,956,129,013	0.81
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.250	2015/08/15	18,000,000	10,907	1,963,213,408	10,863	1,955,395,605	0.81
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1.875	2015/06/30	18,300,000	10,528	1,926,547,850	10,509	1,923,233,002	0.80
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1.250	2015/10/31	15,000,000	10,463	1,569,427,080	10,448	1,567,250,322	0.65
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.500	2023/08/15	13,500,000	10,156	1,371,098,181	10,156	1,371,079,656	0.57
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.250	2016/03/31	12,800,000	10,696	1,369,148,876	10,659	1,364,314,106	0.57
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	0.375	2016/02/15	13,200,000	10,298	1,359,399,882	10,288	1,357,959,826	0.56
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	0.375	2016/01/31	13,000,000	10,308	1,340,007,078	10,291	1,337,852,963	0.56
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.625	2018/04/30	11,500,000	10,877	1,250,807,344	10,789	1,240,723,242	0.52

平成 26 年 3 月 31 日現在

順位	国/地域名	種類	銘柄名	利率（%）	償還日	数 量（額面）	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
11	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.125	2015/05/15	11,500,000	10,791	1,240,983,630	10,748	1,236,012,594	0.51
12	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	0.500	2016/06/15	12,000,000	10,305	1,236,583,800	10,282	1,233,780,259	0.51
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	0.625	2016/12/15	12,000,000	10,290	1,234,842,393	10,245	1,229,346,465	0.51
14	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.000	2020/11/30	12,000,000	10,236	1,228,307,684	10,140	1,216,798,459	0.51
15	スペイン	国債証券	SPANISH GOVERNMENT BOND	5.500	2017/07/30	7,400,000	15,968	1,181,651,949	16,104	1,191,709,949	0.50
16	イタリア	国債証券	ITALIAN GOVERNMENT BOND	3.750	2015/08/01	7,800,000	14,771	1,152,158,436	14,739	1,149,627,178	0.48
17	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1.750	2023/05/15	12,000,000	9,530	1,143,572,937	9,543	1,145,215,540	0.48
18	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3.500	2018/02/15	10,000,000	11,231	1,123,114,500	11,134	1,113,388,560	0.46
19	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.625	2020/11/15	10,500,000	10,646	1,117,813,090	10,561	1,108,940,872	0.46
20	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	0.750	2018/03/31	11,000,000	10,100	1,110,983,319	10,032	1,103,466,042	0.46
21	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.000	2018/08/15	9,500,000	11,489	1,091,480,494	11,386	1,081,624,875	0.45
22	ドイツ	国債証券	GERMAN GOVERNMENT BOND	3.500	2016/01/04	7,200,000	15,066	1,084,759,666	15,005	1,080,373,162	0.45
23	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1.875	2017/09/30	9,800,000	10,610	1,039,822,579	10,536	1,032,570,630	0.43
24	イタリア	国債証券	ITALIAN GOVERNMENT BOND	4.500	2018/08/01	6,500,000	15,654	1,017,479,386	15,802	1,027,130,426	0.43
25	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.250	2017/11/15	9,000,000	11,495	1,034,562,132	11,396	1,025,642,055	0.43
26	フランス	国債証券	FRENCH GOVERNMENT BOND	2.250	2016/02/25	6,900,000	14,742	1,017,213,722	14,717	1,015,499,105	0.42
27	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.625	2020/08/15	9,500,000	10,672	1,013,867,493	10,586	1,005,625,144	0.42
28	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.500	2016/02/15	9,000,000	11,141	1,002,698,100	11,084	997,594,297	0.41
29	ドイツ	国債証券	GERMAN GOVERNMENT BOND	4.250	2018/07/04	6,000,000	16,491	989,440,831	16,462	987,749,530	0.41
30	フランス	国債証券	FRENCH GOVERNMENT BOND	3.750	2021/04/25	6,000,000	16,302	978,119,313	16,416	984,949,110	0.41
										投資比率：合計	16.15

（注 1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
（注 2）平成 26 年 3 月 31 日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

種類別及び業種別投資比率

平成 26 年 3 月 31 日現在

種類	業種	投資比率（%）
国債証券	―	98.81
合計		98.81

（注 1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
（注 2）平成 26 年 3 月 31 日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

（2）投資不動産物件

該当する事項はありません。

（3）その他投資資産の主要なもの

該当する事項はありません。

3 運用実績（平成 26 年 3 月 31 日現在）

ステート・ストリート外国債券インデックス・ファンドVA2＜適格機関投資家限定＞

（1） 純資産の推移

平成 26 年 3 月 31 日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

項目 / 計算期間・月末		純資産総額（円）	1口当たりの純資産額（円）
第 1 期	（平成 22 年 2 月 22 日）	分配付：69,455,311 分配落：69,455,311	分配付：1.0169 分配落：1.0169
第 2 期	（平成 23 年 2 月 21 日）	分配付：152,076,134 分配落：152,076,134	分配付：0.9432 分配落：0.9432
第 3 期	（平成 24 年 2 月 20 日）	分配付：220,126,483 分配落：220,126,483	分配付：0.9647 分配落：0.9647
第 4 期	（平成 25 年 2 月 20 日）	分配付：352,615,908 分配落：352,615,908	分配付：1.1832 分配落：1.1832
第 5 期	（平成 26 年 2 月 20 日）	分配付：547,228,056 分配落：547,228,056	分配付：1.3264 分配落：1.3264
	平成25年 3月末日	361,643,753	1.1744
	4月末日	414,050,209	1.2555
	5月末日	424,620,315	1.2704
	6月末日	411,126,763	1.2155
	7月末日	434,659,352	1.2231
	8月末日	435,498,653	1.2183
	9月末日	446,887,263	1.2352
	10月末日	474,075,023	1.2658
	11月末日	501,253,297	1.3095
	12月末日	527,522,110	1.3417
	平成26年 1月末日	531,689,629	1.3190
	2月末日	547,632,101	1.3274
	3月末日	575,315,998	1.3457

（2） 分配の推移

項目 / 計算期間		1口当たりの分配金
第1期	（平成22年2月22日）	0.0000円
第2期	（平成23年2月21日）	0.0000円
第3期	（平成24年2月20日）	0.0000円
第4期	（平成25年2月20日）	0.0000円
第5期	（平成26年2月20日）	0.0000円

（3） 収益率の推移

項目 / 計算期間		収益率
第1期	自平成21年1月 8日 至平成22年2月22日	1.7%
第2期	自平成22年2月23日 至平成23年2月21日	△7.2%
第3期	自平成23年2月22日 至平成24年2月20日	2.3%
第4期	自平成24年2月21日 至平成25年2月20日	22.6%
第5期	自平成25年 2月21日 至平成26年 2月20日	12.1%

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末の分配落基準価額（設定時は当初元本額）を控除した額を、前期末の分配落基準価額（同）で除して得た数に 100 を乗じて得た数です。

Ⅱ　財務ハイライト情報

以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「2. 投資信託(ファンド)の経理状況」の「財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。
「資産の運用に関する重要な事項」の「2. 投資信託(ファンド)の経理状況」中の「財務諸表」は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明に準じて、第 5 期計算期間(平成 25 年 2 月 21 日から平成 26 年 2 月 20 日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。監査報告書は当該箇所に添付されております。

ステート・ストリート外国債券インデックス・ファンドVA2＜適格機関投資家限定＞

1. 貸借対照表

(単位:円)

区　分	第 4 期 (平成 25 年 2 月 20 日現在)	第 5 期 (平成 26 年 2 月 20 日現在)
	金　額	金　額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	635,745	1,050,139
親投資信託受益証券	352,591,822	547,188,394
未収利息	1	―
流動資産合計	353,227,568	548,238,533
資産合計	353,227,568	548,238,533
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	63,085	104,131
未払委託者報酬	520,343	859,027
その他未払費用	28,232	47,319
流動負債合計	611,660	1,010,477
負債合計	611,660	1,010,477
純資産の部		
元本等		
元本	298,021,209	412,563,892
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	54,594,699	134,664,164
(分配準備積立金)	(59,885,848)	(107,707,209)
元本等合計	352,615,908	547,228,056
純資産合計	352,615,908	547,228,056
負債純資産合計	353,227,568	548,238,533

2. 損益及び剰余金計算書

（単位：円）

区　分	第4期 （自　平成24年　2月21日 至　平成25年　2月20日）	第5期 （自　平成25年　2月21日 至　平成26年　2月20日）
	金　額	金　額
営業収益		
受取利息	47	21
有価証券売買等損益	64,445,217	55,616,034
営業収益合計	64,445,264	55,616,055
営業費用		
受託者報酬	113,419	189,751
委託者報酬	935,537	1,565,375
その他費用	28,232	47,319
営業費用合計	1,077,188	1,802,445
営業利益	63,368,076	53,813,610
経常利益	63,368,076	53,813,610
当期純利益	63,368,076	53,813,610
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	1,174,358	1,656,876
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△8,065,115	54,594,699
剰余金増加額又は欠損金減少額	675,703	32,627,328
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	675,703	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	32,627,328
剰余金減少額又は欠損金増加額	209,607	4,714,597
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	4,714,597
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	209,607	—
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	54,594,699	134,664,164

3. 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

特別勘定の名称：日本株式プラス型

【記載されている投資信託の名称】

○適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・スタイル・ブレンド・ファンド－２

※この投資信託は、「安定成長バランス型」「積極運用バランス型」においても、投資対象となっています。

資産の運用に関する極めて重要な事項

Ⅰ 投資信託(ファンド)の状況

1. 投資信託(ファンド)の性格

1 名 称

適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・スタイル・ブレンド・ファンド－2

※以下、上記のファンドを「当ファンド」という場合があります。

2 目的及び基本的性格

当ファンドは、バーンスタイン・日本ストラテジック・バリュー株・マザーファンド受益証券およびアライアンス・日本大型成長株・マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行います。
以下、バーンスタイン・日本ストラテジック・バリュー株・マザーファンドおよびアライアンス・日本大型成長株・マザーファンドを個々にまたは総称して「マザーファンド」という場合があります。

※当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金の全部または一部をマザーファンド受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。
※一般社団法人投資信託協会が公募投資信託について定める「商品分類に関する指針」に基づいて分類した場合、当ファンドは、「追加型投信／国内／株式」に該当します。

追加型投信……一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内……投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式……投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※当ファンドの信託金の上限は、100 億円とします。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。
※当ファンドの信託期間は無期限です。ただし、委託会社は、信託元本が 10 億円を下回ったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

3 特 色

1. 主として、バーンスタイン・日本ストラテジック・バリュー株・マザーファンド受益証券およびアライアンス・日本大型成長株・マザーファンド受益証券への投資を通じて投資スタイルの分散を図り、わが国の株式に積極的な運用を行い、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目指します。

2. 各マザーファンド受益証券への投資配分は、信託財産の純資産総額の 50%を基本とし、一定の規律に従いリバランスを行います。

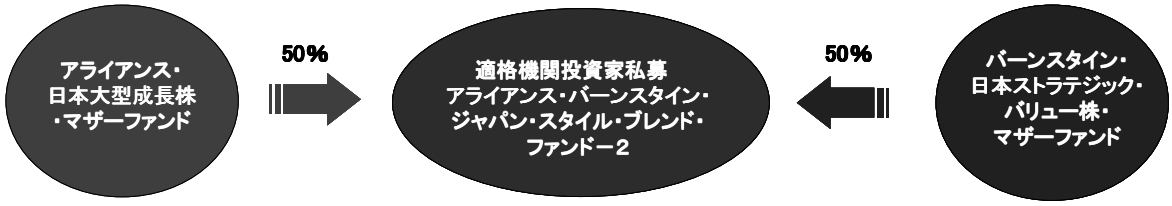

※上記は基本投資割合であり、実際の投資割合は異なることがあります。
※「リバランス」とは、当初決定した基本資産配分比率に調整することをいいます。

3. バーンスタイン・日本ストラテジック・バリュー株・マザーファンドは、わが国の株式を主要投資対象とし、長期のキャピタル・ゲイン等を追求します。

＜運用哲学＞

本来の収益力と比べ、株価が過小評価された銘柄（＝割安株）をリサーチによって抽出することが可能であるという信念のもと、企業のファンダメンタル分析と定量分析の二つの観点を融合させた個別銘柄選択を付加価値の源泉としたボトムアップによるバリュー株式運用を行います。

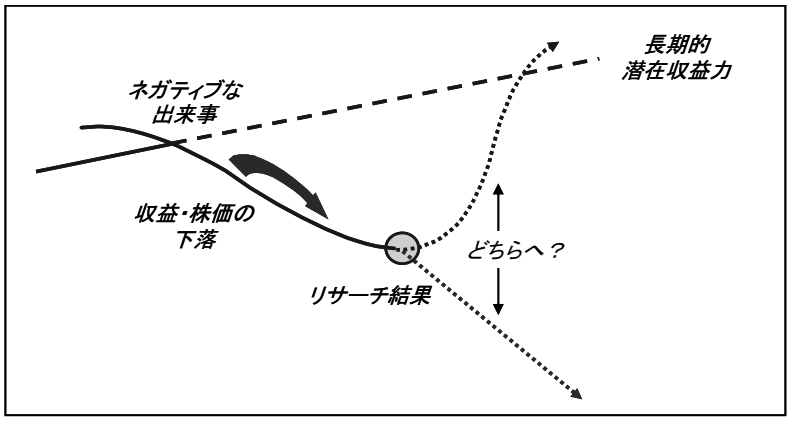

＜運用プロセス＞（平成 26 年 3 月末現在）

- TOPIX（東証株価指数）採用銘柄を中心とした投資ユニバースから計量収益モデルによる絞り込みを行い、割安な投資機会（バリュー投資機会）として抽出します。
- その割安な投資機会として抽出された銘柄を中心にファンダメンタル・アナリストが徹底したリサーチに基づく財務予測を行います。
- 全てのリサーチ結果は日本バリュー投資政策グループ*のメンバーとアナリストの議論を通じて品質管理を行い、リサーチ品質が承認された銘柄のうち、株価と長期的な潜在収益力との関係から見て、割安と認められる銘柄がポートフォリオの組入対象になります。
  ＊ 日本バリュー投資政策グループは、委託会社のメンバーに加え、アライアンス・バーンスタイン**のバリュー株式運用チームの海外のメンバーで構成されています。
  **アライアンス・バーンスタインには、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。
- 日本バリュー投資政策グループは、ファンダメンタル・アナリストによる企業の財務予測とクオンツ・アナリストが構築した計量モデル・フレームワークを活用して投資判断を行います。
- 株式の組入れは、通常の状態では、フルインベストメントを基本とします。

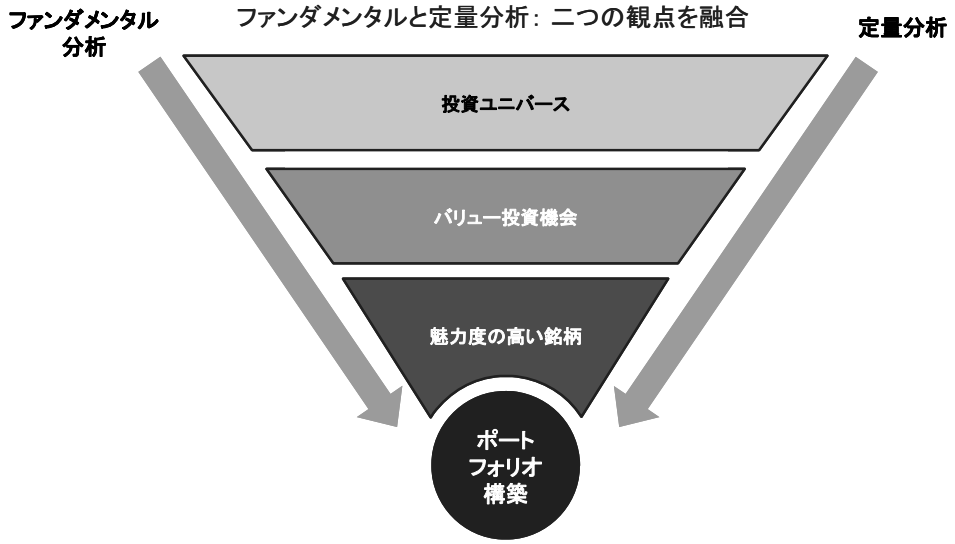

※上記の内容は、今後変更する場合があります。
※市場動向、資金動向等によっては、運用の基本方針に沿った運用ができない場合があります。

4. アライアンス・日本大型成長株・マザーファンドは、わが国の株式を主要投資対象とし、中長期にわたり安定的に日本の株式市場を上回る投資収益を目指します。

＜運用哲学＞

過小評価されている潜在利益成長力を有する企業を発掘するボトムアップ・アプローチにより、優れた投資リターンの実現を目指します。成長企業は、成長サイクルにおいて以下の図に示す高成長と成長再加速の2つの局面を経験すると考えており、それぞれの局面において、過小評価されていると判断される潜在利益成長力を有する企業に注目したグロース株運用を行います。

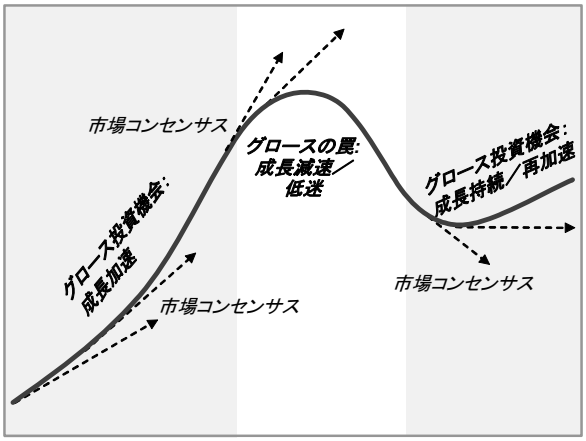

＜運用プロセス＞（平成 26 年 3 月末現在）

- グローバルに配置され、業種別に高い専門性を持つ成長株リサーチ・アナリストの徹底した企業調査に基づいたファンダメンタル銘柄選択を行います。
  - ・会社訪問を中心にファンダメンタルズ分析を行います。
  - ・アナリストは同一の業種を長期にわたって分析していることから、担当業種における高い専門性を持っています。
  - ・また、関連性の高いいくつかの業種を担当しており、製品やサービス、競合条件などをグローバルな視点から分析しています。
  - ・アナリストとポートフォリオ・マネジャーとの綿密な意見交換を通して、銘柄選択を行います。
- ポートフォリオ構築にあたっては、上記のファンダメンタル銘柄選択にクオンツ・ツールによる銘柄選択を加味することにより、ポートフォリオの最適化を図ります。

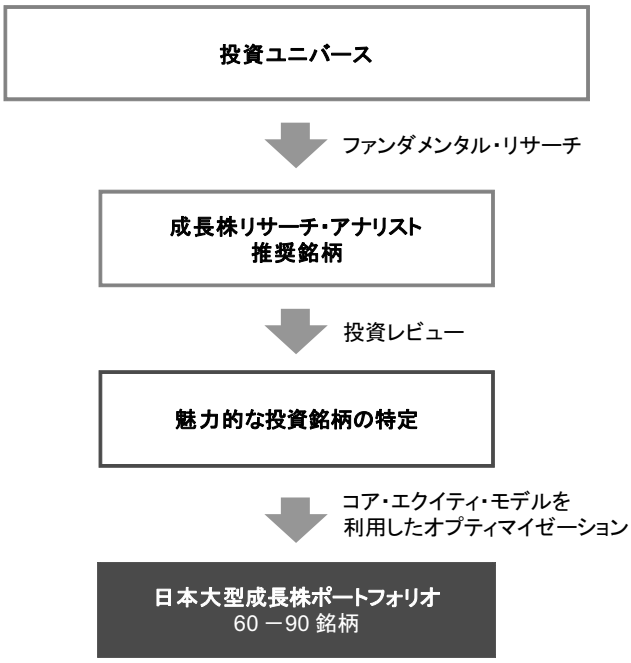

※上記の内容は、今後変更する場合があります。
※市場動向、資金動向等によっては、運用の基本方針に沿った運用ができない場合があります。

５．TOPIX(東証株価指数 配当込)をベンチマークとします。

◆ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。また、投資対象国の株式市場の構造変化等によっては、当ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

◆TOPIX（東証株価指数 配当込）は、東京証券取引所第一部に上場されている普通株式全銘柄の浮動株調整後の時価総額を指数化し、配当収益を考慮したインデックスであり、市場全体の動向を反映するものです。TOPIX（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（以下（株）東京証券取引所）の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は（株）東京証券取引所が有しています。（株）東京証券取引所は、TOPIX の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX の算出もしくは公表の停止、または TOPIX の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

◆当ファンドは、TOPIX(東証株価指数　配当込)との連動を目指すものではありません。また、TOPIX(東証株価指数　配当込)を上回る運用成果を保証するものではありません。

６．各マザーファンドでは、運用の一層の強化・充実を図るため、委託会社は信託財産の運用の指図に関する権限の一部（国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。）を投資顧問会社に委託します。ただし、委託会社が自ら当該権限を行使するときは、この限りではありません。
各マザーファンドの投資顧問会社とは、以下の会社です。

◆バーンスタイン・日本ストラテジック・バリュー株・マザーファンド
　アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
　アライアンス・バーンスタイン・リミテッド
　アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド
　アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

◆アライアンス・日本大型成長株・マザーファンド
　アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
　アライアンス・バーンスタイン・リミテッド
　アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド
　アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーを中核とするアライアンス・バーンスタインは、総額約4,541億米ドル（平成26年3月末日現在、約46.8兆円*）の資産を運用し、ニューヨークをはじめ世界20ヵ国44都市（平成26年3月末日現在）に拠点を有しています。

＊ 米ドルの邦貨換算レートは 1 米ドル＝102.99 円（平成 26 年 3 月 31 日のWMロイター）を用いております。

4 仕組み

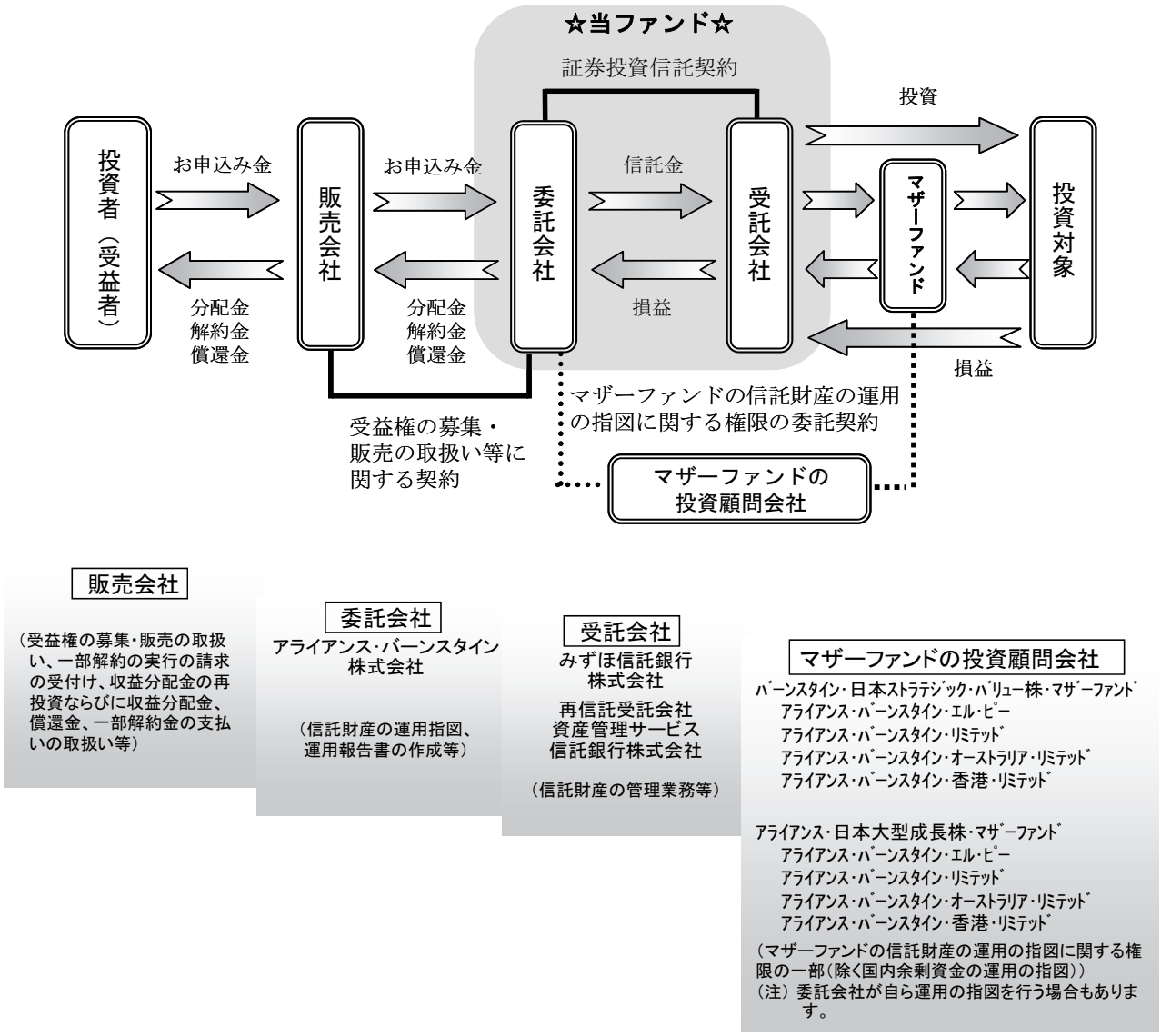

※上記の仕組みは、平成 26 年 3 月末日現在のものであり、今後変更する場合があります。

2. 投資方針及び投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

当ファンドは、バーンスタイン・日本ストラテジック・バリュー株・マザーファンド受益証券およびアライアンス・日本大型成長株・マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。各マザーファンド受益証券への投資配分は 50%ずつを基本とします。

- 主として、バーンスタイン・日本ストラテジック・バリュー株・マザーファンド受益証券およびアライアンス・日本大型成長株・マザーファンド受益証券への投資を通じて投資スタイルの分散を図り、わが国の株式に積極的な運用を行い、信託財産の長期的な成長を図ることをめざします。
- マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を維持することを原則とします。
- 各マザーファンド受益証券への投資配分は、信託財産の純資産総額の 50%を基本とし、一定の規律に従いリバランスを行います。
- 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

※投資対象の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】各マザーファンドの投資方針と主な投資対象

バーンスタイン・日本ストラテジック・バリュー株・マザーファンド

- この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。
- わが国の証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）で取引される普通株式等に投資を行い、長期のキャピタル・ゲイン等を追求します。
- 企業のファンダメンタルズ分析に基づく銘柄選択を基本として、アクティブ運用を行います。
- 株式の組入は、通常の状態では、フルインベストメントを基本とします。
- 非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

アライアンス・日本大型成長株・マザーファンド

- この投資信託は、わが国の株式を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な安定成長を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。
- 高い成長が期待できる優良株を中心に投資し、中長期にわたり安定的に日本の株式市場を上回る投資収益をめざします。
- 投資判断の重点は、個別株式の選択におかれます。企業の売上高や利益率等の利益成長と株価バリュエーション（株価評価）の比較を行い、最も魅力のある銘柄を選別する、いわゆる“グロース・アット・リーズナブル・プライス(成長株に妥当な水準で投資すること)”を重視します。また、株主利益を重視する企業経営を高く評価します。
- 銘柄選択は、業種別に高い専門性をもつ自社のアナリストによる企業調査と、アライアンス独自の銘柄選択計量モデルにより行います。
- 株価の変動を利用した積極的な組入れ銘柄の比率操作を行い、より高い運用成果をめざします。
- 現物株を中心に、株式組入比率は、原則 100%に近い運用を行います。ただし、資金動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- 有価証券等の価格変動リスクを軽減するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引を行うことができます。なお、選択権付取引は、オプション取引に含めます。
- 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。

2 運用体制

当ファンドは委託会社のブレンド戦略運用を担当するチームが、基本投資配分に基づいて、主としてバーンスタイン・日本ストラテジック・バリュー株・マザーファンドとアライアンス・日本大型成長株・マザーファンドに投資し、一定の規律に従いリバランスを行います。

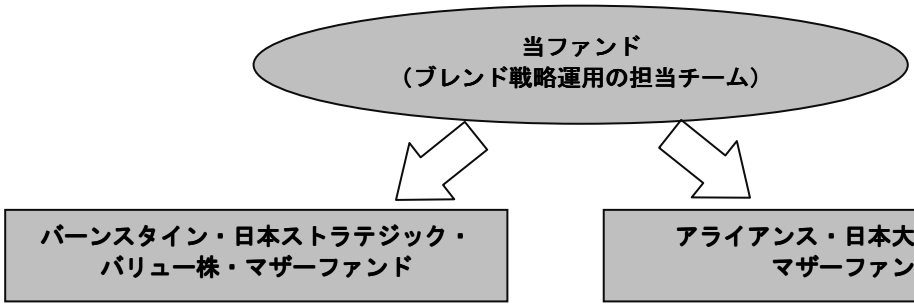

運用の指図に関する権限の一部（除く国内余剰資金の運用の指図）を以下の投資顧問会社に委託しています。

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
アライアンス・バーンスタイン・リミテッド
アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド
アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

運用の指図に関する権限の一部（除く国内余剰資金の運用の指図）を以下の投資顧問会社に委託しています。

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
アライアンス・バーンスタイン・リミテッド
アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド
アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

※上記の運用体制は、平成26年3月末日現在のものであり、今後変更する場合があります。

3 主な投資制限

当ファンドの法令および信託約款に基づく主な投資制限は以下のとおりです。

① 株式への実質投資割合は、制限を設けません。
② 外貨建資産への投資は、原則として行いません。
③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
④ 未登録、未上場の株式、新株引受権証券、新株予約権証券または新株引受権証書、私募債、その他流動性の乏しいものへの実質投資割合については、それらの合計額が信託財産の純資産総額の10%以内とします。
⑤ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。ただし、東証株価指数に占める当該同一銘柄の株式の比率が10%を超える比率のときは、10%に代えて当該比率を上限とします。
⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
⑦ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
⑧ 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

※投資制限の詳細につきましては、「3．その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】各マザーファンドの主な投資制限

バーンスタイン・日本ストラテジック・バリュー株・マザーファンド

① 株式への投資には、制限を設けません。
② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
③ 未登録、未上場の株式、新株引受権証券、新株予約権証券または新株引受権証書、私募債、その他流動性の乏しいものへの投資については、それらの合計額が信託財産の純資産総額の10%以内とします。
④ 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
⑦ 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
⑧ 外貨建資産への投資は行いません。

アライアンス・日本大型成長株・マザーファンド

① 株式への投資には、制限を設けません。
② 外貨建資産への投資は、原則として行いません。
③ 株主割当により取得する新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
④ 未登録（登録予定を除きます。）、未上場（上場予定を除きます。）の株式、新株引受権証券、新株予約権証券または新株引受権証書、私募債、その他流動性の乏しいものへの投資については、原則として行いません。
⑤ 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。但し、当該同一銘柄の東証株価指数に占める構成比が10%を超えるときは、10%に代えて当該構成比をその上限とします。
⑥ 株主割当により取得する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
⑦ 株式割当により取得する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

4 投資リスクについて

投資信託である当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて株式など値動きのある金融商品等に投資しますので、当該マザーファンドおよび当ファンドに組入れられた金融商品等の値動きにより基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

基準価額の変動要因

① 株価変動リスク
一般に、株式の価格は経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、マザーファンドおよび当ファンドが組入れている株式の価格が変動し、損失を被るリスクがあります。

② 流動性リスク
市場規模が小さく、取引量が少ない場合などには、機動的に売買できない可能性があります。

③ 信用リスク
株式や短期金融商品の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、投資資金が回収できなくなるリスクがあります。また、こうした状況が生じた場合、またそれが予想される場合には、その株式等の価格は下落し、損失を被るリスクがあります。
また、金融商品等の取引相手方に債務不履行が生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。

④ 他のベビーファンドの設定・解約等に伴う基準価額変動のリスク
当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入金融商品等に売買が生じた場合、その売買による組入金融商品等の価格変動や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

⑤ インデックスの下落に伴うリスク
当ファンドは、TOPIX（東証株価指数　配当込）をベンチマークとして運用を行います。ベンチマークとしたインデックスが下落する局面では、当ファンドのパフォーマンスも下落し、基準価額の下落につながることがあります。

⑥ 一部解約による当ファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク
受益者による当ファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合、解約資金を手当てするために保有する金融商品等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有する金融商品等を市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。その結果、当ファンドの基準価額が大きく変動することが考えられます。

※市場動向や投資対象国の政治、経済、社会情勢等によっては、運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。
※投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されておりません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。
※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

上記の投資リスクの管理体制は以下のとおりです。

ブレンド戦略運用を担当する部門においては、当ファンドの資産配分があらかじめ定められた基本資産配分に沿ったものであるかをモニターし、必要に応じてリバランスを行います。

「バーンスタイン・日本ストラテジック・バリュー株・マザーファンド」は、アライアンス・バーンスタインのバリュー株式運用チームのシニア投資プロフェッショナルで構成されるリスク管理グループが定めたリスク管理のフレームワークに基づいて、日本バリュー投資政策グループが、ポートフォリオのリスク管理を行っています。

「アライアンス・日本大型成長株・マザーファンド」の運用面のリスク管理については、個別銘柄の徹底した調査・分析が基礎になると考えています。運用にあたっては、アナリストがレーティングを「買い」とした銘柄を中心に組入れていますが、各アナリストのレーティング結果は運用関連チームがモニターし、評価しています。

加えて、運用部門から独立した部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。具体的には、リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。

また、ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。さらに、クライアント本部においても運用リスク（市場リスク、信用リスク、為替リスク等）があらかじめ定められた運用の基本方針、及び運用方法に即した適正範囲のものであるかをチェックしており、その結果は月次の投信戦略委員会に報告されます。

また、クライアント本部ではファンドのパフォーマンス分析も行っており、その結果は投信戦略委員会に報告され、運用状況の検証が行われます。

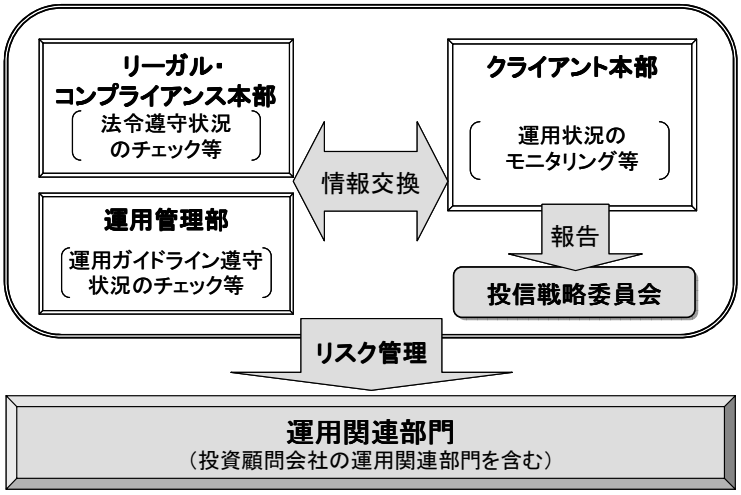

※上記のリスク管理体制は、平成 26 年 3 月末日現在のものであり、今後変更する場合があります。

3. その他詳細情報

1 適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・スタイル・ブレンド・ファンドー2の投資対象

(1)投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

① 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下、同じ。)
   a. 有価証券
   b. デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第 20 項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。)
   c. 金銭債権
   d. 約束手形

② 次に掲げる特定資産以外の資産
   a. 為替手形

(2)有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主としてバーンスタイン・日本ストラテジック・バリュー株・マザーファンド受益証券、アライアンス・日本大型成長株・マザーファンド受益証券、および次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

a. 株券または新株引受権証書
b. 国債証券
c. 地方債証券
d. 特別の法律により法人の発行する債券
e. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下、「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
f. 特定目的会社に係る特定社債券
g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券
h. 協同組織金融機関に係る優先出資証券
i. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券
j. コマーシャル・ペーパー
k. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下、同じ。)および新株予約権証券
l. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、a.から k.までの証券または証書の性質を有するもの
m. 投資信託または外国投資信託の受益証券
n. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券
o. 外国貸付債権信託受益証券
p. オプションを表示する証券または証書
q. 預託証書
r. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
s. 指定金銭信託の受益証券
t. 抵当証券
u. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
v. 外国の者に対する権利で上記 u.の権利の性質を有するもの

a.の証券または証書、l.ならびに q.の証券または証書のうち a.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b.から f.までの証券および l.ならびに q.の証券または証書のうち b.から f.までの証券の性質を有するものおよび n.に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、m.の証券および n.の証券(ただし、投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

(3)金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を上記(2)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

a. 預金
b. 指定金銭信託(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券を除きます。)
c. コール・ローン
d. 手形割引市場において売買される手形
e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
f. 外国の者に対する権利で上記 e.の権利の性質を有するもの

(4)金融商品の運用指図

上記(2)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は信託金を、上記(3)の a.から d.までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

(5)先物取引等の運用指図および範囲

① 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権付取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
   a. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
   b. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額。)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記(3)の a.から d.までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
   c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本(5)で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
   a. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
   b. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需範囲内とします。
   c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ本(5)で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
   a. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品(信託財産が 1 年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記(3)の a.から d.までに掲げる金融商品で運用しているものをいいます。以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。以下同じ。)の時価総額の範囲内とします。
   b. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記(3)の a.から d.までに掲げる金融商品で運用している額(以下、本 b.において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を引いた額。以下、同じ。)に信託財産が限月ま

でに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ本(5)で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

(6)スワップ取引の運用指図・目的・範囲

① 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクをおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下、「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下、本③において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 上記③において、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(7)金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

① 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。

③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下、「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下、「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 上記③においてマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下、「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下、「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

⑥ 上記⑤においてマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

⑧ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑨ 本(7)に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

⑩ 本(7)に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下、本(7)において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下、本(7)において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を指し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

2 適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・スタイル・ブレンド・ファンドー2の投資制限

（1）信託約款による制限

①株式への投資割合

株式への実質投資割合には、制限は設けません。

②投資する株式等の範囲

a. 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当てまたは社債権者割当てにより取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りでありません。

b. 上記 a.の規定にかかわらず、下記に定める条件に合致する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、委託者が投資することを指図することができるものとします。「条件に合致する株式、新株引受権証券および新株予約権証券」とは、次の(ｲ)、(ﾛ)、(ﾊ)または(ﾆ)に掲げる発行会社の発行する株式、新株引受権証券および新株予約権証券ならびに外国におけるこれらに準ずる発行会社の発行する株式、新株引受権証券および新株予約権証券(上記 a.に規定するものを除きます。)をいうものとします。

(ｲ) 金融商品取引法第 24 条の規定に基づく有価証券報告書(総合意見が適正である旨の監査報告書が添付されているものに限ります。)を継続的に提出している発行会社または金融商品取引法第 5 条に規定する有価証券届出書(総合意見が適正である旨の監査報告書が添付されているものに限ります。)を提出している発行会社

(ﾛ) 会社法に基づく監査(会社法施行の際、現に存する会社について、旧株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律に準ずる監査を含みます。)が行われ、かつ、総合意見が適正または適法である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等を委託者において入手できる発行会社

(ﾊ) 公認会計士または監査法人により、金融商品取引法または会社法に準ずる監査が行われ、かつ、総合意見が適正または適法である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等を委託者において入手できる発行会社で、今後も継続的に開示が見込める会社

(ﾆ) アメリカにおけるピンク・シート銘柄および OTC ブリティンボード銘柄

③新株引受権証券等への投資制限

委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の 10%を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

④投資信託証券への投資制限

委託者は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 5%を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資は、原則として行いません。なお、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑥同一銘柄への投資割合

a. 同一銘柄の株式への投資割合

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の 10%を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、東証株価指数に占める当該同一銘柄の株式の比率が 10%を超える比率(以下、本 a.において「当該比率」といいます。)のときは、取得時において信託財産の純資産総額の当該比率を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

b. 同一銘柄の新株引受権証券等への投資割合

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の 5%を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

c. 同一銘柄の転換社債等への投資割合

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の 10%を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（2）法令により禁止または制限される取引等

①同一法人の発行する株式の投資制限

委託者は、同一法人の発行する株式について、委託者が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託の投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の 50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

②投資信託財産の運用として行うデリバティブ取引の制限

委託者は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託者が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを内容とした運用を行うことはできません。

（3）その他信託約款に定める取引の方法と条件

①外国為替予約の指図

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます

②有価証券貸付けの指図・目的・範囲

a. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する

ため、信託財産に属する株式および公社債を次の(イ)および(ロ)の範囲で貸付けの指図をすることができます。

(イ) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

(ロ) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

b. 上記 a.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

c. 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

③一部解約の請求ならびに有価証券の売却および再投資の指図

a. 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

b. 委託者は、上記 a.の規定による解約代金、売却代金、有価証券に係る利子等および償還金等、株式配当金、株式の清算分配金ならびにその他の収入金を再投資することの指図をすることができます。

④資金の借入れ

a. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

d. 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

⑤信用取引の指図・目的・範囲

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けに係る建玉の時価総額は、信託財産の純資産総額を超えないものとし、建玉の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

※上記は平成 26 年 3 月末日現在における信託約款からの抜粋です。信託約款は法令改正や制度変更等により変更する場合があります。

4. 運用状況

1 投資状況(平成 26 年 3 月 31 日現在)

適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・スタイル・ブレンド・ファンドー２

2014年3月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	―	856,775,347	100.05
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	△485,413	△0.05
合計（純資産総額）	―	856,289,934	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【参考情報】各マザーファンドの投資状況（平成26年3月31日現在）

バーンスタイン・日本ストラテジック・バリュー株・マザーファンド

2014年3月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	13,815,222,900	98.07
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	271,381,992	1.92
合計（純資産総額）	―	14,086,604,892	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

アライアンス・日本大型成長株・マザーファンド

2014年3月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	1,180,579,200	97.14
投資証券	日本	8,208,100	0.67
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	26,504,449	2.18
合計（純資産総額）	―	1,215,291,749	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

2 投資資産(平成26年3月31日現在)

適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・スタイル・ブレンド・ファンドー２

（1）投資有価証券の主要銘柄

全銘柄

2014年3月31日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	口数	簿価		時価		投資比率
						単価	金額	単価	金額	
					口	円	円	円	円	%
1	―	親投資信託受益証券	アライアンス・日本大型成長株・マザーファンド	その他	312,701,899	1.3819	432,122,754	1.3771	430,621,785	50.28
2	―	親投資信託受益証券	バーンスタイン・日本ストラテジック・バリュー株・マザーファンド	その他	318,381,444	1.3546	431,281,196	1.3385	426,153,562	49.76

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2014年3月31日現在

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	100.05
合計		100.05

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（2）投資不動産物件

該当事項はございません。

（3）その他投資資産の主要なもの

該当事項はございません。

【参考情報】各マザーファンドの投資資産（平成 26 年 3 月 31 日現在）

バーンスタイン・日本ストラテジック・バリュー株・マザーファンド

（1）投資有価証券の主要銘柄

時価金額上位30銘柄

2014年3月31日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価		時価		投資比率
						単価	金額	単価	金額	
						円	円	円	円	%
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	125,600	5,821.00	731,117,600	5,826.00	731,745,600	5.19
2	日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	1,289,800	596.09	768,849,472	567.00	731,316,600	5.19
3	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	146,800	3,732.00	547,857,600	3,634.00	533,471,200	3.78
4	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	117,800	4,609.00	542,940,200	4,409.00	519,380,200	3.68
5	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	89,300	5,838.00	521,333,400	5,619.00	501,776,700	3.56
6	日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	311,700	1,555.00	484,693,500	1,536.00	478,771,200	3.39
7	日本	株式	日産自動車	輸送用機器	489,300	892.00	436,455,600	920.00	450,156,000	3.19
8	日本	株式	オリックス	その他金融業	306,600	1,529.00	468,791,400	1,453.00	445,489,800	3.16
9	日本	株式	三菱商事	卸売業	223,900	1,964.00	439,739,600	1,916.00	428,992,400	3.04
10	日本	株式	ヤマダ電機	小売業	1,098,600	326.00	358,143,600	344.00	377,918,400	2.68
11	日本	株式	富士通	電気機器	598,000	622.00	371,956,000	624.00	373,152,000	2.64
12	日本	株式	三菱電機	電気機器	308,000	1,246.00	383,768,000	1,162.00	357,896,000	2.54
13	日本	株式	キヤノン	電気機器	108,400	3,127.00	338,966,800	3,191.00	345,904,400	2.45
14	日本	株式	マツダ	輸送用機器	726,000	492.00	357,192,000	458.00	332,508,000	2.36
15	日本	株式	ソニー	電気機器	168,000	1,864.38	313,216,484	1,972.00	331,296,000	2.35
16	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	101,300	3,191.00	323,248,300	3,240.00	328,212,000	2.32
17	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	50,600	6,150.00	311,190,000	6,325.00	320,045,000	2.27
18	日本	株式	ＪＸホールディングス	石油・石炭製品	631,300	538.00	339,639,400	497.00	313,756,100	2.22
19	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	38,600	7,782.00	300,385,200	7,606.00	293,591,600	2.08
20	日本	株式	ＳＵＭＣＯ	金属製品	356,700	731.10	260,784,950	797.00	284,289,900	2.01
21	日本	株式	電気化学工業	化学	803,000	393.85	316,263,474	354.00	284,262,000	2.01
22	日本	株式	ＮＴＴドコモ	情報・通信業	171,800	1,677.00	288,108,600	1,628.00	279,690,400	1.98
23	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	227,200	1,281.87	291,243,014	1,224.00	278,092,800	1.97
24	日本	株式	三井物産	卸売業	173,000	1,579.00	273,167,000	1,459.00	252,407,000	1.79
25	日本	株式	東芝	電気機器	567,000	459.00	260,253,000	437.00	247,779,000	1.75
26	日本	株式	東海旅客鉄道	陸運業	19,300	11,940.00	230,442,000	12,060.00	232,758,000	1.65
27	日本	株式	任天堂	その他製品	18,700	12,400.00	231,880,000	12,260.00	229,262,000	1.62
28	日本	株式	味の素	食料品	155,000	1,554.00	240,870,000	1,475.00	228,625,000	1.62
29	日本	株式	ＤＯＷＡホールディングス	非鉄金属	249,000	875.03	217,883,329	862.00	214,638,000	1.52
30	日本	株式	ＪＳＲ	化学	110,600	1,806.00	199,743,600	1,913.00	211,577,800	1.50

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2014年3月31日現在

国内/外国	種類／業種		投資比率(%)
国内	株式		98.07
		輸送用機器	14.53
		電気機器	14.02
		銀行業	8.87
		情報・通信業	6.95
		化学	6.40
		非鉄金属	4.92
		卸売業	4.83
		小売業	4.11
		食料品	3.95
		陸運業	3.73
		医薬品	3.65
		その他金融業	3.16
		不動産業	2.60
		繊維製品	2.54
		石油・石炭製品	2.22
		金属製品	2.01
		電気・ガス業	1.64
		その他製品	1.62
		ゴム製品	1.39
		海運業	1.29
		ガラス・土石製品	1.20
		機械	1.17
		空運業	1.14
合計			98.07

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)投資不動産物件

該当事項はございません。

(3)その他投資資産の主要なもの

該当事項はございません。

アライアンス・日本大型成長株・マザーファンド

(1)投資有価証券の主要銘柄

時価金額上位30銘柄

2014年3月31日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価		時価		投資比率
						単価	金額	単価	金額	
						円	円	円	円	%
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	15,500	5,821.00	90,225,500	5,826.00	90,303,000	7.43
2	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	18,100	3,191.00	57,757,100	3,240.00	58,644,000	4.82
3	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	11,900	4,609.00	54,847,100	4,409.00	52,467,100	4.31
4	日本	株式	日産自動車	輸送用機器	52,700	892.00	47,008,400	920.00	48,484,000	3.98
5	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	5,000	7,973.00	39,865,000	7,800.00	39,000,000	3.20
6	日本	株式	不二越	機械	54,000	640.00	34,560,000	680.00	36,720,000	3.02
7	日本	株式	キヤノン	電気機器	10,400	3,127.00	32,520,800	3,191.00	33,186,400	2.73
8	日本	株式	小松製作所	機械	13,900	2,238.00	31,108,200	2,138.00	29,718,200	2.44
9	日本	株式	テイ・エス　テック	輸送用機器	9,200	3,375.00	31,050,000	3,130.00	28,796,000	2.36
10	日本	株式	大東建託	建設業	3,000	10,070.00	30,210,000	9,551.00	28,653,000	2.35
11	日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	50,000	599.00	29,950,000	567.00	28,350,000	2.33
12	日本	株式	三菱地所	不動産業	11,000	2,552.00	28,072,000	2,446.00	26,906,000	2.21
13	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	5,200	4,928.00	25,625,600	4,892.00	25,438,400	2.09
14	日本	株式	パナソニック	電気機器	20,900	1,301.00	27,190,900	1,173.00	24,515,700	2.01
15	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	118,000	209.00	24,662,000	204.00	24,072,000	1.98
16	日本	株式	ＩＨＩ	機械	54,000	482.00	26,028,000	434.00	23,436,000	1.92
17	日本	株式	ツルハホールディングス	小売業	2,300	9,930.00	22,839,000	10,150.00	23,345,000	1.92
18	日本	株式	リンナイ	金属製品	2,500	8,350.00	20,875,000	9,070.00	22,675,000	1.86
19	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	600	37,690.00	22,614,000	37,435.00	22,461,000	1.84
20	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	3,900	5,838.00	22,768,200	5,619.00	21,914,100	1.80
21	日本	株式	ファナック	電気機器	1,100	17,325.00	19,057,500	18,205.00	20,025,500	1.64
22	日本	株式	伊藤忠テクノソリューションズ	情報・通信業	4,500	4,655.00	20,947,500	4,355.00	19,597,500	1.61
23	日本	株式	ユニ・チャーム	化学	3,500	5,584.00	19,544,000	5,513.00	19,295,500	1.58
24	日本	株式	関西ペイント	化学	13,000	1,349.00	17,537,000	1,475.00	19,175,000	1.57
25	日本	株式	ＫＤＤＩ	情報・通信業	3,200	6,045.00	19,344,000	5,976.00	19,123,200	1.57
26	日本	株式	大和証券グループ本社	証券、商品先物取引業	21,000	939.00	19,719,000	898.00	18,858,000	1.55
27	日本	株式	ＨＯＹＡ	精密機器	5,800	3,123.00	18,113,400	3,213.00	18,635,400	1.53
28	日本	株式	ユナイテッドアローズ	小売業	4,100	3,580.00	14,678,000	3,820.00	15,662,000	1.28
29	日本	株式	野村ホールディングス	証券、商品先物取引業	22,900	706.00	16,167,400	662.00	15,159,800	1.24
30	日本	株式	ＮＴＴドコモ	情報・通信業	9,100	1,677.00	15,260,700	1,628.00	14,814,800	1.21

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2014年3月31日現在

国内/外国	種類／業種		投資比率(%)
国内	株式		97.14
		輸送用機器	16.79
		情報・通信業	9.41
		銀行業	9.37
		電気機器	9.02
		機械	8.95
		小売業	8.25
		食料品	5.24
		化学	5.21
		不動産業	2.86
		証券、商品先物取引業	2.79
		金属製品	2.59
		医薬品	2.41
		建設業	2.35
		保険業	2.33
		陸運業	1.74
		精密機器	1.53
		ゴム製品	1.17
		電気・ガス業	1.06
		非鉄金属	0.79
		鉄鋼	0.71
		空運業	0.71
		その他金融業	0.70
		その他製品	0.61
		卸売業	0.43
	投資証券		0.67
合計			97.81

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)投資不動産物件

該当事項はございません。

(3)その他投資資産の主要なもの

該当事項はございません。

３ 運用実績（平成26年3月31日現在）

適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・スタイル・ブレンド・ファンドー２

（１） 純資産の推移

平成26年3月末日および同日前1年以内における各月末並びに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

計算期間	年月日	純資産総額（百万円）		1万口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末	(2009年3月10日)	7	7	7,932	7,932
第2期計算期間末	(2010年3月10日)	123	123	11,170	11,170
第3期計算期間末	(2011年3月10日)	257	257	11,691	11,691
第4期計算期間末	(2012年3月12日)	365	365	10,893	10,893
第5期計算期間末	(2013年3月11日)	592	592	13,595	13,595
第6期計算期間末	(2014年3月10日)	863	863	15,754	15,754
2013年　3月末日		588	－	13,594	－
2013年　4月末日		654	－	15,231	－
2013年　5月末日		633	－	15,008	－
2013年　6月末日		656	－	14,914	－
2013年　7月末日		656	－	14,838	－
2013年　8月末日		652	－	14,405	－
2013年　9月末日		713	－	15,502	－
2013年 10月末日		711	－	15,449	－
2013年 11月末日		778	－	16,203	－
2013年 12月末日		817	－	16,653	－
2014年　1月末日		782	－	15,620	－
2014年　2月末日		817	－	15,606	－
2014年　3月末日		856	－	15,624	－

（注1）純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。
（注2）月末日とはその月の最終営業日を指します。

（２） 分配の推移

計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期計算期間（2009年1月8日～2009年3月10日）	0
第2期計算期間（2009年3月11日～2010年3月10日）	0
第3期計算期間（2010年3月11日～2011年3月10日）	0
第4期計算期間（2011年3月11日～2012年3月12日）	0
第5期計算期間（2012年3月13日～2013年3月11日）	0
第6期計算期間（2013年3月12日～2014年3月10日）	0

（３） 収益率の推移

計算期間	収益率（%）
第1期計算期間（2009年1月8日～2009年3月10日）	△20.7
第2期計算期間（2009年3月11日～2010年3月10日）	40.8
第3期計算期間（2010年3月11日～2011年3月10日）	4.7
第4期計算期間（2011年3月11日～2012年3月12日）	△6.8
第5期計算期間（2012年3月13日～2013年3月11日）	24.8
第6期計算期間（2013年3月12日～2014年3月10日）	15.9

（注）収益率は、各計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数（小数点第二位を四捨五入）を記載しております。

Ⅱ　財務ハイライト情報

1. 以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「2. 投資信託(ファンド)の経理状況」の「1. 財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。
2. 「資産の運用に関する重要な事項」の「2. 投資信託(ファンド)の経理状況」の中の「1. 財務諸表」については、新日本有限責任監査法人による監査証明を受けており、監査報告書は当該箇所に添付されております。

適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・スタイル・ブレンド・ファンドー２

1.貸借対照表

（単位：円）

	第5期 （平成25年 3月11日現在）	第6期 （平成26年 3月10日現在）
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	592,081,109	863,092,275
未収入金	2,700,000	4,200,000
流動資産合計	594,781,109	867,292,275
資産合計	594,781,109	867,292,275
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	120,699	200,332
未払委託者報酬	2,172,437	3,605,853
その他未払費用	77,700	82,140
流動負債合計	2,370,836	3,888,325
負債合計	2,370,836	3,888,325
純資産の部		
元本等		
元本	435,742,782	548,071,085
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	156,667,491	315,332,865
（分配準備積立金）	142,460,775	208,681,188
元本等合計	592,410,273	863,403,950
純資産合計	592,410,273	863,403,950
負債純資産合計	594,781,109	867,292,275

2.損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	第5期 （自　平成24年 3月13日 至　平成25年 3月11日）	第6期 （自　平成25年 3月12日 至　平成26年 3月10日）
営業収益		
受取利息	6	5
有価証券売買等損益	135,883,789	112,641,824
営業収益合計	135,883,795	112,641,829
営業費用		
受託者報酬	217,410	374,666
委託者報酬	3,913,150	6,743,848
その他費用	155,400	159,840
営業費用合計	4,285,960	7,278,354
営業利益又は営業損失（△）	131,597,835	105,363,475
経常利益又は経常損失（△）	131,597,835	105,363,475
当期純利益又は当期純損失（△）	131,597,835	105,363,475
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,485,451	14,520,473
期首剰余金又は期首欠損金（△）	29,934,277	156,667,491
剰余金増加額又は欠損金減少額	－	99,241,720
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	99,241,720
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,379,170	31,419,348
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,940,256	31,419,348
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	438,914	－
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	156,667,491	315,332,865

3.注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第6期 （自　平成25年 3月12日 至　平成26年 3月10日）
１．運用資産の評価基準及び評価方法	（１）親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
２．費用・収益の計上基準	（１）有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
３．その他	当ファンドの計算期間は、前期末が休日のため、平成25年3月12日から平成26年3月10日までとなっております。

特別勘定の名称：外国株式プラス型

【記載されている投資信託の名称】

○アクサ IM・グローバル（日本除く）株式ファンド＜適格機関投資家私募＞

※この投資信託は、「安定成長バランス型」「積極運用バランス型」においても、投資対象となっています。

特別勘定で組み入れる投資信託に関する情報

Ⅰ　投資信託（ファンド）の状況

1．投資信託（ファンド）の性格

1 名　称

アクサ IM・グローバル(日本除く)株式ファンド 〈適格機関投資家私募〉

※以下、上記のファンドを「当ファンド」という場合があります。
※当ファンドは新規設定の予定です。従って、ファンドの名称等は変更となる可能性があります。

2 目的及び基本的性格

当ファンドは、アクサ IM・グローバル（日本除く）株式・マザーファンド（以下「マザー・ファンド」といいます。）の受益証券への投資を通じて、日本を除く世界各国の証券取引所上場株式への投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

※一般社団法人投資信託協会が公募投資信託について定める「商品分類に関する指針」に基づいて分類した場合、当ファンドは、「追加型投信／海外／株式」に該当します。
　追加型投信・・・ 一度設定された投資信託であってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用される投資信託をいいます。
　海外・・・・・・・・・ 投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
　株式・・・・・・・・・ 投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
※当ファンドは「ファミリー・ファンド方式」により運用を行います。「ファミリー・ファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資家からの資金をまとめてベビー・ファンド（当ファンド）とし、その資金の全部または一部をマザー・ファンドの受益証券に投資して、その実質的な運用をマザー・ファンドにて行う仕組みです。
※信託金の上限は、5,000 億円とします。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。
※信託期間は原則として無期限です。ただし、信託期間中において、以下のいずれかに該当した場合には、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
　〇委託会社が信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき
　〇委託会社が、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたとき
　〇委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき
　〇委託会社が、新受託会社を選任できないとき

3 特　色

当ファンドは、マザー・ファンドの受益証券への投資を通じて、日本を除く世界各国の証券取引所上場株式への投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。
MSCI コクサイ指数（配当込み・グロス・日本円換算）をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します

4 仕組み(予定)

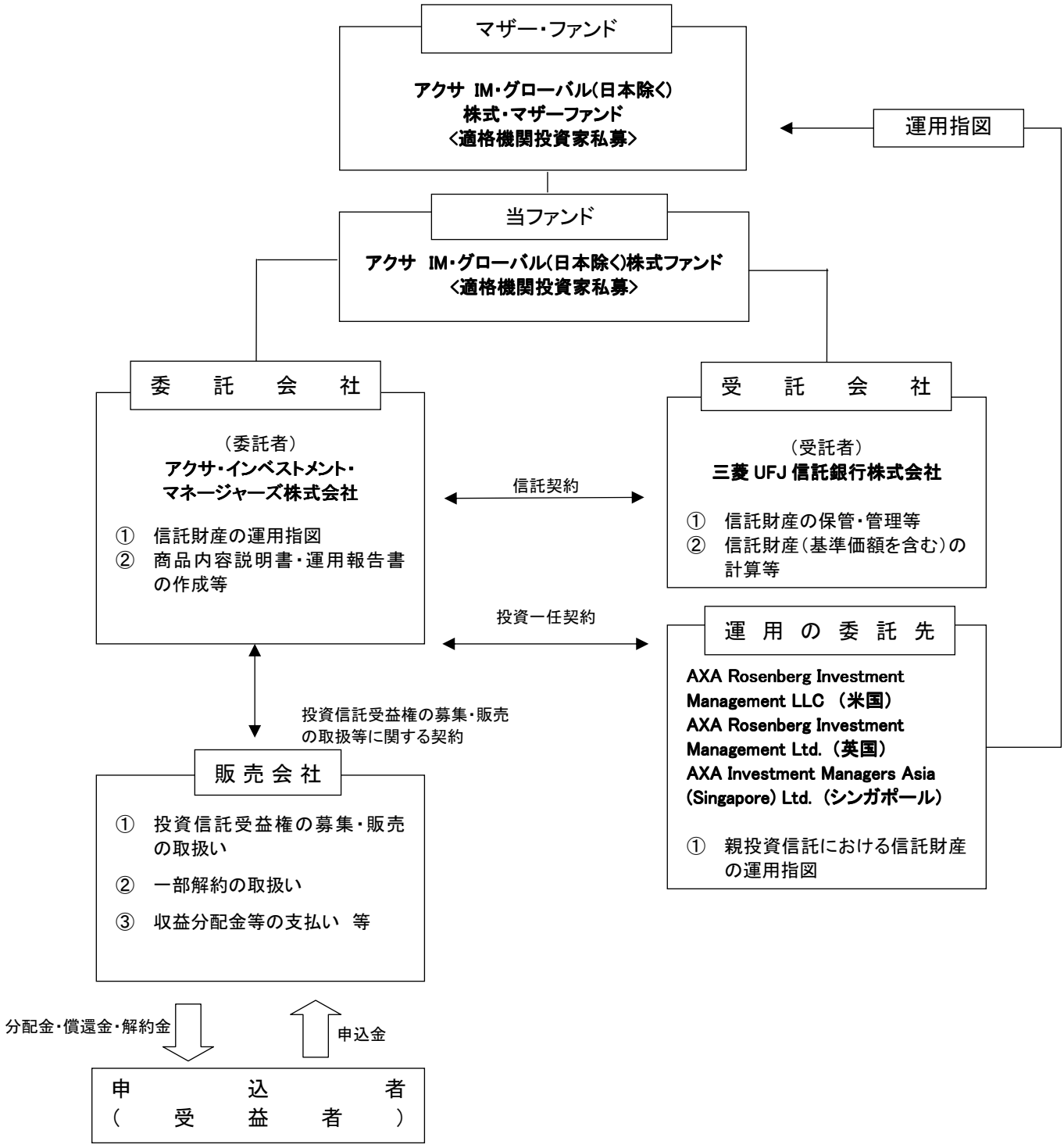

※運用の仕組みは、新設するファンドの仕組みを予定として示すものであり、今後変更となる場合があります。

2. 投資方針及び投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

※主としてマザー・ファンドの受益証券への投資を通じて、日本を除く世界各国の証券取引所上場株式への投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。
※MSCI コクサイ指数（配当込み・グロス・日本円換算）をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
※実質的な外貨建組入れ資産については、原則として為替ヘッジは行わないことを基本とします。
※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
※投資対象の詳細につきましては、「3.その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザー・ファンドの投資方針と主な投資対象

アクサ IM・グローバル(日本除く)株式・マザーファンド 〈適格機関投資家私募〉

① 信託財産を、米国株式、カナダ株式、欧州株式、日本を除くアジア・オセアニア株式によって構成されるサブ・ポートフォリオ（以下「サブ・ポートフォリオ」と呼びます。）に分割し、各サブ・ポートフォリオへの資産配分は概ねベンチマークの時価総額構成比から大きく乖離しない範囲内とします。
② 投資一任契約に基づいて、サブ・ポートフォリオのうち、米国株式、カナダ株式・サブ・ポートフォリオについては AXA Rosenberg Investment Management LLC（米国）に、欧州株式・サブ・ポートフォリオについては AXA Rosenberg Investment Management Ltd.（英国）に、日本を除くアジア・オセアニア株式・サブ・ポートフォリオについては AXA Investment Managers Asia (Singapore) Ltd.（シンガポール）に、外貨建資産の運用の指図に関する権限を委任します。
③ MSCI コクサイ指数（配当込み・グロス・日本円換算）をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
④ 個別銘柄の市場価格が、適正と考えられる価格（「適正価格」といいます。）に比べて過小に評価されていると判断される「割安株」（バリュー株）を選別してポートフォリオを構築することで、ベンチマークを中長期的にみて安定的に上回る運用を目指します。
⑤ 銘柄選択から売買指示に至る一連の投資意思決定プロセスは、主として、委託者が AXA Rosenberg Investment Management LLC（米国）と共同して開発した定量分析・評価モデル（「クオンツモデル」といいます。以下同じ。）により行うことを基本とします。
⑥ 割安株の選別は、銘柄選択用クオンツモデル等により、個別企業の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）の各項目および企業収益の変化等の要因からみた割安度に着目し、個別企業を詳細に分析・評価するというボトムアップ・アプローチにより行うことを基本とします。
⑦ ポートフォリオの構築は、主として、リスク分析用のクオンツモデルによりベンチマークに対するリスク特性を計測し、ベンチマークに対する相対リスクをコントロールすることを基本とします。
⑧ 投資にあたっては、フルインベストメントを基本とします。
⑨ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
⑩ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

2 運用体制

当ファンドの株式運用は、一貫した投資哲学・信念のもと、リスク管理を含めた全ての運用プロセスを「定量モデル」により実行しています。アクサ・ローゼンバーグでは世界の株式市場に対し、共通の一貫した枠組みのもとに行います。世界20,000社以上の企業の財務データを収集・分析したデータベースを用い、独自の銘柄選択モデルによる分析を加え、個別銘柄の期待リターン（α値）を算出します。一方で、独自のリスクモデルを駆使し、個別銘柄のベンチマークに対するリスク特性を算出します。こうして得られたリスク特性と期待リターンをもとにリアルタイムで最適化を行い、常に当ファンドの投資方針に沿った運用を目指します。

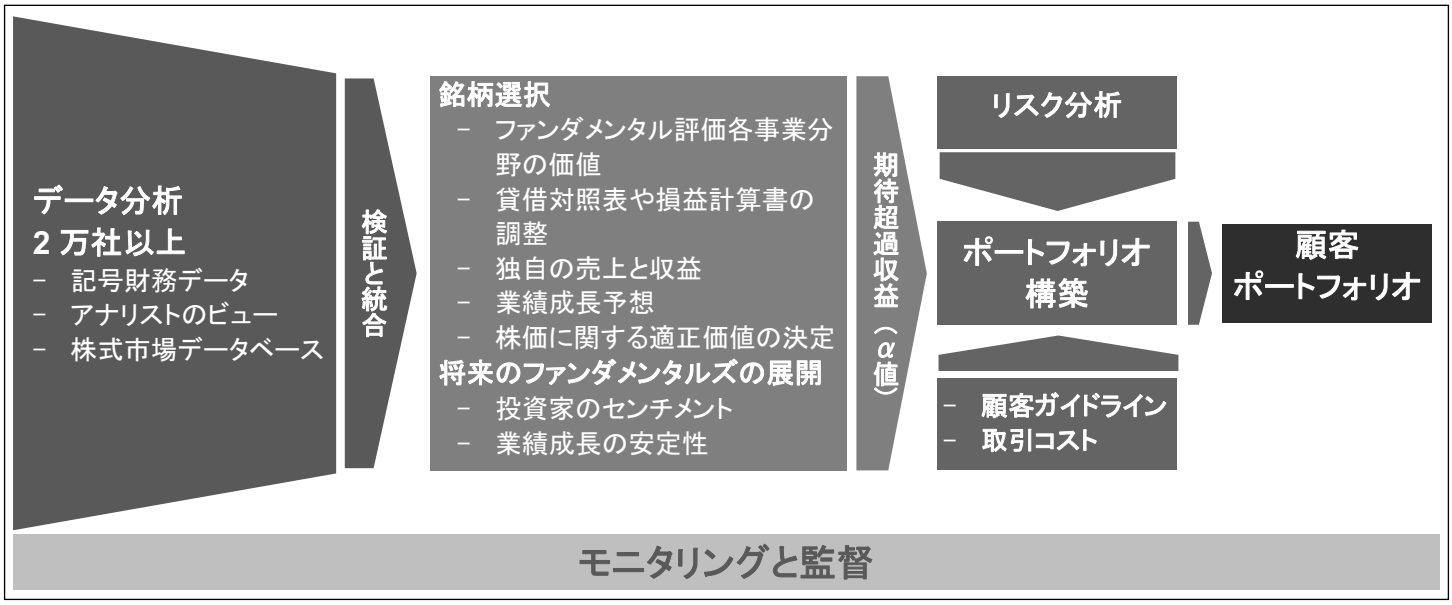

■ 運用体制に関する社内規則

運用を担当する者は、委託会社が運用者の服務について社内規則として定めた「ポートフォリオ・マネージャー規程」を遵守することが求められています。当該規程はポートフォリオ・マネージャーの適正な行動基準及び禁止行為などを規定しており、法令遵守、顧客の保護、取引の公正確保を第一にすることが求められています。また、実際の運用の指図を行うにあたっては、「取引に関する一般原則」など様々な社内規則を定めており、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止しています。

■ 内部管理

コンプライアンス・オフィサーが投資信託財産の運用に関して、投資信託約款に予め定める基本方針および運用態度に適っていることを日々確認することにより、投資信託財産の運用の適正性を確保します。

取引執行や事務執行に起因する事故等、もしくは、投資制限違反などが生じた場合には、コンプライアンス・オフィサーは事故顛末ならびに再発防止策等の提出を求めます。また、事故報告書、ならびに、再発防止策は隔週で行われる社内マネジメント・コミッティ会議で報告・検証され、必要とされる場合にはその他の措置を決定します。

平成 26 年 11 月 30 日現在の運用体制を示しています。今後変更になる可能性があります。

3 主な投資制限

当ファンドの法令および今後定める約款に基づく主な投資制限は以下のとおりです。
なお、関係法令等の改正内容によっては、今後投資制限等が一部変更になる可能性があります。

① マザー・ファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
② マザー・ファンド受益証券以外の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
③ 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
④ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
⑤ 同一企業が発行する有価証券の実質組入比率の合計は、純資産総額の10%未満とします。
⑥ 有価証券先物取引およびオプション取引、金利に係る先物取引およびオプション取引、通貨に係る先物取引およびオプション取引、スワップ取引等のデリバティブ取引は行いません。
⑦ 有価証券の空売りは行いません。
⑧ 信用取引は行いません。
⑨ 資金の借り入れは信託財産の純資産総額の10%以内とします。
⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
⑪ 上記にかかわらず、一般社団法人投資信託協会の規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10% 、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
⑫ 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

※「実質投資割合」とは、ファンドの信託財産の純資産総額に対する、ファンドの信託財産に属する各種の資産の時価総額とマザー・ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の割合を意味します。「ファンドの信託財産に属するとみなした額」とは、ファンドの信託財産に属するマザー・ファンドの受益証券の時価総額に、マザー・ファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

※ 投資制限の詳細につきましては、「3.その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザー・ファンドの主な投資制限

アクサ IM・グローバル(日本除く)株式・マザーファンド 〈適格機関投資家私募〉

① 株式への投資割合には、制限を設けません。
② 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
③ 同一企業が発行する有価証券の組入比率の合計は、純資産総額の 10%未満とします。
④ 有価証券先物取引およびオプション取引、金利に係る先物取引およびオプション取引、通貨に係る先物取引およびオプション取引、スワップ取引等のデリバティブ取引は行いません。
⑤ 有価証券の空売りは行いません。
⑥ 信用取引は行いません。
⑦ 資金の借り入れは信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
⑨ 上記にかかわらず、一般社団法人投資信託協会の規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10% 、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
⑩ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

4 投資リスクについて

（投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されておりません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。）

当ファンドは、マザー・ファンドを通じて、株式、公社債などの値動きのある証券（また、外貨建資産に投資する場合にはこの他為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。
従って、元本が保証されているものではありません。また、マザー・ファンドに生じた利益及び損失は、全てマザー・ファンドの受益者である当該ファンドに帰属することになります。

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

● 証券投資信託の運用において想定されるリスク

① 株価変動リスク
株式は、株式市場全体の価格変動あるいは個別銘柄の価格変動により、株価が変化します。当ファンドは、マザー・ファンドの受益証券への投資を通じて実質的に株式に投資を行いますので、株価変動等の影響を受けます。

② 為替変動リスク
当ファンドは、マザー・ファンドの受益証券への投資を通じて実質的に外貨建資産に投資を行いますが、原則として為替ヘッジは行わないことを基本としますので、一般に為替リスクがあります。為替リスクとは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般に外国為替相場が対円で下落（円高）になった場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。従いまして、外貨建証券が現地通貨建てでは値上がりしている場合でも、当該通貨の為替相場の対円での下落（円高）度合いによっては、当該証券の円ベースの評価額が減価し、当ファンドの基準価額の変動及び分配金に影響を与える要因となります。

③ 流動性リスク
流動性リスクとは、市場における売買量の欠如等の理由により、当ファンドにとって最適な時期で株式及び公社債の売買ができず機会損失を被るリスクをいいます。

④ カントリーリスク
カントリーリスクとは、投資対象国における政治不安や社会不安、あるいは他国との外交関係の悪化などの要因により、投資成果に大きく影響することがあります。また、投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課微的な税制、海外からの送回金規制などの様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の証券への投資が悪影響を被る可能性があります。

● その他リスク・留意点

① 資産規模に関わる留意点
当ファンドの資産規模によって、投資方針に沿った投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る場合があります。

② ファミリー・ファンド方式にかかる留意点
当ファンドはファミリー・ファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザー・ファンドを投資対象とする他のベビー・ファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果としてマザー・ファンドにおいて売買等が生じた場合には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があり、これにより不測の損失が生じるおそれがあります。この場合、当ファンドの基準価額が下落し、投資元本を割り込むおそれがあります。

③ 解約申込みに伴う基準価額の下落に関するリスク
短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組み入れる有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあり、不測の損失が生じるおそれがあります。この場合、

当ファンドの基準価額が下落し、投資元本を割り込むおそれがあります。

④　ベンチマークに関わる留意点
当ファンドは、MSCI コクサイ指数（配当込み・グロス・日本円換算）をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指しますが、実際のパフォーマンスはこれを下回る場合があります。

⑤　法令・税制・会計等の変更に関わる留意点
法令・税制・会計等は今後変更される可能性があります。

前記の投資リスク管理体制は以下のとおりです。

リスク管理は、アクサ・インベストメント・マネージャーズ（以下、AXA IM）の投資哲学の重要な部分であり、業務プロセス及び投資プロセスに完全に統合されます。

AXA IM のグローバル・リスク・フレームワーク（枠組み）は、ポートフォリオ・マネージャーによる日々のリスク管理と、独立した部門によって管理しています。

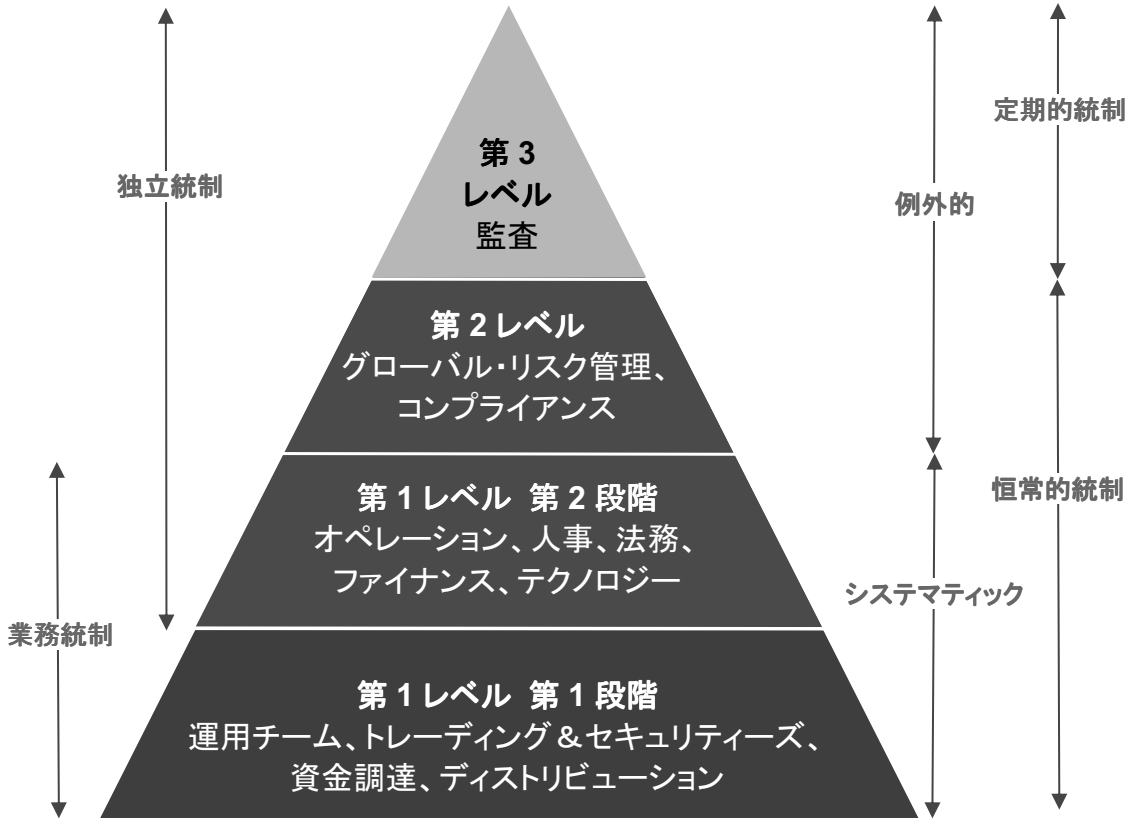

第 1 レベル　第 1 段階　ポートフォリオ管理によって行われるコントロール

日々のシステマティックなリスク管理はポートフォリオ・マネージャーが責任を有し、特にポートフォリオの制約、リスク指標、市場及び流動性リスクについての様々なツールを用いて監視します。

株式ポートフォリオ・マネージャーはポートフォリオ・エンジニアリング・グループのサポートをうけながら、ポートフォリオのアクティブ・リスクを測定及び配分します。

この専任チームは株式のグローバル・ヘッドにレポートします。当チームの主な役割は、各ポートフォリオで実行される前に、各々のアクティブ戦略についてリスクを測定することで、特定の制約（顧客の制約、規制当局、等）を考慮しつつ個々のポートフォリオ構築に貢献し、リスク・バジェット配分を最適化します。当チームの推奨は、ポートフォリオのリスク・リターン特性を最適化するための鍵となる役割を担っています。

独立した部門によって行われる管理

AXA IM では、約 200 名の従業員がオペレーション、コンプライアンス、内部統制、リスク管理部門で監視及び管理業務に就いています。

オペレーション（第 1 レベル　第 2 段階）

第 1 レベルの最初のシステマティックな管理は、“業務”部門によって行われ、同部門は、ミドルオフィス部門により提供されるデータやサービスの質、特に全てのポートフォリオに関連する情報に対して責任を持ちます。当部門は、3 つの主要部門で構成されます。

- **トレード・マネージャー**は、トレーダー、ブローカー、ミドルオフィス間の取引の流れの完全性を確実にします。
- **ポートフォリオ・コントローラー**はポートフォリオの完全性に責任をもちます（ポートフォリオの純資産価格を含む）。

  ポートフォリオ・コントローラーはポートフォリオ・マネージャーやミドル/バックオフィスと緊密に連携をとります。
- **投資ガイドライン・コントローラー**は、顧客、規制当局、またはあらゆる社内規定によって設定されたガイドラインに対するファンドの監視に責任をもちます。例外が特定された場合、運用チームと該当する管理部門に報告されます。

“業務”部門は、AXA IM の主要な第三者プロバイダーとの関係を管理し、提供されるサービスの質を監視します。より具体的には、ステート・ストリート・バンクとの日常的な連携を担います。コントローラーは運用チーム、ミドル/バックオフィス部門、リスク管理部門と協力して業務を行います。

グローバル・リスク管理（第 2 レベル）

独立した管理の第 2 レベルは、グローバル・リスク管理部門によって行われ、市場、クレジット、カウンターパーティー、オペレーショナル・リスクを制御します。

- **インベストメント・リスク・アナリシス・アンド・スタンダード**は、投資及びリスク・モデリングの特定、分析、第 2 レベルの管理に責任をもちます。AXA IM グループが使用する投資リスク方法論やバリュエーション・モデルの定義や検証を行います。
- **オペレーショナル・リスク・マネジネント**は、組織全体のオペレーショナル・リスクの特定、監視、報告、評価、管理とともに軽減の推奨や監視について責任をもちます。
- **シニア・エキスパティーズ・リスク・マネージャー**は、特定の専門知識を持つ独立したリスク・マネージャーとして行動します。AXA IM 全体のグローバル・リスク管理や運用チームに対し、重要なリスクについての見解を提供します。

コンプライアンス及び内部統制（第 2 レベル）

コンプライアンスと内部統制はその他の第 2 レベルの管理機能となります。

AXA IM はグローバルなコンプライアンス・チームを有しており、AXA IM の全ての関連子会社に適用される基準の作成に責任を負います。基準は職業倫理、管理手順、規則順守に関連しています。コンプライアンス部門は AXA IM の従業員が従う職業倫理原則の指針を反映したコンプライアンス・チャートを作成しています。

第 3 レベル: 内部監査　*（第 3 レベル）*

内部監査チームは、AXA IM の手続き及び管理の有効性を定期的かつ独立した評価を行います。主に独立した参加者により構成される監査・リスク委員会は、リスク管理プロセスや財務報告書を管理します。

※リスク管理体制は、平成 26 年 9 月 30 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

また、委託会社においては、チーフ･インベストメント・オフィサーとポートフォリオ・マネージャーが、当ファンドの日々のポートフォリオにおけるリスク管理を行います。法令又は投資信託約款等の当ファンド及びマザー・ファンドの遵守状況につきましては、運用部門から完全に独立しているコンプライアンス部門が日々チェックを行います。

3. その他詳細情報

1 アクサ IM・グローバル(日本除く)株式・マザーファンド〈適格機関投資家私募〉の投資対象

(1)投資の対象とする資産の範囲
この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。)
   イ. 有価証券
   ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第 20 項に規定するものをいい、約款第 25 条、第 26 条、及び、第 27 条に定めるものに限ります。)
   ハ. 金銭債権
   ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
   イ. 為替手形

(2)運用の指図範囲等
①委託者は、信託金を、主としてアクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社を委託者とし、三菱 UFJ 信託銀行株式会社を受託者とするアクサ IM・グローバル(日本除く)株式・マザーファンド〈適格機関投資家私募〉(以下「マザー・ファンド」といいます。)の受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。
1.株券または新株引受権証書
2.国債証券
3.地方債証券
4.特別の法律により法人の発行する債券
5.社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6.特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8.協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9.特定目的会社にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10.コマーシャル・ペーパー
11.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
12.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13.金融商品取引法第2条第1項第 10 号で定める国内籍投資信託の受益権または外国投資信託の受益証券(振替受益権を含みます。)
14.金融商品取引法第2条第1項第 11 号で定める投資証券または外国投資証券(振替投資口を含みます。)
15.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第 18 号で定めるものをいいます。)
16.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第 19 号で定めるものをいいます。)
17.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第 20 号で定めるものをいいます。)
18.外国法人が発行する譲渡性預金証書
19.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
20.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21.外国の者に対する権利で前号の有価証券の権利の性質を有するもの
22.なお、第1号の証券または証書、第 12 号および第 17 号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第 12 号および第 17 号の証券または証書のうち第2号から6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 13 号および第 14 号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

②前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図ができます。
1.預金
2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3.コール・ローン
4.手形割引市場において売買される手形
5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6.外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③委託者は、取得時において投資信託財産に属する株式の時価総額とマザー・ファンドの投資信託財産に属する株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

④委託者は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザー・ファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤委託者は、投資信託財産に属するマザー・ファンドの受益証券以外の第1項 13 号及び 14 号に定める投資信託証券等の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザー・ファンドの受益証券の時価総額にマザー・ファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

2 アクサ IM・グローバル(日本除く)株式・マザーファンド 〈適格機関投資家私募〉の投資制限

(1)投資する株式等の範囲
①委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所(金融商品取引法第2条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場をいいます。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
②前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(2)同一銘柄の株式等への投資制限
①委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザー・ファンドの投資信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。
②委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザー・ファンドの投資信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。
③委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額とマザー・ファンドの投資信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額の合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。
④前各項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザー・ファンドの受益証券の時価総額にマザー・ファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
(3)有価証券の貸付の指図および範囲
①委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
②前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときには、担保の受入れの指図を行うものとします。

(4)公社債の借入れ
①委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときには、担保の提供の指図をするものとします。
②前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
③投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する借入れた公社債の一部を返却するための指図をするものとします。
④①の借入れにかかる品借料は投資信託財産中から支弁します。

(5)特別な場合の外貨建有価証券への投資制限
①外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(6)外国為替予約取引の指図および範囲
①委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図を行うことができます。
②前項の予約取引の指図は、投資信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産とマザー・ファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額(投資信託財産に属するマザー・ファンドの時価総額にマザー・ファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
③前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

※当ファンドにかかる投資信託契約は現時点(2014 年 11 月 30 日現在)では締結されていません。また、当該投資信託契約にかかる投資信託約款も法律に基づく届出をしていません。
※上記は、その投資信託約款に記載される内容の抜粋です。投資信託約款は変更となる可能性があります。

【その他の法令上の投資制限】
(1)同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)
委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式においての議決権を除き、会社法第 879 条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。)が、当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会

社に指図することが禁じられています。

(2)デリバティブ取引に係る投資制限(金融商品取引業に関する内閣府令第 130 条第 1 項第 8 号)

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

(3)信用リスク集中回避のための投資制限(金融商品取引業に関する内閣府令第 130 条第1項第 8 号の 2)

委託会社は、投資信託財産に関し、信用リスク(保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。)を適正に管理する方法としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

4. 運用状況

1 投資状況 （平成 26 年 11 月 30 日現在）

該当事項はありません。

2 投資資産 （平成 26 年 11 月 30 日現在）

該当事項はありません。

【参考情報】マザー・ファンドの投資資産 （平成 26 年 11 月 30 日現在）

該当事項はありません。

3 運用実績 （平成 26 年 11 月 30 日現在）

該当事項はありません。

Ⅱ 財務ハイライト情報 （平成 26 年 11 月 30 日現在）

該当事項はありません。

特別勘定の名称：世界債券プラス型

資産の運用に関する極めて重要な事項

Ⅰ　投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格

1 名　称

適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンド－３

※以下、上記のファンドを「当ファンド」という場合があります。

2 目的及び基本的性格

当ファンドは、アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・マザーファンド（以下、「マザーファンド」という場合があります。）受益証券を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。なお、マザーファンドは、世界各国の投資適格格付けの公社債（以下、「投資適格債」という場合があります。）を主な投資対象とします。原則として、取得時に格付け機関により投資適格格付け（BBB 格以上）を得ている公社債としますが、格付けを得ていない場合でも、委託会社が投資適格債に相当すると判断した場合は投資を行う場合もあります。

※当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金の全部または一部をマザーファンド受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

※一般社団法人投資信託協会が公募投資信託について定める「商品分類に関する指針」に基づいて分類した場合、当ファンドは、「追加型投信／内外／債券」に該当します。

追加型投信……一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外……投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券……投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※当ファンドの信託金の上限は、500 億円とします。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

※当ファンドの信託期間は無期限です。ただし、委託会社は、信託元本が 10 億円を下回ったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

3 特　色

1. アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目指します。マザーファンドは世界各国の投資適格債に投資します。

◆マザーファンドは、主として米国国債、投資適格社債などの米国内の投資適格債をはじめ、米国外の投資適格国の国債、事業債などの投資適格債へ投資します。

◆原則、取得時に格付機関により投資適格格付け（BBB 格以上）を得ている公社債に投資します。ただし、格付けを得ていない場合でも、委託会社が投資適格債に相当すると判断した場合は投資を行う場合もあります。

◎格付けと投資対象

債券は、その元本や利息の支払いの確実性の度合いによって格付機関によって格付けがなされています。BBB－格（スタンダード・アンド・プアーズ（S＆P）社）、Baa3格（ムーディーズ社）以上の債券を「投資適格債」といいます。

※S＆P社、ムーディーズ社は格付機関の例として提示したもので、その他の格付機関の格付け情報も採用します。

2. 調査チームによる相対的投資価値分析を基本としたアクティブ運用を行います。

◆債券の運用チームは、調査チームによる相対的な投資価値の分析に基づき、①国別資産配分、②債券セクター*配分、③個別銘柄の選定を行います。

＊債券セクターとは、公社債をその属性に基づき区分したもので、例えば、米国国債、社債といった区分があります。債券セクターによって利回りや収益率は異なります。

＜債券運用のプロセス＞（平成26年3月末現在）

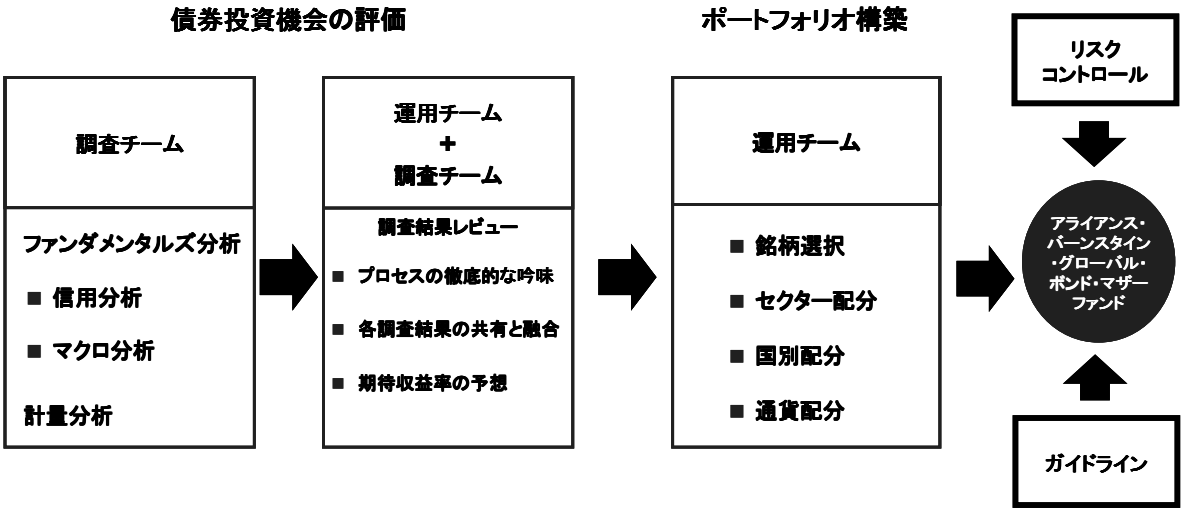

・ファンダメンタルズ分析と計量分析を融合し、相対的に高い収益が期待される国・債券セクターや銘柄に対して、機動的に資産配分を行います。
・マクロ分析チームと計量分析チームはそれぞれの分析手法により、各国、各債券セクター等のリターンの予測を行います。信用分析チームは、業種および個別企業のファンダメンタルズ分析を行います。
・運用チームと調査チームは、ファンダメンタルズ分析および計量分析の結果について徹底的に吟味し、基本投資戦略を策定します。
・運用チームは、投資戦略と投資ガイドラインに従ってポートフォリオを構築します。
※上記は、平成 26 年 3 月末日現在の状況であり、今後変更する場合があります。

◆為替の運用は、債券運用とは分離して行います（カレンシー・オーバーレイ運用）。
・各国の景気サイクルや政策の見通しなどのファンダメンタルズ分析と、自社開発モデルを利用した計量分析をもとに通貨配分を決定します。
◆チーム運用を行います。
・米国、欧州、日本、香港、オーストラリアに運用拠点を配置しています。
・情報を共有し、規律あるチームワークを重視した意思決定を行います。
※上記の内容は、今後変更する場合があります。
※市場動向、資金動向等によっては、運用の基本方針に沿った運用ができない場合があります。

3. シティ世界国債インデックス（円ベース）をベンチマークとします。

◆ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。また、投資対象国の債券市場の構造変化等によっては、当ファンドのベンチマークを見直す場合があります。
◆「シティ世界国債インデックス（円ベース）」とは、Citigroup Index LLC が算出・公表する指数で、1984年12月末日を100として世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均し指数化したものです。シティ世界国債インデックス（円ベース）に対する著作権、知的所有権その他一切の権利は Citigroup Index LLC に帰属します。

4. 実質外貨建資産*については、原則として為替ヘッジを行いません。

＊当ファンドの信託財産に属する外貨建資産と、マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち、当ファンドの信託財産に属するとみなした資産を合わせた資産のことをいいます。

5. マザーファンドの運用は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー等、海外のグループ会社に委託します。

◆運用の一層の強化・充実を図るため、委託会社はマザーファンドの信託財産の運用の指図に関する権限（国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。）を以下の投資顧問会社に委託します。ただし、委託会社が自ら当該権限を行使するときは、この限りではありません。

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
アライアンス・バーンスタイン・リミテッド
アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド
アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

◆アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーを中核とするアライアンス・バーンスタイン*1は、総額約4,541億米ドル（平成26年3月末日現在、約46.8兆円*2）の資産を運用し、ニューヨークをはじめ世界20ヵ国44都市（平成26年3月末日現在）に拠点を有しています。

＊1 アライアンス・バーンスタインには、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。

＊2 米ドルの邦貨換算レートは1米ドル＝102.99円（平成26年3月31日の WM ロイター）を用いております。

4 仕組み

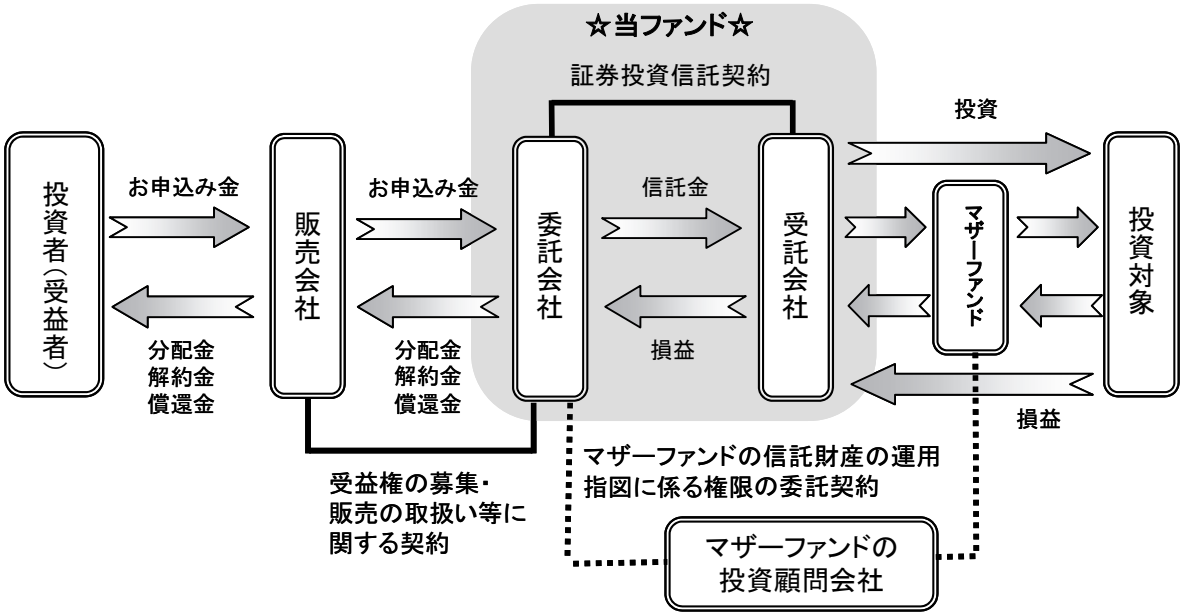

販売会社

（受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金、一部解約金の支払いの取扱い等）

委託会社

アライアンス・バーンスタイン株式会社

（信託財産の運用指図、運用報告書の作成等）

受託会社

三井住友信託銀行株式会社

再信託受託会社
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

（信託財産の管理業務等）

マザーファンドの投資顧問会社

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
アライアンス・バーンスタイン・リミテッド
アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド
アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

（マザーファンドの信託財産の運用の指図（除く国内余剰資金の運用の指図））
（注）委託会社が自ら運用の指図を行う場合もあります。

※上記の仕組みは、平成 26 年 3 月末日現在のものであり、今後変更する場合があります。

2. 投資方針及び投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

当ファンドは、アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。
なお、マザーファンドは原則として、取得時に格付機関により投資適格格付け（BBB 格以上）を得ている世界各国の公社債に投資します。

- マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を維持することを原則とします。
- 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避または軽減するため、有価証券先物取引等を行うことができます。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

- 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

※投資対象の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・マザーファンド

- この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。
- 世界各国の投資適格債を主な投資対象とします。原則として、取得時に格付機関により投資適格格付け(BBB 格以上)を得ている公社債としますが、格付けを得ていない場合でも、委託会社が投資適格債に相当すると判断した場合は投資を行う場合もあります。
- 世界中の公社債の中から、相対的に投資価値の高い証券に分散投資します。
- 分散投資と投資対象証券の相対的投資価値分析を基本とした、アクティブな運用を行います。
- 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避または軽減するため、有価証券先物取引等を行うことができます。

2 運用体制

アライアンス・バーンスタインの債券部門は、53名の経験豊富なファンド・マネージャーと65名のアナリストを中心に構成されています。

リスク管理は、各リスク管理担当（市場/ポートフォリオ・リスク、オペレーショナル・リスク）がモニターした内容を債券部門チーフ・インベストメント・オフィサーに報告する体制としています

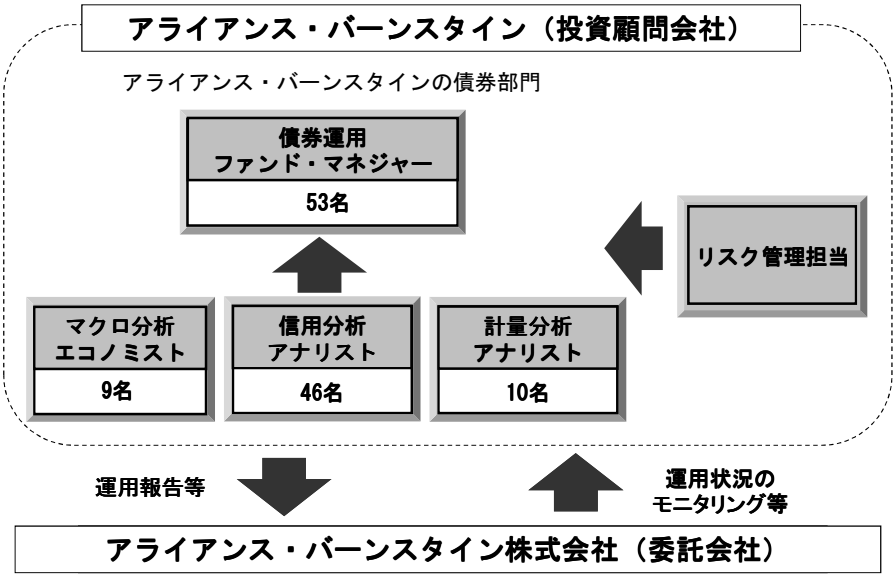

※上記の運用体制は、平成 26 年 3 月末日現在のものであり、今後変更する場合があります。

3 主な投資制限

当ファンドの法令および信託約款に基づく主な投資制限は以下の通りです。

① 外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。
② 株式への投資は、優先株および転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使、株主割当または社債権者割当により取得したものに限ります。
③ 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
④ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
⑤ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
⑦ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
⑧ 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

※投資制限の詳細につきましては、「3．その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・マザーファンド

① 外貨建資産への投資については、制限を設けません。
② 株式への投資は、優先株および転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使、株主割当または社債権者割当により取得したものに限ります。
③ 株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
④ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
⑤ 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
⑥ 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
⑨ 有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図については、信託約款に定める範囲内で行います。

4 投資リスクについて

投資信託である当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて公社債などの値動きのある金融商品等に投資しますので、当該マザーファンドおよび当ファンドに組入れられた金融商品等の値動き（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）により基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

基準価額の変動要因

① 金利変動リスク
一般に、債券価格は金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。また、一般的に満期までの期間が長いほど価格変動のリスクは大きくなります。

② 信用リスク
発行国の債務返済能力等の変化、発行体の業績や財務内容等の変化による格付け（信用度）の変更や変更の可能性、信用リスクに対する投資家の姿勢、特定の債券の信用度に関する投資家の考え方が変わることなどにより、債券価格が大きく変動することがあります。また、デフォルト（債務不履行）が生じる場合には、債券価格が大きく下落します。なお、このような場合には流動性も低下し、機動的な売買ができないことも考えられます。
また、金融商品等の取引相手方にデフォルトが生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。

③ カントリー・リスク
発行国の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。
また、エマージング・カントリー公社債市場は、一般に先進諸国の金融・証券市場に比べ、市場規模、取引量が小さく、法制度（金融・証券市場の法制度、政府の規制、税制、外国への送金規制等）やインフラストラクチャーが未発達であり、低い流動性、高い価格変動性、ならびに決済の低い効率性が考えられます。こうしたリスクには、債券の発行体等に対する投資家の権利保全措置や投資家の権利を迅速かつ公正に実現、執行する裁判制度の不備等により、デフォルト等が生じた場合、投資資金の回収が困難になる可能性も含まれています。なお、企業情報の開示等の基準が先進諸国と異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあります。このように、エマージング・カントリー公社債は先進諸国に比べカントリー・リスクが高くなります。

④ 流動性リスク
市場規模が小さく、取引量が少ない場合などには、機動的に売買できない場合があります。投資適格社債の中でも相対的に格付けの低い債券などは、一般に米国国債など主要国の国債に比べ流動性リスクが高くなります。

⑤ 為替リスク
為替相場の変動を収益向上の機会と捉え、機動的に通貨配分を行います。実質外貨建資産に対し原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動により当ファンドの基準価額が影響を受けます。

⑥ 一部解約による当ファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク
受益者による当ファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合、解約資金を手当てするために保有する金融商品等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有する金融商品等を市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。その結果、当ファンドの基準価額が大きく変動することが考えられます。

⑦ インデックスの下落に伴うリスク
当ファンドは、シティ世界国債インデックス（円ベース）を運用上のベンチマークとして運用を行います。ベンチマークとしたインデックスが下落する局面では、当ファンドのパフォーマンスも下落し、基準価額の下落につながることがあります。

⑧ 他のベビーファンドの設定・解約等に伴う基準価額変動のリスク
当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入金融商品等に売買が生じた場合、その売買による組入金融商品等の価格変動や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

※市場動向や投資対象国の政治、経済、社会情勢等によっては、運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。
※投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されておりません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。
※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

上記の投資リスクの管理体制は以下の通りです。

① 投資顧問会社におけるリスク管理
市場/ポートフォリオ・リスクおよびオペレーショナル・リスクについて、各リスク管理担当が常時モニターしています。各リスク管理担当は、リスク管理内容を債券部門チーフ・インベストメント・オフィサーに報告することにより、牽制が働く体制としています。
《債券運用に関わるリスクへの対応》
運用チームでは、債券運用に関わるリスクについて以下のような対応を図っています。

金利リスク	◆エコノミストを中心に、世界経済、債券市場を分析しています。 ◆金利上昇局面では、状況に応じ国別配分や債券セクター配分を変えることで対応します。

信用リスク	◆格付機関出身者など、経験豊富な信用分析専門のアナリストがファンダメンタルズ分析を行い、管理しています。 ◆格付予想モデルを使った分析も行っています。 ◆分散投資により、1銘柄の信用リスクがポートフォリオに大きな影響を与えないよう配慮しています。
流動性リスク	◆社債については、1発行体が発行する社債の買付割合、組入銘柄の分散や、発行額等に留意しています。

② 委託会社におけるリスク管理

運用部門から独立した部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。具体的には、リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。また、ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。さらに、クライアント本部においても運用リスク（市場リスク、信用リスク、為替リスク等）があらかじめ定められた運用の基本方針、及び運用方法に即した適正範囲のものであるかをチェックしており、その結果は月次の投信戦略委員会に報告されます。

また、クライアント本部ではファンドのパフォーマンス分析も行っており、その結果は投信戦略委員会に報告され、運用状況の検証が行われます。

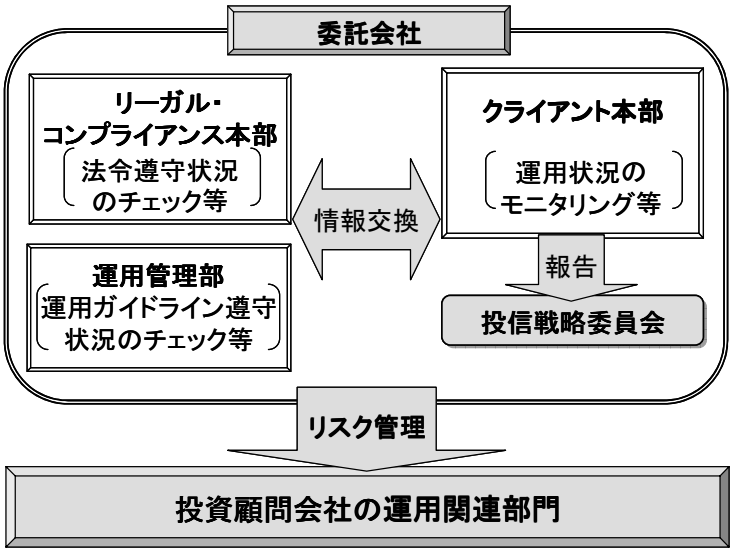

※上記の投資リスク管理体制は、平成 26 年 3 月末日現在のものであり、今後変更する場合があります。

3. その他詳細情報

1適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンドー3の投資対象

(1) 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

① 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下、同じ。)

a. 有価証券

b. デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第 20 項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。)

c. 金銭債権

d. 約束手形

② 次に掲げる特定資産以外の資産

a. 為替手形

(2) 有価証券の指図範囲

委託者は、主としてアライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・マザーファンド受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

a. 株券または新株引受権証書

b. 国債証券

c. 地方債証券

d. 特別の法律により法人の発行する債券

e. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下、「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)

f. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

h. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

i. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

j. コマーシャル・ペーパー

k. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下、同じ。)および新株予約権証券

l. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、a.からk.までの証券または証書の性質を有するもの

m. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

n. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

o. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

p. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)

q. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

r. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

s. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

t. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

u. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

v. 外国の者に対する権利で上記 u.の有価証券の性質を有するもの

なお、a.の証券または証書、l.ならびに q.の証券または証書のうち a.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b.から f.までの証券および l.ならびに q.の証券または証書のうち b.から f.までの証券の性質を有するものおよび n.に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、m.の証券および n.の証券(ただし、投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

(3) 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を上記(2)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

a. 預金

b. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

c. コール・ローン

d. 手形割引市場において売買される手形

e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの

f. 外国の者に対する権利で上記 e.の権利の性質を有するもの

(4) 金融商品の運用指図

上記(2)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は信託金を、上記(3)の a.から d.までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

(5) 先物取引等の運用指図および範囲

① 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権付取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。

a. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

b. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額。)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記(3)の a.から d.までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本(5)で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。

a. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、保有外貨建資産の時価総額の範囲内とします。

b. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。

c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ本(5)で規定する全オプション取引に係る支払いプレ

ミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。

a. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記(3)のa.からd.までに掲げる金融商品で運用しているものをいいます。以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

b. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記(3)のa.からd.までに掲げる金融商品で運用している額（以下、本③において、「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下、同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ本(5)で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

(6) スワップ取引の運用指図・目的・範囲

① 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、本③において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 上記③において、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(7) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

① 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。

③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 上記③においてマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

⑥ 上記⑤においてマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

⑧ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑨ 本(7)に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

⑩ 本(7)に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下、本(7)において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下、本(7)において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を指し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

2適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンドー3の投資制限

(1) 信託約款による制限

① 外貨建資産への実質投資割合

外貨建資産への実質投資割合については、制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

② 株式への投資制限

株式への投資は、優先株および転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権に限ります。)の行使、株主割当または社債権者割当により取得したものに限ります。

③ 株式への投資割合

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

④ 投資する株式等の範囲

a. 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当てまたは社債権者割当てにより取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りでありません。

b. 上記 a.の規定にかかわらず、別に定める条件に合致する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、委託者が投資することを指図することができるものとします。
「条件に合致する株式、新株引受権証券および新株予約権証券」とは、次の(イ)、(ロ)、(ハ)または(ニ)に掲げる発行会社の発行する株式、新株引受権証券および新株予約権証券ならびに外国におけるこれらに準ずる発行会社の発行する株式、新株引受権証券および新株予約権証券(上記a.に規定するものを除きます。)をいうものとします。

(イ) 金融商品取引法第24条の規定に基づく有価証券報告書(総合意見が適正である旨の監査報告書が添付されているものに限る。)を継続的に提出している発行会社または金融商品取引法第5条に規定する有価証券届出書(総合意見が適正である旨の監査報告書が添付されているものに限る。)を提出している発行会社

(ロ) 会社法に基づく監査(会社法施行の際、現に存する会社について、旧株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律に準ずる監査を含む。)が行われ、かつ、総合意見が適正または適法である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等を委託者において入手できる発行会社

(ハ) 公認会計士または監査法人により、金融商品取引法または会社法に準ずる監査が行われ、かつ、総合意見が適正または適法である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等を委託者において入手できる発行会社で、今後も継続的に開示が見込める会社

(ニ) アメリカにおけるピンク・シート銘柄およびOTCブリティンボード銘柄

⑤ 新株引受権証券等への投資割合

委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。
なお、マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑥ 同一銘柄への投資割合

a. 同一銘柄の株式への投資割合
委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。
なお、マザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

b. 同一銘柄の新株引受権証券等への投資割合
委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。
なお、マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

c. 同一銘柄の転換社債等への投資割合
委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。
なお、マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦ 投資信託証券への投資割合

委託者は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。
なお、マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(2) 法令により禁止または制限される取引等

① 同一法人の発行する株式の投資制限

委託者は、同一法人の発行する株式について、委託者が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託の投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

②投資信託財産の運用として行うデリバティブ取引の制限

委託者は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由によ

り発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託者が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことはできません。

(3)その他信託約款に定める取引の方法と条件

① 外国為替予約の指図

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 有価証券貸付けの指図・目的・範囲

a. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の(イ)および(ロ)の範囲で貸付けの指図をすることができます。
   (イ) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
   (ロ) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。
b. 上記 a.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
c. 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

③ 一部解約の請求ならびに有価証券の売却および再投資の指図

a. 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
b. 委託者は、上記a.による解約代金、売却代金、有価証券に係る利子等および償還金等、株式配当金、株式の清算分配金ならびにその他の収入金を再投資することの指図をすることができます。

④ 資金の借入れ

a. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、この借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。
c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
d. 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

※上記は平成 26 年 3 月末日現在における信託約款からの抜粋です。信託約款は法令改正や制度変更等により変更する場合があります。

4. 運用状況

1 投資状況(平成 26 年 3 月 31 日現在)
適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンドー３

2014年3月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	ー	321,078,265	100.24
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	ー	△769,246	△0.24
合計（純資産総額）	ー	320,309,019	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【参考情報】マザーファンドの投資状況(平成 26 年 3 月 31 日現在)
アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・マザーファンド

2014年3月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	アメリカ	2,093,745,485	18.99
	日本	1,984,380,923	18.00
	イギリス	1,043,989,833	9.47
	イタリア	781,793,839	7.09
	フランス	590,596,401	5.35
	オランダ	455,847,455	4.13
	オーストラリア	385,331,746	3.49
	ドイツ	341,818,321	3.10
	スペイン	337,518,441	3.06
	カナダ	212,333,893	1.92
	メキシコ	162,385,046	1.47
	ベルギー	161,260,713	1.46
	ブラジル	138,835,455	1.25
	オーストリア	137,983,886	1.25
	デンマーク	99,589,203	0.90
	ポーランド	88,884,986	0.80
	ニュージーランド	39,077,347	0.35
	スウェーデン	38,572,904	0.34
	マレーシア	31,121,805	0.28
	アイルランド	23,871,506	0.21
	トルコ	22,243,585	0.20
	小　計	9,171,182,773	83.20
特殊債券	マレーシア	121,062,332	1.09
	カナダ	98,237,255	0.89
	韓国	22,521,386	0.20
	小　計	241,820,973	2.19
社債券	アメリカ	472,191,789	4.28
	イギリス	189,301,352	1.71
	フランス	188,727,485	1.71
	オーストラリア	111,806,001	1.01
	カナダ	81,230,501	0.73
	日本	49,160,398	0.44
	ノルウェー	45,807,609	0.41
	オランダ	44,306,725	0.40
	フィンランド	29,345,615	0.26
	チリ	28,570,784	0.25
	アイルランド	27,421,465	0.24
	シンガポール	25,652,027	0.23
	スウェーデン	25,091,124	0.22
	バミューダ	23,221,325	0.21
	ドイツ	14,299,808	0.12
	ケイマン	1,318,812	0.01
	小　計	1,357,452,820	12.31
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	ー	252,561,826	2.29
合計（純資産総額）	ー	11,023,018,392	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

2 投資資産(平成 26 年 3 月 31 日現在)

適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンドー３

（1）投資有価証券の主要銘柄

全銘柄　　2014年3月31日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	口数	簿価		時価		投資比率
						単価	金額	単価	金額	
					口	円	円	円	円	%
1	―	親投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・マザーファンド	その他	174,755,492	1.7498	305,801,230	1.8373	321,078,265	100.24

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2014年3月31日現在

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	100.24
合計		100.24

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（2） 投資不動産物件

該当事項はございません。

（3） その他投資資産の主要なもの

該当事項はございません。

【参考情報】マザーファンドの投資資産（平成 26 年 3 月 31 日現在）

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・マザーファンド

（1）投資有価証券の主要銘柄

時価金額上位30銘柄

2014年3月31日現在

順位	国／地域	種類/業種	銘柄名	数量	簿価		時価		利率	償還期限	投資比率
					単価	金額	単価	金額			
					円	円	円	円	%		%
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY	4,270,000	10,283.76	439,116,825	10,302.49	439,916,657	0.25	2015年5月31日	3.99
2	日本	国債証券	第１４３回利付国債（２０年）	274,000,000	102.55	281,001,258	102.92	282,000,800	1.6	2033年3月20日	2.55
3	日本	国債証券	第１１０回利付国債（５年）	276,950,000	99.89	276,658,693	100.59	278,586,774	0.3	2018年3月20日	2.52
4	日本	国債証券	第３３３回利付国債（１０年）	269,850,000	99.85	269,464,114	99.62	268,838,062	0.6	2024年3月20日	2.43
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY	2,610,000	10,314.11	269,198,315	10,256.59	267,697,143	0.625	2016年11月15日	2.42
6	オランダ	国債証券	NETHERLANDS GOVERNMENT	1,720,000	14,368.81	247,143,593	14,546.32	250,196,734	1.25	2018年1月15日	2.26
7	日本	国債証券	第３００回利付国債（１０年）	234,300,000	107.16	251,075,880	106.46	249,454,524	1.5	2019年3月20日	2.26
8	日本	国債証券	第３２０回利付国債（１０年）	225,250,000	104.21	234,751,045	104.14	234,577,602	1	2021年12月20日	2.12
9	イギリス	国債証券	UK TREASURY	1,290,000	16,457.27	212,298,829	16,456.63	212,290,630	2.25	2023年9月7日	1.92
10	アメリカ	国債証券	US TSY INFL IX N/B	1,796,100	10,582.23	201,052,194	10,564.53	200,988,427	0.125	2016年4月15日	1.82
11	日本	国債証券	第３３６回利付国債（２年）	193,950,000	100.02	193,996,548	100.03	194,017,882	0.1	2016年1月15日	1.76
12	オランダ	国債証券	NETHERLANDS GOVERNMENT	1,195,000	15,855.69	189,475,517	15,381.94	183,814,224	4	2016年7月15日	1.66
13	イギリス	国債証券	UK TREASURY	980,000	20,045.87	196,449,564	18,720.75	183,463,416	3.75	2019年9月7日	1.66
14	カナダ	国債証券	CANADIAN GOVERNMENT	1,760,000	9,659.86	170,013,634	9,692.38	170,585,921	2.75	2022年6月1日	1.54
15	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,055,000	14,998.61	158,235,338	15,168.12	160,023,694	3.5	2017年11月1日	1.45
16	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,510,000	10,538.48	159,131,121	10,310.06	155,682,011	5.25	2019年3月15日	1.41
17	日本	国債証券	第１４６回利付国債（２０年）	148,150,000	103.72	153,669,521	103.87	153,889,331	1.7	2033年9月20日	1.39
18	イギリス	国債証券	UK TREASURY	855,000	17,951.74	153,487,430	17,434.56	149,065,499	1.75	2017年1月22日	1.35
19	フランス	国債証券	FRENCH TREASURY	890,000	15,937.04	141,839,669	15,877.05	141,305,769	5	2016年10月25日	1.28
20	アメリカ	国債証券	US TREASURY	1,220,000	11,984.51	146,211,136	11,396.02	139,031,478	4.25	2017年11月15日	1.26
21	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	830,000	16,026.47	133,019,747	16,750.11	139,025,933	5.5	2022年11月1日	1.26
22	ブラジル	国債証券	REPUBLIC OF BRAZIL	3,210,000	4,268.85	137,030,230	4,325.09	138,835,455	10	2017年1月1日	1.25
23	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,290,000	11,029.47	142,280,226	10,758.43	138,783,758	5.75	2022年7月15日	1.25
24	オーストリア	国債証券	REPUBLIC OF AUSTRIA	835,000	16,264.25	135,806,512	16,525.01	137,983,886	3.9	2020年7月15日	1.25
25	日本	国債証券	第１１０回利付国債（２０年）	120,000,000	114.04	136,858,800	114.61	137,539,200	2.1	2029年3月20日	1.24
26	アメリカ	国債証券	US TREASURY	1,305,000	10,304.06	134,467,995	10,293.64	134,332,089	0.375	2016年1月15日	1.21
27	アメリカ	国債証券	US TREASURY	1,155,000	11,813.26	136,443,159	11,327.68	130,834,749	4.625	2016年11月15日	1.18
28	イギリス	国債証券	UK TREASURY	810,000	16,745.21	135,636,205	16,056.54	130,058,003	1.75	2022年9月7日	1.17
29	イギリス	国債証券	UK TREASURY	740,000	17,289.89	127,945,218	16,928.03	125,267,436	1	2017年9月7日	1.13
30	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	799,000	15,373.27	122,832,463	15,659.54	125,119,797	4.75	2017年5月1日	1.13

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2014年3月31日現在

国内／外国	種類	投資比率（%）
国内	国債証券	18.00
	社債券	0.44
外国	国債証券	65.19
	特殊債券	2.19
	社債券	11.86
合計		97.70

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（2）投資不動産物件

該当事項はございません。

（3）その他投資資産の主要なもの

該当事項はございません。

３ 運用実績（平成 26 年 3 月 31 日現在）

適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンドー３

（１） 純資産の推移

平成26年3月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

計算期間	年月日	純資産総額（百万円）		1万口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末	(2009年5月1日)	4	4	10,313	10,313
第2期計算期間末	(2010年5月6日)	47	47	10,581	10,581
第3期計算期間末	(2011年5月2日)	82	82	10,345	10,345
第4期計算期間末	(2012年5月1日)	184	184	10,619	10,619
第5期計算期間末	(2013年5月1日)	199	199	12,822	12,822
2013年　3月末日		298	－	12,258	－
2013年　4月末日		199	－	12,861	－
2013年　5月末日		211	－	12,901	－
2013年　6月末日		207	－	12,409	－
2013年　7月末日		216	－	12,488	－
2013年　8月末日		225	－	12,434	－
2013年　9月末日		236	－	12,566	－
2013年 10月末日		245	－	12,810	－
2013年 11月末日		262	－	13,134	－
2013年 12月末日		278	－	13,357	－
2014年　1月末日		290	－	13,221	－
2014年　2月末日		302	－	13,297	－
2014年　3月末日		320	－	13,420	－

（注1）純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

（注2）月末日とはその月の最終営業日を指します。

（２） 分配の推移

計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期計算期間（2009年1月8日～2009年5月1日）	0
第2期計算期間（2009年5月2日～2010年5月6日）	0
第3期計算期間（2010年5月7日～2011年5月2日）	0
第4期計算期間（2011年5月3日～2012年5月1日）	0
第5期計算期間（2012年5月2日～2013年5月1日）	0

（３） 収益率の推移

計算期間	収益率（%）
第1期計算期間（2009年1月8日～2009年5月1日）	3.1
第2期計算期間（2009年5月2日～2010年5月6日）	2.6
第3期計算期間（2010年5月7日～2011年5月2日）	△2.2
第4期計算期間（2011年5月3日～2012年5月1日）	2.6
第5期計算期間（2012年5月2日～2013年5月1日）	20.7

（注）収益率は、各計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数（小数点第2位を四捨五入）を記載しております。

Ⅱ　財務ハイライト情報

1.　以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「2.　投資信託（ファンド）の経理状況」の「1. 財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。
2.　「資産の運用に関する重要な事項」の「2.　投資信託（ファンド）の経理状況」の中の「1. 財務諸表」については、新日本有限責任監査法人による監査証明を受けており、監査報告書は当該箇所に添付されております。

適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンドー３

1.貸借対照表

（単位：円）

	第5期 （平成25年 5月 1日現在）	第6期 （平成26年 5月 1日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	ー	100,000
親投資信託受益証券	198,797,404	334,345,704
未収入金	1,500,000	1,500,000
流動資産合計	200,297,404	335,945,704
資産合計	200,297,404	335,945,704
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	68,915	77,181
未払委託者報酬	826,969	926,166
その他未払費用	77,700	82,140
流動負債合計	973,584	1,085,487
負債合計	973,584	1,085,487
純資産の部		
元本等		
元本	155,456,573	248,454,442
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	43,867,247	86,405,775
（分配準備積立金）	36,161,364	50,015,010
元本等合計	199,323,820	334,860,217
純資産合計	199,323,820	334,860,217
負債純資産合計	200,297,404	335,945,704

2.損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	第5期 （自　平成24年 5月 2日 至　平成25年 5月 1日）	第6期 （自　平成25年 5月 2日 至　平成26年 5月 1日）
営業収益		
有価証券売買等損益	48,704,243	16,805,432
営業収益合計	48,704,243	16,805,432
営業費用		
受託者報酬	125,934	136,300
委託者報酬	1,511,013	1,635,421
その他費用	155,400	159,840
営業費用合計	1,792,347	1,931,561
営業利益又は営業損失（△）	46,911,896	14,873,871
経常利益又は経常損失（△）	46,911,896	14,873,871
当期純利益又は当期純損失（△）	46,911,896	14,873,871
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	14,408,807	△24,213
期首剰余金又は期首欠損金（△）	10,754,939	43,867,247
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,748,961	29,212,132
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,748,961	29,212,132
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,139,742	1,571,688
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,139,742	1,571,688
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	43,867,247	86,405,775

3.注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第6期 （自　平成25年 5月 2日 至　平成26年 5月 1日）
１．運用資産の評価基準及び評価方法	（１）親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
２．費用・収益の計上基準	（１）有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
３．その他	当ファンドの計算期間は、平成25年5月2日から平成26年5月1日までとなっております。

特別勘定の名称：オーストラリア債券型

資産の運用に関する極めて重要な事項

Ⅰ 投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格

1 名　称

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券ファンド（適格機関投資家専用）

※以下、上記のファンドを「当ファンド」という場合があります。

2 目的及び基本的性格

当ファンドは、アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券マザーファンド（以下、「マザーファンド」という場合があります。）の受益証券を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。

※当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金の全部または一部をマザーファンド受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

※一般社団法人投資信託協会が公募投資信託について定める「商品分類に関する指針」に基づいて分類した場合、当ファンドは、「追加型投信／海外／債券」に該当します。

追加型投信……一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外……投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券……投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※当ファンドの信託金の上限は、5,000 億円とします。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

※当ファンドの信託期間は、無期限です。ただし、委託会社は、信託元本が 10 億円を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。

3 特　色

1. アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主としてオーストラリア・ドル建ての国債、州政府債、国際機関債および事業債等の公社債に投資することにより、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。

2. 調査チームによる相対的投資価値分析を基本としたアクティブ運用を行います。

◆債券の運用チームは、調査チームによる相対的な投資価値の分析に基づき、①国別資産配分／イールドカーブ戦略、②債券セクター*配分、③個別銘柄の選定を行います。

*債券セクターとは、公社債をその属性に基づき区分したもので、例えば、国債、社債といった区分があります。債券セクターによって利回りや収益率は異なります。

＜債券運用のプロセス＞（平成26年9月末現在）

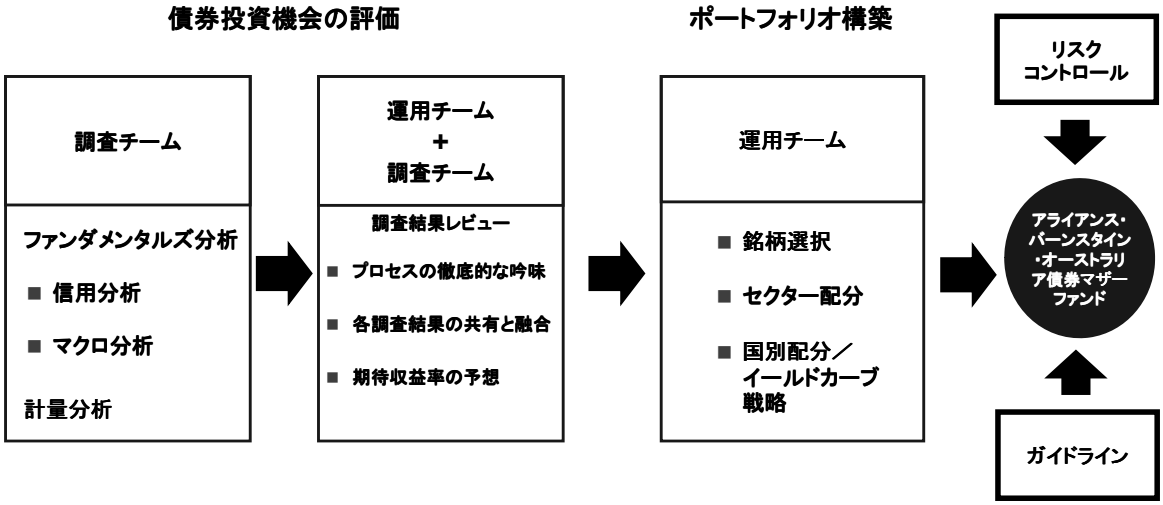

・ファンダメンタルズ分析と計量分析を融合し、相対的に高い収益が期待される年限（イールドカーブ）、債券セクターや銘柄に対して、機動的に資産配分を行います。
・マクロ分析チームと計量分析チームはそれぞれの分析手法により、各国、年限別、各債券セクター等のリターンの予測を行います。信用分析チームは、業種および個別企業のファンダメンタルズ分析を行います。
・運用チームと調査チームは、ファンダメンタルズ分析および計量分析の結果について徹底的に吟味し、基本投資戦略を策定します。
・運用チームは、投資戦略と投資ガイドラインに従ってポートフォリオを構築します。
※上記の内容は、平成26年9月末日現在の状況であり、今後変更する場合があります。

◆チーム運用を行います。
・米国、欧州、日本、香港、オーストラリアに運用拠点を配置しています。
・情報を共有し、規律あるチームワークを重視した意思決定を行います。

※上記の内容は、今後変更する場合があります。
※市場動向、資金動向等によっては、運用の基本方針に沿った運用ができない場合があります。

3. ブルームバーグ・オーストラリア国債インデックス（円換算）をベンチマークとします。
◆ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。投資対象国の債券市場の構造変化等によっては、当ファンドのベンチマークを見直す場合があります。
◆ブルームバーグ・オーストラリア国債インデックスは、ブルームバーグが算出・公表する指数で、オーストラリアの債券市場の値動きを表す代表的な指数です。当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はブルームバーグ エル・ピーに帰属します。

4. 実質組入外貨建資産*については、原則として為替ヘッジを行いません。
＊当ファンドの信託財産に属する外貨建資産と、マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち、当ファンドの信託財産に属するとみなした資産を合わせた資産のことをいいます。

5. マザーファンドの運用は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー等、海外のグループ会社に委託します。
◆運用の一層の強化・充実を図るため、委託会社はマザーファンドの信託財産の運用の指図に関する権限（国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。）を以下の投資顧問会社に委託します。ただし、委託会社が自ら当該権限を行使するときは、この限りではありません。
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
アライアンス・バーンスタイン・リミテッド
アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド
アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

◆アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーを中核とするアライアンス・バーンスタイン*1は、総額約4,730億米ドル（平成26年9月末日現在、約51.9兆円*2）の資産を運用し、ニューヨークをはじめ世界22ヵ国46都市（平成26年9月末日現在）に拠点を有しています。
＊1 アライアンス・バーンスタインには、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。
＊2 米ドルの邦貨換算レートは、1 米ドル＝109.695 円（平成 26 年 9 月 30 日の WM ロイター）を用いております。

4 仕組み

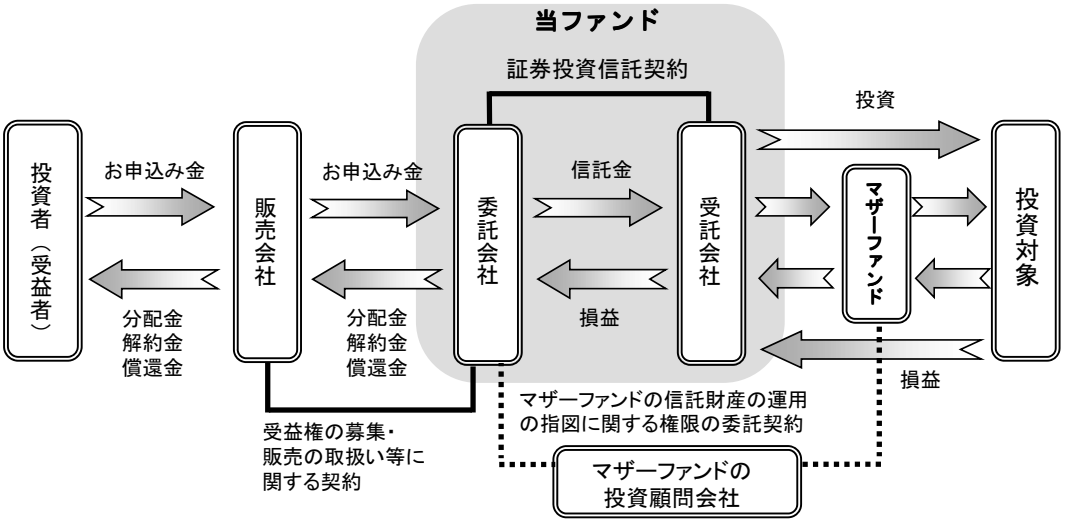

販売会社

（受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金、一部解約金の支払いの取扱い等）

委託会社

アライアンス・バーンスタイン株式会社

（信託財産の運用指図等）

受託会社

三井住友信託銀行株式会社

再信託受託会社
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

（信託財産の管理業務等）

マザーファンドの投資顧問会社

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
アライアンス・バーンスタイン・リミテッド
アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド
アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

（マザーファンドの信託財産の運用の指図（除く国内余剰資金の運用の指図））
（注）委託会社が自ら運用の指図を行う場合もあります。

※上記の仕組みは、平成 27 年 4 月 10 日に運用を開始する予定のものであり、今後変更する場合があります。

2. 投資方針及び投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

当ファンドは、アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。

- ■ マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主としてオーストラリア・ドル建ての国債、州政府債、国際機関債および事業債等の公社債に投資を行い、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。
- ■ デリバティブ取引等の直接利用は行いません。
- ■ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ■ マザーファンドの受益証券の組入比率は、高位に維持することを原則とします。
- ■ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

※投資対象の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券マザーファンド

① 主としてオーストラリア・ドル建ての国債、州政府債、国際機関債および事業債等の公社債に投資することにより、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。
② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
③ デリバティブ取引等の利用は、ヘッジ目的に限定しません。
④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

2 運用体制

アライアンス・バーンスタインの債券部門は、52 名の経験豊富なファンド・マネジャーと 65 名のアナリストを中心に構成されています。

リスク管理は、各リスク管理担当（市場/ポートフォリオ・リスク、オペレーショナル・リスク）がモニターした内容を債券部門チーフ・インベストメント・オフィサーに報告する体制としています。

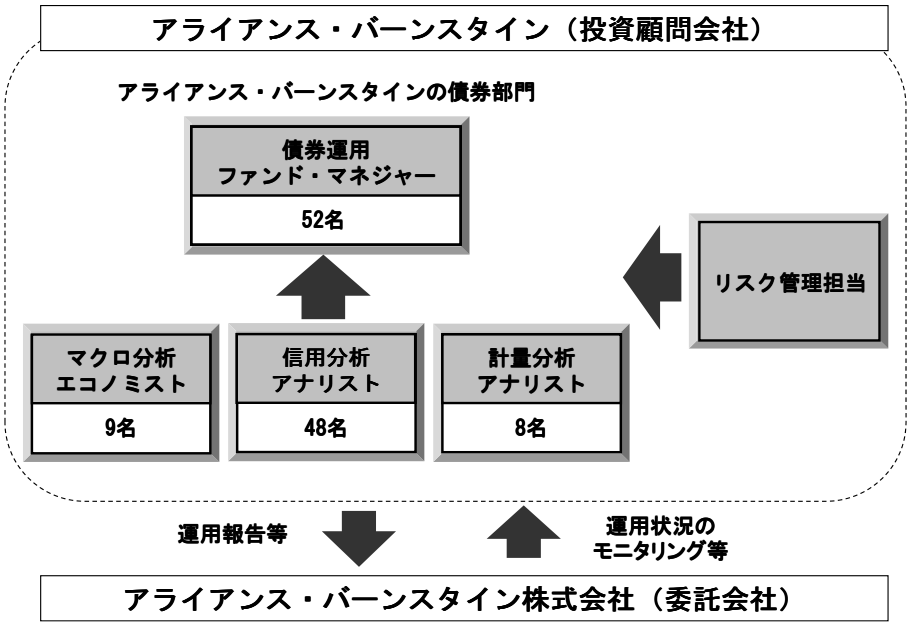

※上記の運用体制は、今後変更となる場合があります。なお、上記の人数は、平成 26 年 9 月末日現在のものです。

3 主な投資制限

当ファンドの法令および信託約款に基づく主な投資制限は以下のとおりです。

① 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
② 株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものならびに転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
④ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
⑥ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
⑦ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券等を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

※投資制限の詳細につきましては、「3．その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券マザーファンド
① 外貨建資産への投資には制限を設けません。
② 株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものならびに転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限り、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
④ 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
⑥ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
⑦ 投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）への投資は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

4 投資リスクについて

投資信託である当ファンドは、主としてマザーファンドの受益証券への投資を通じて公社債などの値動きのある金融商品等に投資しますので、当該マザーファンドおよび当ファンドに組入れられた金融商品等の値動き（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）により基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

基準価額の変動要因

① 金利変動リスク
一般に債券価格は金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。また、一般的に満期までの期間が長いほど価格変動のリスクは大きくなります。

② 信用リスク
金融商品等の発行体が経営不安や倒産等に陥った場合に資金回収ができなくなるリスクや、それが予想される場合にその金融商品等の価格下落で損失を被るリスクがあります。また、金融商品等の取引相手方にデフォルト（債務不履行）が生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。

③ カントリー・リスク
金融商品等の発行国の政治・経済・社会情勢の変化で金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。

④ 流動性リスク
金融商品等の市場規模が小さく取引量が限られる場合などには、機動的に売買できない可能性があります。また、保有する金融商品等が期待された価格で処分できず、損失を被るリスクがあります。

⑤ 為替リスク
為替相場の変動を収益向上の機会と捉え、機動的に通貨配分を行います。実質外貨建資産に対し原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動により当ファンドの基準価額が影響を受けます。

⑥ 一部解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額の変動リスク
受益者によるファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合、解約資金を手当てするために保有する金融商品等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有する金融商品等を市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。その結果、当ファンドの基準価額が大きく変動することが考えられます。

⑦ インデックスの下落に伴うリスク
当ファンドは、ブルームバーグ・オーストラリア国債インデックス（円換算）を運用上のベンチマークとして運用を行います。ベンチマークとしたインデックスが下落する局面では、当ファンドのパフォーマンスも下落し、基準価額の下落につながることがあります。

⑧ 他のベビーファンドの設定・解約等に伴う基準価額変動のリスク
当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入金融商品等に売買が生じた場合、その売買による組入金融商品等の価格変動や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

※市場動向や投資対象国の政治、経済、社会情勢等によっては、運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。
※投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されておりません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。
※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

上記の投資リスクの管理体制は以下のとおりです。

①投資顧問会社におけるリスク管理

市場/ポートフォリオ・リスクおよびオペレーショナル・リスクについて、各リスク管理担当が常時モニターしています。各リスク管理担当は、リスク管理内容を債券部門チーフ・インベストメント・オフィサーに報告することにより、牽制が働く体制としています。

《債券運用に関わるリスクへの対応》

運用チームでは、債券運用に関わるリスクについて以下のような対応を図っています。

金利リスク	◆エコノミストを中心に、世界経済、債券市場を分析しています。 ◆金利上昇局面では、状況に応じ国別配分や債券セクター配分を変えることで対応します。
信用リスク	◆格付機関出身者など、経験豊富な信用分析専門のアナリストがファンダメンタルズ分析を行い、管理しています。 ◆格付予想モデルを使った分析も行っています。 ◆分散投資により、1銘柄の信用リスクがポートフォリオに大きな影響を与えないよう配慮しています。
流動性リスク	◆社債については、1発行体が発行する社債の買付割合、組入銘柄の分散や、発行額等に留意しています。

②委託会社におけるリスク管理

運用部門から独立した部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。具体的には、リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。また、ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。さらに、クライアント本部においても運用リスク（市場リスク、信用リスク、為替リスク等）があらかじめ定められた運用の基本方針、及び運用方法に即した適正範囲のものであるかをチェックしており、その結果は月次の投信戦略委員会に報告されます。

また、クライアント本部ではファンドのパフォーマンス分析も行っており、その結果は投信戦略委員会に報告され、運用状況の検証が行われます。

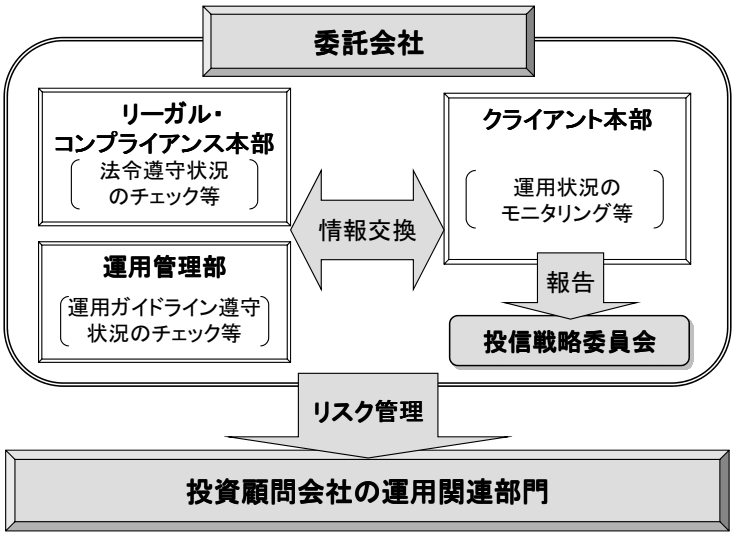

※上記のリスク管理体制は、平成 26 年 11 月末日現在のものであり、今後変更する場合があります。

3. その他詳細情報

1 アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)の投資対象

(1)投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

①次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下、同じ。)

a. 有価証券

b. デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。)に係る権利

c. 金銭債権

d. 約束手形

②次に掲げる特定資産以外の資産

a. 為替手形

(2)有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主としてアライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

a. 株券または新株引受権証書

b. 国債証券

c. 地方債証券

d. 特別の法律により法人の発行する債券

e. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下、「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)

f. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。)

g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

h. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

i. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

j. コマーシャル・ペーパー

k. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下、同じ。)および新株予約権証券

l. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、a. から k. までの証券または証書の性質を有するもの

m. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

n. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。)

o. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。)

p. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)

q. 預託証書(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。)

r. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

s. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

t. 抵当証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。)

u. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

v. 外国の者に対する権利で上記 u. の有価証券の性質を有するもの

なお、a. の証券または証書、l. ならびに q. の証券または証書のうち a. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b. から f. までの証券および l. ならびに q. の証券または証書のうち b. から f. までの証券の性質を有するものおよび n. に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、m. の証券および n. の証券(ただし、投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

(3)金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を上記(2)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

a. 預金

b. 指定金銭信託(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

c. コール・ローン

d. 手形割引市場において売買される手形

e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの

f. 外国の者に対する権利で上記 e. の権利の性質を有するもの

(4)金融商品の運用指図

上記(2)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は信託金を、上記(3)に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

(5)信用取引の指図・目的・範囲

①委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②上記①の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

a. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

b. 株式分割により取得する株券

c. 有償増資により取得する株券

d. 売出しにより取得する株券

e. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券

f. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(上記 e.に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券。

(6)選択権付取引の運用指図

①委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、選択権付取引を行うことの指図をすることができます。

(7)スワップ取引の運用指図・目的・範囲

①委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下、「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りでありません。

③スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(8)市場デリバティブ取引および外国市場デリバティブ取引の運用指図・目的・範囲

①委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、市場デリバティブ取引および外国市場デリバティブ取引を行うことの指図をすることができます。

②委託者は、市場デリバティブ取引および外国市場デリバティブ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(9)店頭デリバティブ取引の運用指図・目的・範囲

①委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、店頭デリバティブ取引を行うことの指図をすることができます。

②店頭デリバティブ取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りでありません。

③店頭デリバティブ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額または価格情報会社の提供する価額で評価するものとします。

④上記③の規定にかかわらず、委託者が、評価額の入手に十分な努力を行ったにもかかわらず当該店頭デリバティブ取引の評価額を入手できなかった場合、または入手した評価額が時価と認定できない事由を認めた場合は、委託者は忠実義務に基づき合理的と認める評価額により評価するものとします。

⑤委託者は、店頭デリバティブ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

2 アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)の投資制限

(1)信託約款による制限

①外貨建資産への実質投資割合

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

②株式への投資制限

株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものならびに転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)を行使したものに限ります。

③株式への投資割合

委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

④投資する株式等の範囲

a. 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当てまたは社債権者割当てにより取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りでありません。

b. 上記a. の規定にかかわらず、次の(イ)、(ロ)、(ハ)または(ニ)に掲げる発行会社の発行する株式、新株引受権証券および新株予約権証券ならびに外国におけるこれらに準ずる発行会社の発行する株式、新株引受権証券および新株予約権証券(上記a. に規定するものを除きます。)については、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(イ)金融商品取引法第24条の規定に基づく有価証券報告書(総合意見が適正である旨の監査報告書が添付されているものに限ります。)を継続的に提出している発行会社または金融商品取引法第5条に規定する有価証券届出書(総合意見が適正である旨の監査報告書が添付されているものに限ります。)を提出している発行会社

(ロ)会社法に基づく監査(会社法施行の際、現に存する会社について、旧株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律に準ずる監査を含みます。)が行われ、かつ、総合意見が適正または適法である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等を委託者において入手できる発行会社

(ハ)公認会計士または監査法人により、金融商品取引法または会社法に準ずる監査が行われ、かつ、総合意見が適正または適法である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等を委託者において入手できる発行会社で、今後も継続的に開示が見込める会社

(ニ)アメリカにおけるピンク・シート銘柄およびOTC ブリティンボード銘柄

⑤新株引受権証券等への投資割合

委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑥同一銘柄への投資割合

a. 同一銘柄の株式への投資割合

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

b. 同一銘柄の新株引受権証券等への投資割合

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

c. 同一銘柄の転換社債等への投資割合

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦投資信託証券への投資割合

委託者は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファ

ンドの受益証券ならびに取引所金融商品市場または外国市場に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券および信託財産に既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなったもの（「上場投資信託証券等」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(2)法令により禁止または制限される取引等

同一法人の発行する株式の投資制限

委託者は、同一法人の発行する株式について、委託者が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託の投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の 50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

(3)その他信託約款に定める取引の方法と条件

①外国為替予約の指図

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、および為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②有価証券貸付けの指図・目的・範囲

a. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の（イ）および（ロ）の範囲で貸付けの指図をすることができます。

（イ）株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

（ロ）公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

b. 上記 a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

c. 委託者は、有価証券の貸付けの指図にあたっては、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該信託期間内で全部の解約が可能なものについては、この限りではありません。

d. 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

③一部解約の請求ならびに有価証券の売却および再投資の指図

a. 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

b. 委託者は、前項の規定による解約代金、売却代金、有価証券に係る利子等および償還金等、株式配当金、株式の清算分配金ならびにその他の収入金を再投資することの指図をすることができます。

④資金の借入れ

a. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

d. 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

⑤信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

※上記は平成 27 年 4 月 10 日に運用を開始する予定の当ファンドの信託約款等からの抜粋を編集したものです。信託約款は法令改正や制度変更等により変更する場合があります。

4. 運用状況

1 投資状況

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)

当ファンドは平成 27 年 4 月 10 日から運用を開始する予定であり、本書作成日現在、該当事項はございません。

【参考情報】マザーファンドの投資状況

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券マザーファンド

当マザーファンドは平成 27 年 4 月 10 日から運用を開始する予定であり、本書作成日現在、該当事項はございません。

2 投資資産

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)

当ファンドは平成 27 年 4 月 10 日から運用を開始する予定であり、本書作成日現在、該当事項はございません。

(1)投資有価証券の主要銘柄

該当事項はございません。

(2)投資不動産物件

該当事項はございません。

(3)その他投資資産の主要なもの

該当事項はございません。

【参考情報】マザーファンドの投資資産

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券マザーファンド

当マザーファンドは平成 27 年 4 月 10 日から運用を開始する予定であり、本書作成日現在、該当事項はございません。

3 運用実績

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)

当ファンドは平成 27 年 4 月 10 日から運用を開始する予定であり、本書作成日現在、該当事項はございません。

(1) 純資産の推移

該当事項はございません。

(2) 分配の推移

該当事項はございません。

(3) 収益率の推移

該当事項はございません。

【参考情報】マザーファンドの運用実績

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券マザーファンド

当マザーファンドは平成 27 年 4 月 10 日から運用を開始する予定であり、本書作成日現在、該当事項はございま

せん。

Ⅱ　財務ハイライト情報

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券ファンド（適格機関投資家専用）

当ファンドは平成27年4月10日から運用を開始する予定であり、本書作成日現在、該当事項はございません。

なお、当ファンドの会計監査は、新日本有限責任監査法人により行われます。

1. 貸借対照表

該当事項はございません。

2. 損益及び剰余金計算書

該当事項はございません。

3. 注記表

該当事項はございません。

特別勘定の名称：新興国株式型

Ⅰ　投資信託（ファンド）の状況

1．投資信託（ファンド）の性格

1 名　称

ステート・ストリート・エマージング株式インデックス・ファンド＜適格機関投資家限定＞

※以下、上記のファンドを「当ファンド」という場合があります。

2 目的及び基本的性格

当ファンドは、新興国の取引所上場株式（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とするマザーファンドに主として投資することにより、中長期的な観点から、新興国の株式市場（MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円ベース））の動きに連動した投資成果の獲得をめざして運用を行う事を基本とします。

※当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資家（受益者）からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金の全部または一部をマザーファンドの受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

※一般社団法人投資信託協会が公募投資信託について定める「商品分類に関する指針」に基づいて分類した場合、当ファンドは、「追加型投信／海外／株式／インデックス型」に該当します。

追加型投信…… 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外…… 投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載のあるものをいいます。
株式…… 投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載のあるものをいいます。
インデックス型… 投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

※当ファンドの信託金の上限は 2,000 億円とします。

※当ファンドの信託期間は（原則として）無期限です。ただし、信託元本が 20 億円を下回ることとなった場合または下回ることが明らかとなった場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

※MSCI エマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国の株式の総合投資収益を各市場の時価総額比率で加重平均し、指数化したものです。「MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円ベース）」に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

3 特　色

当ファンドは、ステート・ストリート・エマージング株式インデックス・マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、実質的に新興国の取引所上場株式（これに準ずるものを含みます。）に投資を行います。
当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、中長期的に新興国の株式市場（MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円ベース））の動きに連動した投資成果の獲得をめざして運用を行う事を基本とします。

4 仕組み

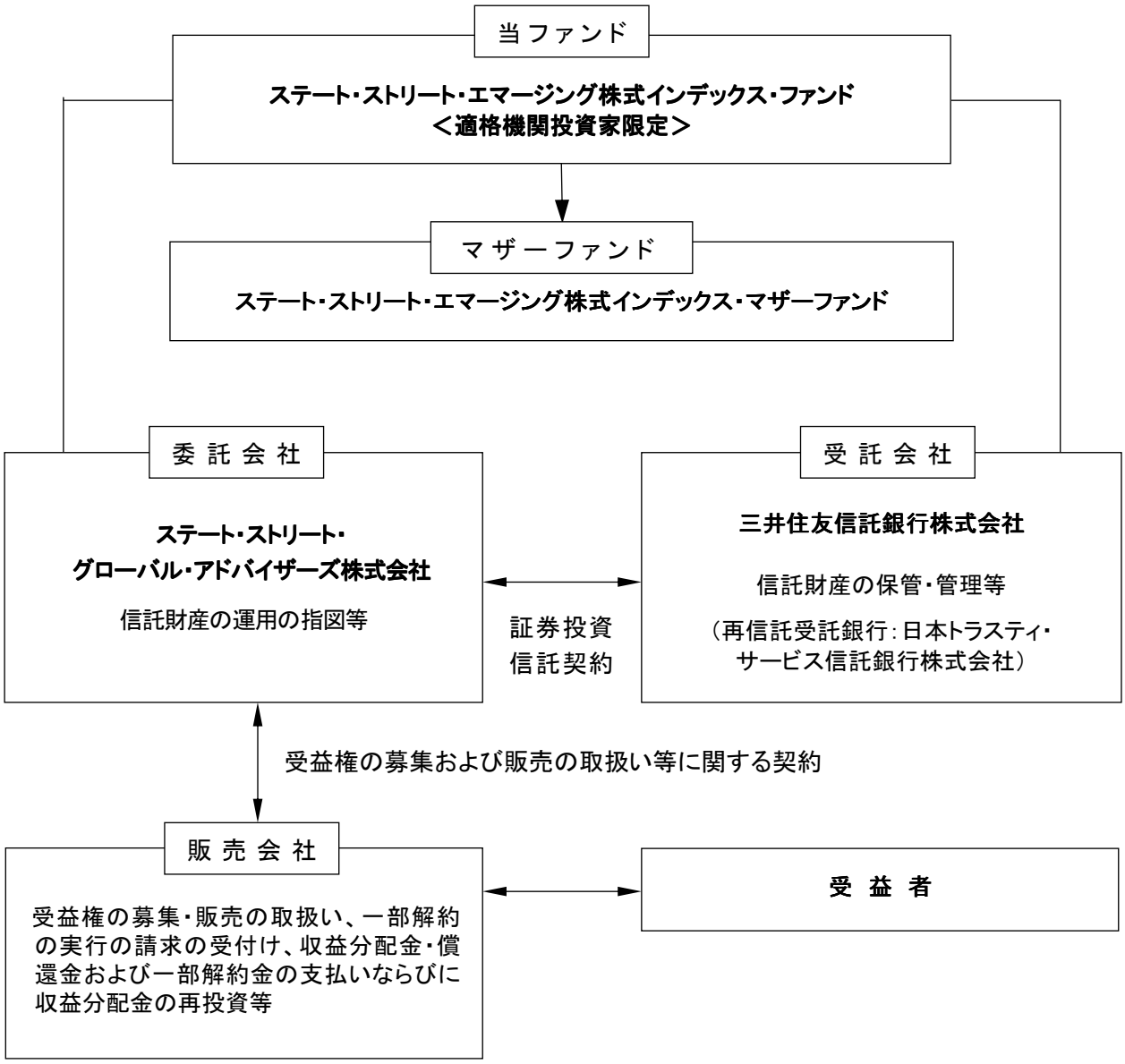

※上記の運用の仕組みは、平成 26 年 10 月 31 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2. 投資方針及び投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

当ファンドは、新興国の取引所上場株式（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とするステート・ストリート・エマージング株式インデックス・マザーファンド受益証券に主として投資することにより、中長期的な観点から、新興国の株式市場（MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円ベース））の動きに連動した投資成果の獲得をめざして運用を行う事を基本とします。

(1)投資方針

①運用方針

当ファンドは、ステート・ストリート・エマージング株式インデックス・マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド受益証券」という場合があります。）への投資を通じて、中長期的な観点から、新興国の株式市場（MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円ベース））の動きに連動した投資成果の獲得をめざして運用を行う事を基本とします。

②投資態度

A. MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円ベース）に連動した投資成果を目指して運用を行います。

B. マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。

C. 外貨建資産およびマザーファンド受益証券組入れに伴う実質的な組入外貨建資産については、ベンチマークとの連動性を維持することを目的とする場合を除き、原則として為替ヘッジを行いません。

D. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。以下同じ。）を行うことができます。

E. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。

F. 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。

G. 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

(2)投資対象

当ファンドは、ステート・ストリート・エマージング株式インデックス・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。投資状況に応じ、マザーファンドと同様の運用を直接行うことがあります。

※投資対象の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

ステート・ストリート・エマージング株式インデックス・マザーファンド

①MSCI エマージング・マーケット・インデックスの構成国の株式（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とし、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円ベース）に連動した投資成果をめざして運用を行います。

②株式の組入比率は、原則として高位を維持します。

③外貨建資産については、ベンチマークとの連動性を維持することを目的とする場合を除き、原則として為替ヘッジを行いません。

④信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）を行うことができます。

⑤信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。

⑥大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

2 運用体制

運用部の各ファンド担当者がそのポートフォリオ管理、運用モデル／プロセスの改善の任に就いていますが、常にボストン本社を中心とした海外拠点の当該ストラテジーに関わる運用担当者と意見・情報交換を行いながら、モデルの問題点・改善点、パフォーマンス、市場・運用情報などにつきコミュニケーションを保っています。運用の報告は、委託会社の投資政策委員会に対してなされます。投資政策委員会は、チーフ・インベストメント・オフィサー、運用部長、運用戦略責任者、オペレーション責任者、コンプライアンス責任者、運用評価責任者により構成されています。なお、投資政策委員会においては、全ファンドの毎月末のポートフォリオ構成、パフォーマンス、取引先別の売買高、売買手数料などを確認し、ガイドラインからの乖離や、同一戦略の受託資産間でのパフォーマンスの乖離状況等を報告します。運用担当者は、投資戦略別に毎月の投資行動を報告した上で、ガイドラインからの乖離やパフォーマンスの格差、発注取引先の集中等が生じている場合には、その理由及び顧客への説明状況について報告します。

（運用体制図）

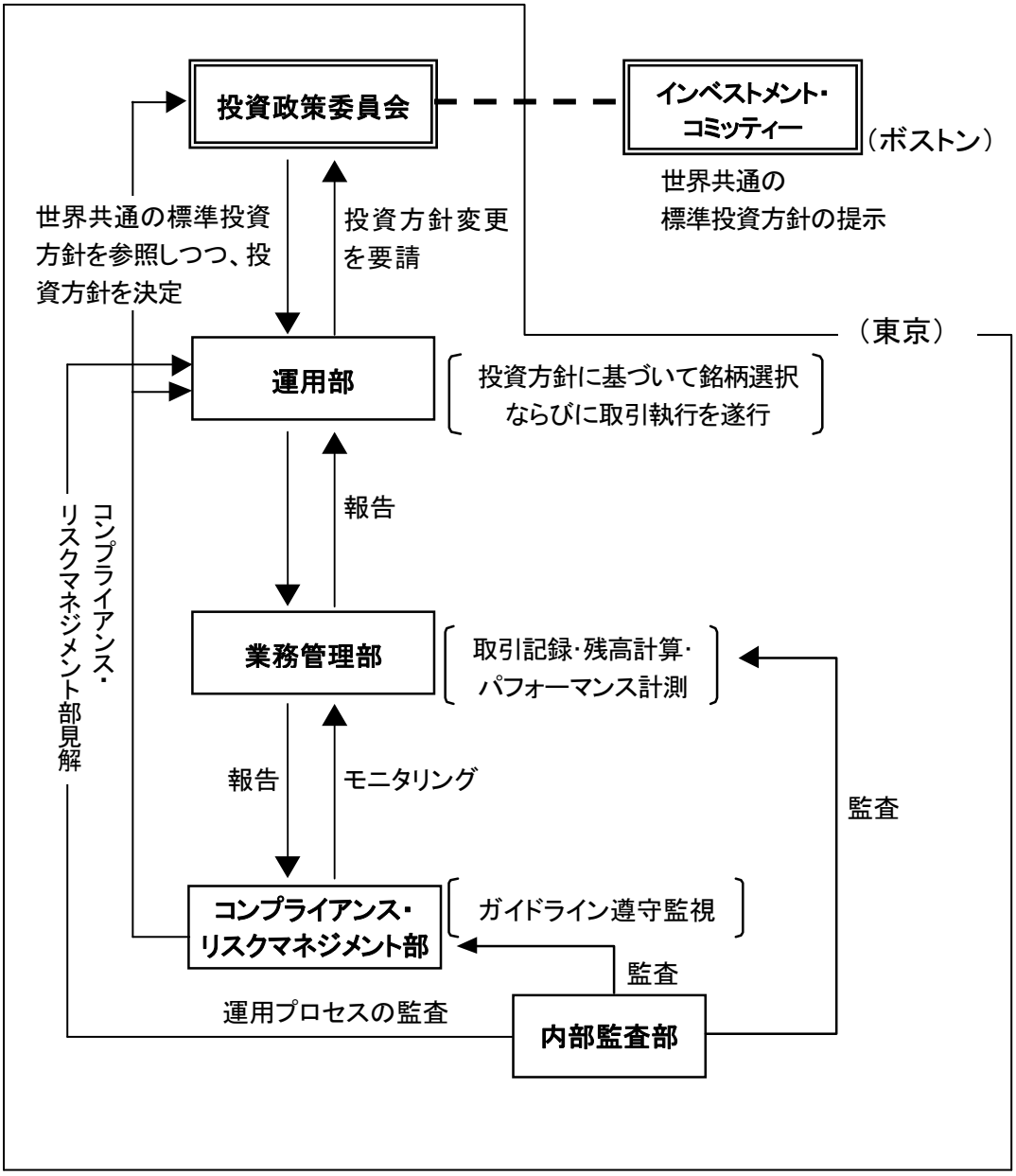

※上記の運用体制は、平成 26 年 10 月 31 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3 主な投資制限

当ファンドの法令および投資信託約款に基づく主な投資制限は以下のとおりです。

①マザーファンド受益証券の投資割合には制限を設けません。
②株式の実質投資割合には制限を設けません。
③外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。
④投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）の実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
⑤デリバティブ取引は、約款に定める範囲で行います。

※投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

ステート・ストリート・エマージング株式インデックス・マザーファンド

①株式への投資割合には制限を設けません。
②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
④デリバティブ取引は、約款に定める範囲で行います。

4 投資リスクについて

当ファンドは、マザーファンドを通じて主に新興国の取引所上場株式（これに準ずるものを含みます。）に分散投資を行いますが、主として以下に掲げる要因等により基準価額が大きく変動する場合がありますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

① 株価変動リスク
当ファンドは、新興国の取引所上場株式（これに準ずるものを含みます。）を実質的な主要投資対象としていることから、株式の投資に係る価格変動リスクを伴います。一般に、株式の価格は、個々の企業の活動および業績、経営方針、ならびに法令順守の状況等に反応して変動するほか、投資対象国の経済情勢および景気見通し、ならびに金利変動、為替相場およびそれらの見通し等にも反応して変動します。従って、マザーファンドに組み入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落する可能性があります。

② 信用リスク
当ファンドは、新興国の取引所上場株式（これに準ずるものを含みます。）を実質的な主要投資対象としていることから、新興国の取引所上場株式等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。また、金融商品取引の相手方や受託者の決済不履行または債務不履行等により損失を被ることがあります。

③ 為替変動リスク
当ファンドの実質的な主要投資対象である新興国の取引所上場株式（これに準ずるものを含みます。）は外貨建資産であるため、当ファンドの基準価額は為替変動の影響を受けます。一般に、主な為替相場の変動要因としては、金利変動、中央銀行等による政策金利の変更または為替介入、政治的要因等があります。

④ 流動性リスク
投資対象となる有価証券の市場規模や取引量が少ない状況や解約資金を手当てするために実質的に保有する有価証券を大量に売却しなければならない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは価格の高低にかかわらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
また、解約資金の手当てが間に合わず、売却した有価証券等の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入を行うことによって解約金の支払いに対応する場合があり、その場合の借入金利は当ファンドが負担することになります。

⑤ 投資対象国への投資リスク

当ファンドが実質的に保有する有価証券の発行国（投資対象国）における政治不安や社会不安、あるいは他国との外交関係の悪化などの要因により、投資成果に大きく影響することがあります。また、投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送回金規制などの様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の有価証券への投資に悪影響が及ぶ可能性があります。

⑥ デリバティブ取引のリスク

先物・スワップ取引等のデリバティブ取引を用いた投資手法は運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による当ファンドおよびマザーファンドへの影響を低減するために用いられますが、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、また用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

⑦ パッシブ運用のリスク

当ファンドはパッシブ運用を採用しています。パッシブ運用とは、ベンチマーク（参考指数）とするインデックスと連動する投資成果を目指す運用手法であり、ファンド・マネージャーが経済情勢、市場分析等に基づき個別銘柄の売買を行うことによりインデックスを上回る投資成果を目指すアクティブ運用とは異なります。

当ファンドは、投資成果をインデックスにできるだけ連動させるため、原則としてポートフォリオにおける時価構成をインデックスにおける銘柄別時価構成比に近づけるように投資対象銘柄の売買を行います。ただし、インデックス採用銘柄の変更や資本異動等によりポートフォリオの調整が行われる場合等、個別銘柄の売買等にあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があるため、基準価額の変動率がインデックスの変動率に一致せず、ファンドの投資成果がインデックスの投資成果に連動しない場合があります。また、インデックス採用銘柄の売買停止等の理由により当該銘柄に投資できない場合、インデックスの投資成果に連動させるため、インデックス採用銘柄以外の銘柄に投資する場合があります。

⑧ ファミリーファンド方式のリスク

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のファンド（ベビーファンド）に追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて有価証券の売買等が行われた場合等には、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあり、これにより、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

※市場動向や投資対象国の政治、経済、社会情勢等によっては、運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。
※投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されておりません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。

上記の投資リスク管理の体制は以下の通りです。

① 運用プロセスにおけるリスク管理

運用部のポートフォリオ・マネージャーは顧客ガイドラインに加え、より詳細な内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行います。

② 運用プロセス外におけるリスク管理

・ コンプライアンス・チェック

コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全運用口座におけるガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しております。また、投資政策委員会にて投資行動やパフォーマンスに関する運用部の報告内容を確認するとともに、毎月末のガイドライン遵守状況等を報告します。

・ パフォーマンス評価

業務管理部がファンドリターンとベンチマークリターンの乖離状況のモニタリング・分析、パフォーマンス分析等の算出を行い、月次で開催される投資政策委員会に報告を行います。投資政策委員会では、運用担当チーム自らの分析とパフォーマンス・アナリストによる検証をあわせて、運用成果に関する最終的な評価を行います。

※上記のリスク管理体制は、平成 26 年 10 月 31 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3. その他詳細情報

1 ステート・ストリート・エマージング株式インデックス・ファンド＜適格機関投資家限定＞の投資対象

（1）当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

①次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

a. 有価証券
b. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。以下同じ。）
c. 金銭債権
d. 約束手形

②次に掲げる特定資産以外の資産

a. 為替手形

（2）①委託者は、信託金を、主としてステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された「ステート・ストリート・エマージング株式インデックス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

a. 株券または新株引受権証書
b. 国債証券
c. 地方債証券
d. 特別の法律により法人の発行する債券
e. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
f. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
h. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
i. 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
j. コマーシャル・ペーパー
k. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
l. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号までの証券または証書の性質を有するもの
m. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。）
n. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
o. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
p. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
q. 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
r. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
s. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
t. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
u. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
v. 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）

なお、第a号の証券または証書、第l号および第q号の証券または証書のうち第a号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第b号から第f号までの証券ならびに第l号および第q号の証券または証書のうち第b号から第f号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第m号の証券および第n号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

②委託者は、信託金を、上記①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

a. 預金
b. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
c. コール・ローン
d. 手形割引市場において売買される手形

③上記①の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記②に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④先物取引等の運用指図

a. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
b. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
c. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑤スワップ取引の運用指図

a. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り

金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。

c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額と、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち当該信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少してスワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部解約を指図するものとします。

d. 上記cにおいて、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち当該信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

e. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

f. 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑥金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

a. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

d. 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑦有価証券の貸付の指図および範囲

a. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を貸付けることの指図をすることができます。

b. 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑧公社債の空売りの指図範囲

a. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

b. 前項の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

c. 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑨公社債の借入れ

a. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行うものとします。

b. 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

c. 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

d. 第a項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑩特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑪外国為替予約取引の指図および範囲

a. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、もしくはベンチマークとの連動性を維持するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

b. 前項の予約取引の指図は、原則として信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するため、もしくはベンチマークとの連動性を維持するための当該予約取引の指図については、この限りではありません。

c. 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

d. 第a項および第b項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価相当額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

2 ステート・ストリート・エマージング株式インデックス・ファンド＜適格機関投資家限定＞の投資制限

①マザーファンド受益証券の投資割合には制限を設けません。
②株式の実質投資割合には制限を設けません。
③外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。
④投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）の実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5％以下とします。
⑤投資する株式等の範囲
委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、または取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの（上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものを含みます。）とします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
⑥信用取引の指図範囲
a. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行うものとします。
b. 前項の信用取引の指図にあたっては、当該売り付けに係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売り付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
c. 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。
d. 第b項においてマザーファンドの信託財産に属する当該売り付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売り付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
e. 委託者は、第a項の取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

※上記は、平成 26 年 10 月 31 日現在における投資信託約款から抜粋し、編集したものです。投資信託約款は法令改正や制度変更等により変更となる場合があります。

4. 運用状況

1 投資状況（平成 26 年 10 月 31 日現在）

ステート・ストリート・エマージング株式インデックス・ファンド＜適格機関投資家限定＞

平成 26 年 10 月 31 日現在

種類	国/地域名	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	1,424,077	100.01
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		△202	△0.01
純資産総額		1,423,875	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【参考情報】 マザーファンドの投資状況（平成 26 年 10 月 31 日現在）

ステート・ストリート・エマージング株式インデックス・マザーファンド

平成 26 年 10 月 31 日現在

種類	国/地域名	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	中国	187,473,516	18.03
	韓国	139,807,560	13.44
	台湾	116,034,239	11.16
	ブラジル	94,544,981	9.09
	南アフリカ	70,876,276	6.81
	インド	70,631,311	6.79
	メキシコ	49,057,566	4.72
	ロシア	43,471,656	4.18
	マレーシア	38,081,621	3.66
	インドネシア	24,316,145	2.34
	タイ	22,463,123	2.16
	トルコ	15,294,940	1.47
	ポーランド	15,180,699	1.46
	チリ	14,540,466	1.40
	フィリピン	11,618,649	1.12
	コロンビア	9,311,178	0.89
	ギリシャ	5,606,217	0.54
	カタール	5,204,230	0.50
	ペルー	4,421,239	0.42
	アラブ首長国連邦	4,046,823	0.39
	エジプト	2,808,924	0.27
	ハンガリー	2,695,032	0.26
	チェコ	2,362,046	0.23
	小計	949,848,437	91.33
投資証券	南アフリカ	2,379,721	0.23
	メキシコ	1,266,886	0.12
	トルコ	1,113,473	0.11
	小計	4,760,080	0.46
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		85,377,649	8.21
純資産総額		1,039,986,166	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

2 投資資産(平成 26 年 10 月 31 日現在)

ステート・ストリート・エマージング株式インデックス・ファンド<適格機関投資家限定>

(1)投資有価証券の主要銘柄
全銘柄

平成 26 年 10 月 31 日現在

順位	国/地域名	種類	銘柄名	業種	数量(口)	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	ステート・ストリート・エマージング株式インデックス・マザーファンド	―	610,694	2.0428	1,247,526	2.3319	1,424,077	100.01
								投資比率:合計		100.01

(注 1)投資有価証券は 1 銘柄です。
(注 2)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別投資比率

平成 26 年 10 月 31 日現在

種類	業種	投資比率(%)
親投資信託受益証券	―	100.01
合 計		100.01

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)投資不動産物件

該当する事項はありません。

(3)その他投資資産の主要なもの

該当する事項はありません。

【参考情報】マザーファンドの投資資産(平成 26 年 10 月 31 日現在)

ステート・ストリート・エマージング株式インデックス・マザーファンド

(1)投資有価証券の主要銘柄
評価額上位 30 銘柄

平成 26 年 10 月 31 日現在

順位	国/地域名	種類	銘柄名	業種	数 量(株)	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	240	147,954	35,508,864	122,706	29,449,416	2.83
2	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体製造装置	52,086	373	19,407,243	463	24,094,983	2.32
3	中国	株式	TENCENT HOLDINGS LIMITED	ソフトウェア・サービス	11,040	1,158	12,789,354	1,719	18,975,441	1.82
4	中国	株式	CHINA MOBILE LTD/HK	電気通信サービス	13,006	1,130	14,698,275	1,326	17,247,321	1.66
5	南アフリカ	株式	NASPERS LTD-N SHS	メディア	856	9,484	8,117,929	13,219	11,315,327	1.09
6	中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	139,764	82	11,508,726	81	11,272,246	1.08
7	中国	株式	IND & COMM BK OF CHINA - H	銀行	143,719	73	10,517,212	71	10,274,040	0.99
8	メキシコ	株式	AMERICA MOVIL SAB DE C-SER L	電気通信サービス	76,780	114	8,741,825	132	10,118,490	0.97
9	ブラジル	株式	ITAU UNIBANCO HLDNG-PREF ADR	銀行	5,857	1,453	8,510,974	1,613	9,445,964	0.91
10	南アフリカ	株式	MTN GROUP LTD	電気通信サービス	3,590	1,930	6,929,100	2,420	8,689,365	0.84

順位	国/地域名	種類	銘柄名	業種	数 量（株）	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
11	ロシア	株式	GAZPROM OAO-SPON ADR	エネルギー	11,472	973	11,163,701	729	8,363,995	0.80
12	台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	23,961	242	5,806,996	343	8,211,913	0.79
13	中国	株式	BANK OF CHINA LTD - H	銀行	149,752	49	7,348,031	52	7,770,331	0.75
14	韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	1,415	3,356	4,748,697	4,904	6,939,273	0.67
15	ブラジル	株式	BANCO BRADESCO-ADR	銀行	4,220	1,487	6,275,241	1,640	6,921,222	0.67
16	ブラジル	株式	AMBEV SA ADR	食品・飲料・タバコ	9,480	828	7,846,632	714	6,768,627	0.65
17	中国	株式	CNOOC LTD	エネルギー	35,588	211	7,516,826	169	6,021,489	0.58
18	インド	株式	INFOSYS LIMITED	ソフトウェア・サービス	841	6,038	5,077,663	7,104	5,974,287	0.57
19	中国	株式	PETROCHINA CO LTD-H	エネルギー	40,737	121	4,934,024	136	5,542,879	0.53
20	南アフリカ	株式	SASOL LTD	エネルギー	994	5,122	5,091,616	5,457	5,423,804	0.52
21	インド	株式	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	銀行	2,829	1,428	4,039,642	1,916	5,421,665	0.52
22	ブラジル	株式	PETROLEO BRASILEIRO S.A.-ADR	エネルギー	4,051	1,862	7,543,205	1,238	5,014,039	0.48
23	ブラジル	株式	PETROLEO BRASILEIRO SPON ADR	エネルギー	3,858	1,947	7,512,858	1,290	4,977,637	0.48
24	韓国	株式	HYUNDAI MOTOR CO	自動車・自動車部品	274	25,248	6,917,869	17,871	4,896,599	0.47
25	ロシア	株式	LUKOIL-SPON ADR	エネルギー	910	6,977	6,349,056	5,363	4,880,445	0.47
26	台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・半導体製造装置	3,159	1,471	4,646,194	1,543	4,873,073	0.47
27	中国	株式	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	エネルギー	46,099	89	4,094,974	95	4,361,472	0.42
28	中国	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	4,953	864	4,277,534	874	4,329,912	0.42
29	中国	株式	CHINA LIFE INSURANCE CO-H	保険	13,528	290	3,929,342	319	4,320,369	0.42
30	韓国	株式	NAVER CORP	ソフトウェア・サービス	53	64,418	3,414,154	77,925	4,130,025	0.40
									投資比率：合計	25.59

（注 1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
（注 2）平成 26 年 10 月 31 日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

種類別及び業種別投資比率

平成 26 年 10 月 31 日現在

種類	業種	投資比率(%)
株式	銀行	17.09
	エネルギー	8.45
	電気通信サービス	7.16
	素材	7.05
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.91
	資本財	4.77
	食品・飲料・タバコ	4.67
	半導体・半導体製造装置	4.29
	ソフトウェア・サービス	4.18
	公益事業	3.77
	保険	3.44
	自動車・自動車部品	3.28
	各種金融	2.65
	不動産	1.91
	食品・生活必需品小売り	1.82
	メディア	1.64
	小売	1.58
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.55
	運輸	1.53
	家庭用品・パーソナル用品	1.10
	耐久消費財・アパレル	0.97
	消費者サービス	0.82
	ヘルスケア機器・サービス	0.59
	商業・専門サービス	0.11
	小計	91.33
投資証券	—	0.46
合計		91.79

(注 1)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
(注 2)平成 26 年 10 月 31 日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

(2)投資不動産物件

該当する事項はありません。

(3)その他投資資産の主要なもの

平成 26 年 10 月 31 日現在

資産の種類	資産の名称	取引所	買建／売建	通貨	数量	簿価金額(現地通貨)	評価金額(現地通貨)	評価金額(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	MINI MSCI NY	ニューヨーク先物取引所	買建	アメリカ・ドル	15	794,950.75	757,275.00	82,800,448	7.96

(注 1)投資比率は、純資産総額に対する当該取引の評価金額(平成 26 年 10 月 31 日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています)の比率です。
(注 2)先物取引の残高は、契約額ベースで表示しています。
(注 3)先物取引の評価においては、原則として主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

3 運用実績（平成 26 年 10 月 31 日現在）

ステート・ストリート・エマージング株式インデックス・ファンド＜適格機関投資家限定＞

(1) 純資産の推移

平成 26 年 10 月 31 日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間・月末	項目	純資産総額（円）	1口当たりの純資産額（円）
第1期	（平成22年11月15日）	分配付: 5,103,175,713 分配落: 5,012,992,725	分配付: 1.1317 分配落: 1.1117
第2期	（平成23年11月15日）	分配付: 909,096 分配落: 909,096	分配付: 0.9091 分配落: 0.9091
第3期	（平成24年11月15日）	分配付: 969,541 分配落: 969,541	分配付: 0.9695 分配落: 0.9695
第4期	（平成25年11月15日）	分配付: 1,253,721 分配落: 1,253,721	分配付: 1.2537 分配落: 1.2537
	平成 25 年 10 月末日	1,289,960	1.2900
	11 月末日	1,305,815	1.3058
	12 月末日	1,323,574	1.3236
	平成 26 年 1 月末日	1,209,790	1.2098
	2 月末日	1,238,055	1.2381
	3 月末日	1,275,979	1.2760
	4 月末日	1,303,206	1.3032
	5 月末日	1,346,452	1.3465
	6 月末日	1,358,994	1.3590
	7 月末日	1,425,277	1.4253
	8 月末日	1,452,892	1.4529
	9 月末日	1,423,498	1.4235
	10 月末日	1,423,875	1.4239

(2) 分配の推移

計算期間	項目	1口当たりの分配金
第1期	（平成22年11月15日）	0.0200円
第2期	（平成23年11月15日）	0.0000円
第3期	（平成24年11月15日）	0.0000円
第4期	（平成25年11月15日）	0.0000円

(3) 収益率の推移

計算期間	項目	収益率
第1期	自平成21年11月30日 至平成22年11月15日	13.2%
第2期	自平成22年11月16日 至平成23年11月15日	△18.2%
第3期	自平成23年11月16日 至平成24年11月15日	6.6%
第4期	自平成24年11月16日 至平成25年11月15日	29.3%

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末の分配落基準価額（設定時は当初元本額）を控除した額を、前期末の分配落基準価額（同）で除して得た数に 100 を乗じて得た数です。

Ⅱ 財務ハイライト情報

以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「2. 投資信託(ファンド)の経理状況」の「財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。
「資産の運用に関する重要な事項」の「2. 投資信託(ファンド)の経理状況」中の「財務諸表」は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明に準じて、第 4 計算期間(平成 24 年 11 月 16 日から平成 25 年 11 月 15 日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。監査報告書は当該箇所に添付されております。

ステート・ストリート・エマージング株式インデックス・ファンド＜適格機関投資家限定＞

1. 貸借対照表

(単位:円)

区 分	第3期 (平成24年11月15日現在) 金 額	第4期 (平成25年11月15日現在) 金 額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,450	3,222
親投資信託受益証券	969,483	1,253,682
流動資産合計	971,933	1,256,904
資産合計	971,933	1,256,904
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	162	184
未払委託者報酬	2,224	2,957
その他未払費用	6	42
流動負債合計	2,392	3,183
負債合計	2,392	3,183
純資産の部		
元本等		
元本	1,000,000	1,000,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△30,459	253,721
(分配準備積立金)	(234,927)	(264,845)
元本等合計	969,541	1,253,721
純資産合計	969,541	1,253,721
負債純資産合計	971,933	1,256,904

2. 損益および剰余金計算書

（単位：円）

区　分	第3期 自　平成23年11月16日 至　平成24年11月15日	第4期 自　平成24年11月16日 至　平成25年11月15日
	金　額	金　額
営業収益		
有価証券売買等損益	65,279	290,359
営業収益合計	65,279	290,359
営業費用		
受託者報酬	328	364
委託者報酬	4,500	5,773
その他費用	6	42
営業費用合計	4,834	6,179
営業利益	60,445	284,180
経常利益	60,445	284,180
当期純利益	60,445	284,180
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△90,904	△30,459
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△30,459	253,721

3. 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

特別勘定の名称：金融市場型

特別勘定で組み入れる投資信託に関する情報

Ⅰ　投資信託（ファンド）の状況

1．投資信託（ファンド）の性格

1 名　称

アクサ　ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・ファンド（B）<適格機関投資家私募>

※以下、上記のファンドを「当ファンド」という場合があります。

2 目的及び基本的性格

当ファンドは、アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・マザー・ファンド<適格機関投資家私募>（以下「マザー・ファンド」といいます。）の受益証券への投資を通じて、本邦通貨表示の公社債等に投資を行い、利息等収入の確保を目指して運用を行います。

※一般社団法人投資信託協会が公募投資信託について定める「商品分類に関する指針」に基づいて分類した場合、当ファンドは、「追加型投信／国内／債券」に該当します。

「追加型投信」・・・一度設定された投資信託であってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用される投資信託をいいます。

「国内」・・・・・・・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「債券」・・・・・・・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※当ファンドは「ファミリー・ファンド方式」により運用を行います。「ファミリー・ファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資家からの資金をまとめてベビー・ファンド（当ファンド）とし、その資金の全部または一部をマザー・ファンドの受益証券に投資して、その実質的な運用をマザー・ファンドにて行う仕組みです。

※信託金の上限は、5,000 億円とします。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

※信託期間は原則として無期限です。ただし、信託期間中において、以下のいずれかに該当した場合には、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

〇委託会社が信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

〇委託会社が、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたとき

〇委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき

〇委託会社が、新受託会社を選任できないとき

3 特　色

当ファンドは、マザー・ファンドの受益証券への投資を通じて、本邦通貨表示の公社債等に投資を行い、利息等収入の確保を目指して運用を行います。

日本円無担保コールオーバーナイト物レートにより日々運用したときに得られる投資収益を指数化したものをベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。

4 仕組み

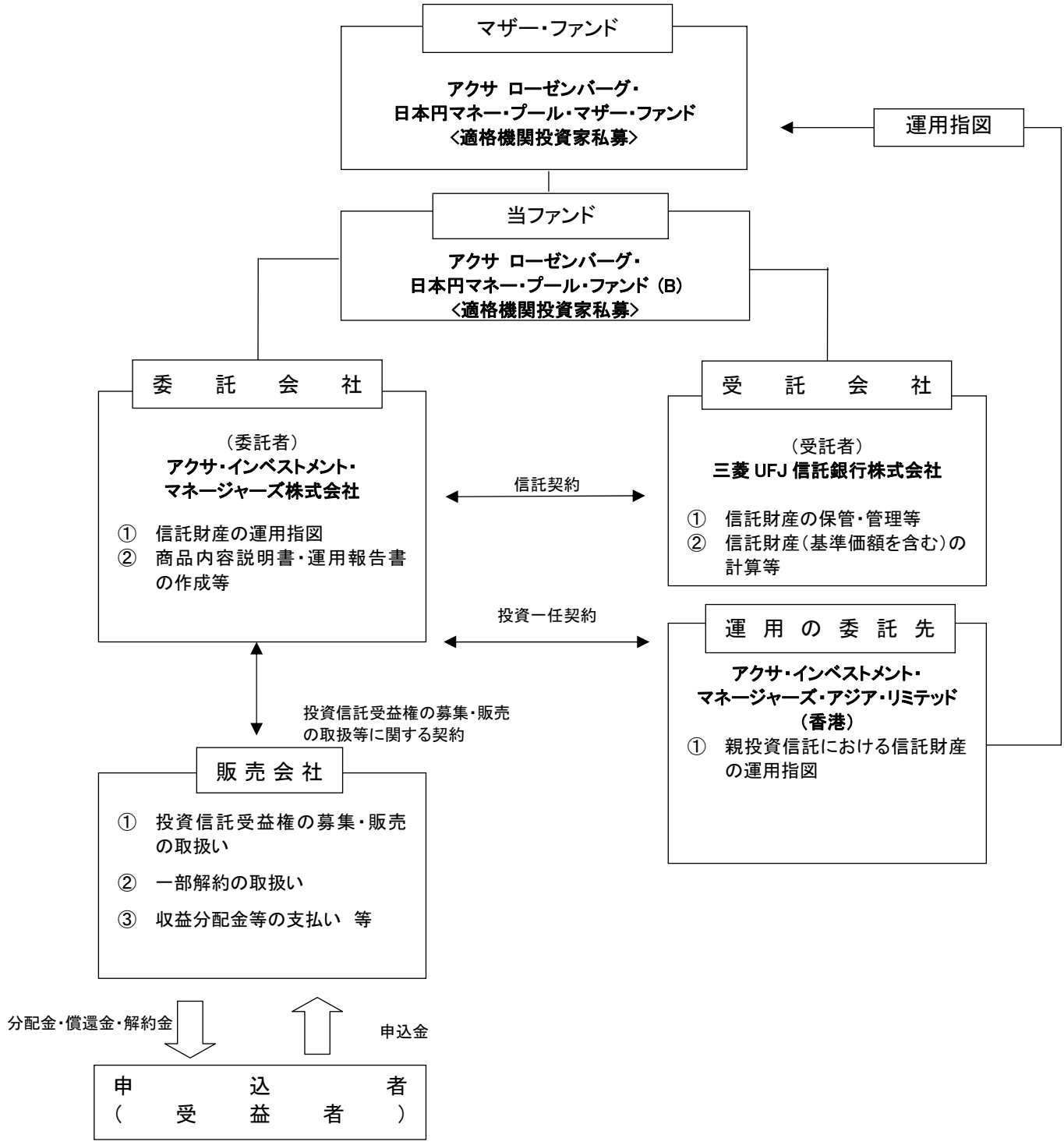

※運用の仕組みは、平成 26 年3月 31 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2. 投資方針及び投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

当ファンドは、安定した収益の確保を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

※ 主としてマザー・ファンドの受益証券に投資を行い、安定した収益の確保を図ります。
※ 日本円無担保コールオーバーナイト物レートにより日々運用したときに得られる投資収益を指数化したものをベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
※ マザー・ファンドの受益証券の組み入れは原則として高位を保ちますが、市況動向等によっては公社債および株式等に直接投資する場合があります。
※ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。
※ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
※ 日本の取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。以下、同じ)において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の取引所(金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下、同じ。)において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。
※ 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。
※ 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
※ 投資対象の詳細につきましては、「3.その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザー・ファンドの投資方針と主な投資対象

アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・マザー・ファンド〈適格機関投資家私募〉

① 本邦通貨表示の公社債に投資を行い、利息等収入の確保を目指して運用を行います。なお、委託者は、投資一任契約に基づいて、香港の AXA Investment Managers Asia Ltd. に運用の指図の権限を委託します。
② 日本円無担保コールオーバーナイト物レートにより日々運用したときに得られる投資収益を指数化したものをベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
③ 投資に際しては、内外いずれかの評価機関から短期格付け P3 あるいは A3 格相当以上、または長期格付け Baa3 あるいは BBB−格相当以上の格付けを得ている信用度の高い銘柄とします。
④ 格付けを取得していない公社債については、委託者が同等の信用力があると判断した場合には投資を行うことがあります。
⑤ 原則として本邦通貨表示の公社債に投資するファンドですが、本邦通貨表示の公社債と比べて投資妙味が高いと判断される場合には、タイミングを見て、外国通貨表示の公社債に投資することがあります。この場合、為替はフルヘッジとします。
⑥ 日本の取引所(金融商品取引法第2条第 16 項に規定する金融商品取引所をいいます。以下、同じ)において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の取引所(金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下、同じ。)において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。
⑦ 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。
⑧ 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

2 運用体制

当ファンドの運用は投資一任契約先であるアクサ・インベストメント・マネージャーズ・アジア・リミテッド(香港)のアジア地域債券運用部門の中で、円貨建て債券運用に特化した経験豊富なポートフォリオ・マネージャーが担当しています。また、当部門は、各運用戦略や市場に特化した運用専門家チームの集合体の形態をとっているアクサ・インベストメント・マネージャーズの一部門となっており、グローバルベースでのリサーチ及び運用戦略に貢献すると同時に、それらの幅広い調査分析リソースを享受しています。

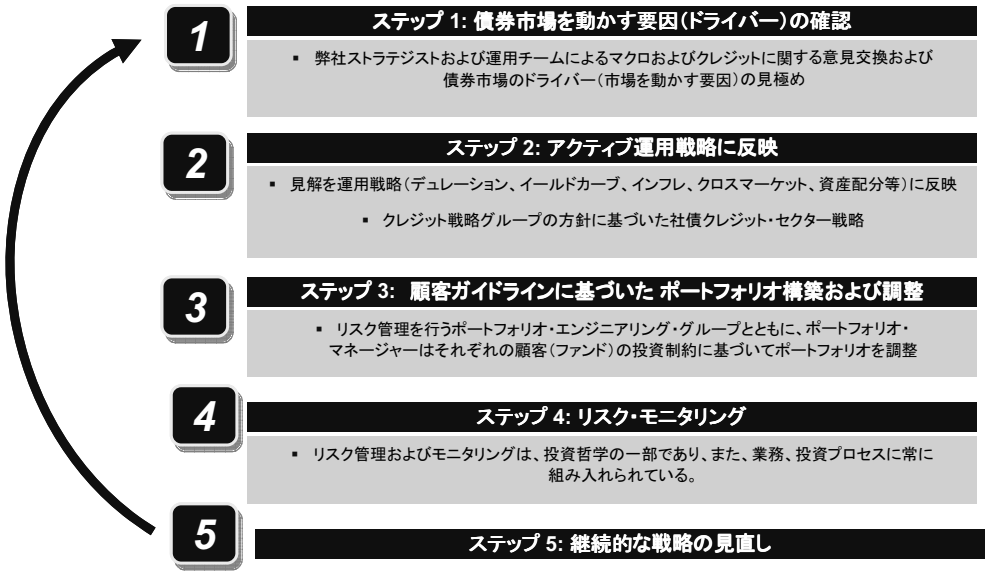

※上記の運用体制は、平成 26 年3月 31 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

●当ファンドに関わる日本経済見通しおよび投資・運用方針は、グローバルのマクロ・ストラテジー・グループが策定するグローバル投資環境見通し(月次)に基づき、アジア地域債券運用部門ヘッドにより行われる投資戦略会議(週次)において策定されます。また、この会議では、過去に行われた投資行動やパフォーマンスについてもレビューされます。当ファンドにおける有価証券売買等の最終意思決定は、運用方針に基づき、原則として運用担当者によって行われます。

■ 運用体制に関する社内規則

運用を担当する者は、委託会社が運用者の服務について社内規則として定めた「ポートフォリオ・マネージャー規程」を遵守することが求められています。当該規程はポートフォリオ・マネージャーの適正な行動基準及び禁止行為などを規定しており、法令遵守、顧客の保護、取引の公正確保を第一にすることが求められています。また、実際の運用の指図を行うにあたっては、「取引に関する一般原則」など様々な社内規則を定めており、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止しています。

■ 内部管理

コンプライアンス・オフィサーが投資信託財産の運用に関して、投資信託約款に予め定める基本方針および運用態度に適っていることを日々確認することにより、投資信託財産の運用の適正性を確保します。

取引執行や事務執行に起因する事故等、もしくは、投資制限違反などが生じた場合には、コンプライアンス・オフィサーは事故顛末ならびに再発防止策等の提出を求めます。また、事故報告書、ならびに、再発防止策は隔週で行われる社内マネジメント・コミッティ会議で報告・検証され、必要とされる場合にはその他の措置を決定します。

3 主な投資制限

当ファンドの法令および約款に基づく主な投資制限は以下のとおりです。

① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
② 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
⑥ マザー・ファンドの受益証券以外の国内籍投資信託の受益権及び外国籍投資信託の受益証券または投資証券（振替受益権または振替投資口を含みます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
⑦ 外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以内とします。

※「実質投資割合」とは、ファンドの信託財産の純資産総額に対する、ファンドの信託財産に属する各種の資産の時価総額とマザー・ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の割合を意味します。「ファンドの信託財産に属するとみなした額」とは、ファンドの信託財産に属するマザー・ファンドの受益証券の時価総額に、マザー・ファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）

※ 投資制限の詳細につきましては、「3.その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザー・ファンドの主な投資制限

アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・マザー・ファンド〈適格機関投資家私募〉

① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
② 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
⑥ 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
⑦ 外貨建資産への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 30%以内とします。

4 投資リスクについて

（投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されておりません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。）

当ファンドは、マザー・ファンドを通じて主に公社債等の値動きのある有価証券（外貨建資産には為替リスクがあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、元本を割り込む恐れがあります。当ファンドに生じた利益及び損失は、受益者に帰属します。

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

● 証券投資信託の運用において想定されるリスク

① 金利変動リスク

金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それに伴い債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、当ファンドがマザー・ファンドを通じて投資している債券の価格は下落し、それに伴い当ファンドの基準価額が下落することがあります。

② 信用リスク

信用リスクとは、株式、公社債、コマーシャル・ペーパー及び短期金融商品の発行体や取引先等が、経営不振、その他の理由により利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、当該公社債等の価格は下落（価格がゼロになることもあります。）し、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。投資対象とするマザー・ファンドが実質的に組み入れる有価証券等の発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、支払いが滞るリスクが生じる可能性があります。特に、格付の低い債券については、格付の高い債券に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。また、債券の格付が上昇すれば信用度が高くなるため、通常、価格は上昇します。逆に債券の格付が下落すれば信用度が低くなるため、通常、価格は下落します。また、格付が変わらなくても、特定の債券の信用度に関するマーケットの考え方が変わることによっても価格は変動します。

③ 債券の流動性リスク

市場規模が小さく、取引量が少ない場合などには、機動的に売買できない場合があります。投資適格社債の中でも相対的に格付けの低い債券などは、一般に、主要国の国債に比べ流動性リスクが高くなります。

④ 為替変動リスク

為替変動リスクとは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般に、投資している国の通貨が円に対して弱く（円高に）なれば基準価額の下落要因となり、強く（円安に）なれば基準価額の上昇要因となります。

● その他リスク・留意点

① 資産規模に関わる留意点

当ファンドの資産規模によって、投資方針に沿った投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る場合があります。

② ファミリー・ファンド方式にかかる留意点

当ファンドはファミリー・ファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザー・ファンドを投資対象とする他のベビー・ファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果としてマザー・ファンドにおいて売買等が生じた場合には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があり、これにより不測の損失が生じるおそれがあります。この場合、当ファンドの基準価額が下落し、投資元本を割り込むおそれがあります。

③ 解約申込みに伴う基準価額の下落に関するリスク

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組み入れる有価証券を市場

実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあり、不測の損失が生じるおそれがあります。この場合、当ファンドの基準価額が下落し、投資元本を割り込むおそれがあります。

④　ベンチマークに関わる留意点

当ファンドは、日本円無担保コールオーバーナイト物レートにより日々運用したときに得られる投資収益を指数化したものをベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指しますが、実際のパフォーマンスはこれを下回る場合があります。

⑤　法令・税制・会計等の変更に関わる留意点

法令・税制・会計等は今後変更される可能性があります。

前記の投資リスク管理体制は以下のとおりです。

リスク管理は、アクサ・インベストメント・マネージャーズ（以下、AXA IM）の投資哲学の重要な部分であり、業務プロセス及び投資プロセスに完全に統合されます。

AXA IM のグローバル・リスク・フレームワーク（枠組み）は、ポートフォリオ・マネージャーによる日々のリスク管理と、独立した部門によって管理しています。

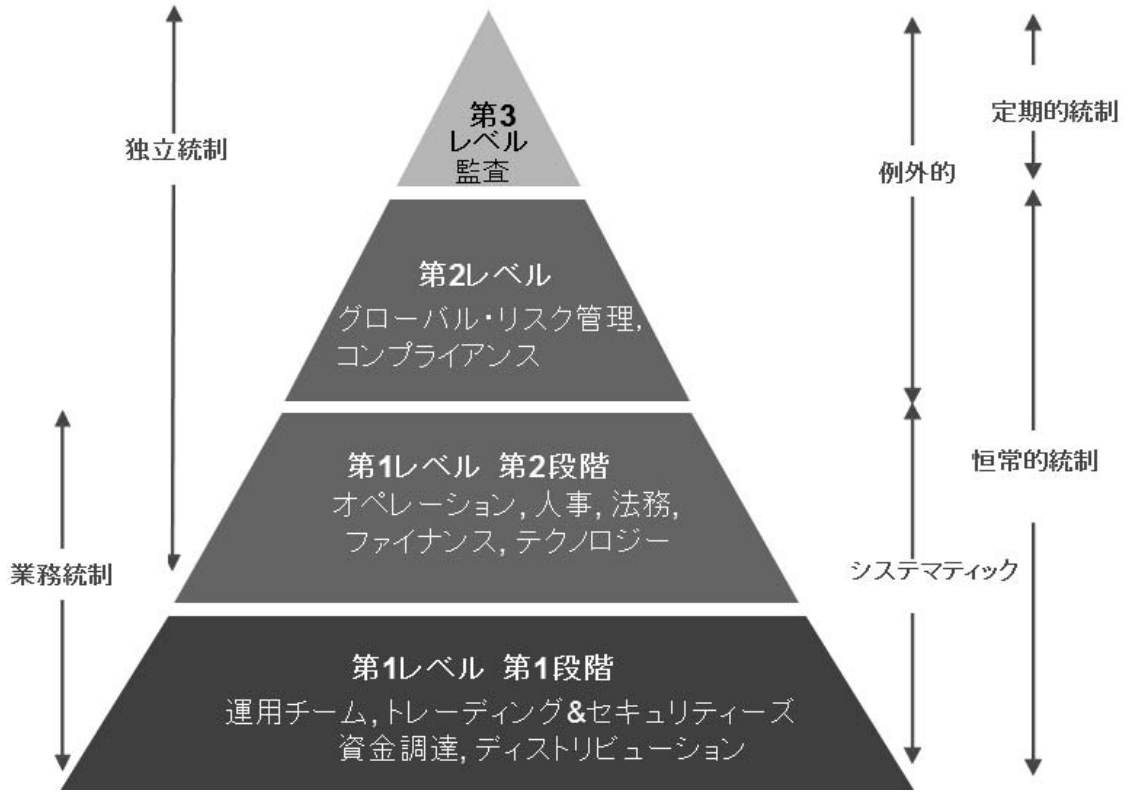

第１レベル　第１段階　ポートフォリオ管理によって行われるコントロール

日々のシステマティックなリスク管理はポートフォリオ・マネージャーが責任を有し、特にポートフォリオの制約、リスク指標、市場及び流動性リスクについての様々なツールを用いて監視します。

債券ポートフォリオ・マネージャーはポートフォリオ・エンジニアリング・グループのサポートをうけながら、ポートフォリオのアクティブ・リスクを測定及び配分します。

この専任チームは債券のグローバル・ヘッドにレポートします。当チームの主な役割は、各ポートフォリオで実行される前に、各々のアクティブ戦略についてリスクを測定することで、特定の制約（顧客の制約、規制当局、等）を考慮しつつ個々のポートフォリオ構築に貢献し、リスク・バジェット配分を最適化します。当チームの推奨は、ポートフォリオのリスク・リターン特性を最適化するための鍵となる役割を担っています。

独立した部門によって行われる管理

AXA IM では、約 200 名の従業員がオペレーション、コンプライアンス、内部統制、リスク管理部門で監視及び管理業務に就いています。

オペレーション（第 1 レベル　第 2 段階）

第 1 レベルの最初のシステマティックな管理は、“業務”部門によって行われ、同部門は、ミドルオフィス部門により提供されるデータやサービスの質、特に全てのポートフォリオに関連する情報に対して責任を持ちます。当部門は、3 つの主要部門で構成されます。

- **トレード・マネージャー**は、トレーダー、ブローカー、ミドルオフィス間の取引の流れの完全性を確実にします。
- **ポートフォリオ・コントローラー**はポートフォリオの完全性に責任を担います（ポートフォリオの純資産価格を含む）。

  ポートフォリオ・コントローラーはポートフォリオ・マネージャーやミドル/バックオフィスと緊密に連絡をとります。
- **投資ガイドライン・コントローラー**は、顧客、規制当局、またはあらゆる社内規定によって設定されたガイドラインに対するファンドの監視に責任をもちます。例外が特定された場合、運用チームと該当する管理部門に報告されます。

“業務”部門は、AXA IM の主要な第三者プロバイダーとの関係を管理し、提供されるサービスの質を監視します。より具体的には、ステート・ストリート・バンクとの日常的な連携を担います。コントローラーは運用チーム、ミドル/バックオフィス部門、リスク管理部門と協力して業務を行います。

グローバル・リスク管理（第 2 レベル）

独立した管理の第 2 レベルは、グローバル・リスク管理部門によって行われ、市場、クレジット、カウンターパーティー、オペレーショナル・リスクを制御します。

- **インベストメント・リスク・アナリシス・アンド・スタンダード**は、投資及びリスク・モデリングの特定、分析、第 2 レベルの管理に責任をもちます。AXA IM グループが使用する投資リスク方法論やバリュエーション・モデルの定義や検証を行います。
- **オペレーショナル・リスク・マネジネント**は、組織全体のオペレーショナル・リスクの特定、監視、報告、評価、管理とともに軽減の推奨や監視について責任をもちます。
- **シニア・エキスパティーズ・リスク・マネージャー**は、特定の専門知識を持つ独立したリスク・マネージャーとして行動します。AXA IM 全体のグローバル・リスク管理や運用チームに対し、重要なリスクについての見解を提供します。

コンプライアンス及び内部統制（第 2 レベル）

コンプライアンスと内部統制はその他の第 2 レベルの管理機能となります。

AXA IM はグローバルなコンプライアンス・チームを有しており、AXA IM の全ての関連子会社に適用される基準の作成に責任を負います。基準は職業倫理、管理手順、規則順守に関連しています。コンプライアンス部門は AXA IM の従業員が従う職業倫理原則の指針を反映したコンプライアンス・チャートを作成しています。

第 3 レベル: 内部監査　*（第 3 レベル）*

内部監査チームは、AXA IM の手続き及び管理の有効性を定期的かつ独立した評価を行います。主に独立した参加者により構成される監査・リスク委員会は、リスク管理プロセスや財務報告書を管理します。

※リスク管理体制は、平成 26 年3月 31 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

また、委託会社においては、チーフ･インベストメント・オフィサーとポートフォリオ・マネージャーが、当ファンドの日々のポートフォリオにおけるリスク管理を行います。法令又は投資信託約款等の当ファンド及びマザー・ファンドの遵守状況につきましては、運用部門から完全に独立しているコンプライアンス部門が日々チェックを行います。

3. その他詳細情報

1 アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・ファンド(B)〈適格機関投資家私募〉の投資対象

(1)投資の対象とする資産の範囲

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

①次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20 項に規定するものをいい、2 アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・ファンド(B)〈適格機関投資家私募〉の投資制限(4)、(5)、及び(6)に定めるものに限ります。)

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

②次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(2)運用の指図範囲等

①委託者は、信託金を、主としてアクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社を委託者とし、三菱 UFJ 信託銀行株式会社を受託者とするアクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・マザー・ファンド〈適格機関投資家私募〉(以下「マザー・ファンド」といいます。)の受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1.株券または新株引受権証書
2.国債証券
3.地方債証券
4.特別の法律により法人の発行する債券
5.社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6.特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8.協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9.特定目的会社にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10.コマーシャル・ペーパー
11.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
12.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13.金融商品取引法第2条第1項第 10 号で定める国内籍投資信託の受益権または外国投資信託の受益証券(振替受益権を含みます。)
14.金融商品取引法第2条第1項第 11 号で定める投資証券または外国投資証券(振替投資口を含みます。)
15.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第 18 号で定めるものをいいます。)
16.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第 19 号で定めるものをいいます。)
17.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第 20 号で定めるものをいいます。)
18.外国法人が発行する譲渡性預金証書
19.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
20.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21.外国の者に対する権利で前号の有価証券の権利の性質を有するもの
22.なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第 12 号および第 17 号の証券または証書のうち第2号から6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 13 号および第 14 号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

②前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図ができます。

1.預金
2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3.コール・ローン
4.手形割引市場において売買される手形
5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6.外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③委託者は、取得時において投資信託財産に属する株式の時価総額とマザー・ファンドの投資信託財産に属する株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

④委託者は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザー・ファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤委託者は、投資信託財産に属するマザー・ファンドの受益証券以外の第1項 13 号及び 14 号に定める投資信託証券等の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザー・ファンドの受益証券の時価総額にマザー・ファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

2 アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・ファンド(B)〈適格機関投資家私募〉の投資制限

(1)投資する株式等の範囲

①委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所(金融商品取引法第2条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場をいいます。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(2)同一銘柄の株式等への投資制限

①委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザー・ファンドの投資信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

②委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザー・ファンドの投資信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

③委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額とマザー・ファンドの投資信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額の合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

④前各項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザー・ファンドの受益証券の時価総額にマザー・ファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(3)信用取引の指図範囲

①委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザー・ファンドの投資信託財産に属する当該売付けにかかる建玉のうち投資信託財産に属するとみなした額(投資信託財産に属するマザー・ファンドの受益証券の時価総額にマザー・ファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額が、投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(4)先物取引等の運用指図

①委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所(金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下、本条において同じ。)におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。

②委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

③委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(5)スワップ取引の運用指図

①委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(6)金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

①委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

②金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときには、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(7)有価証券の貸付の指図および範囲

①委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

②前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときには、担保の受入れの指図を行うものとします。

(8)公社債の空売りの指図範囲

①委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算においてする投資信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(投資信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(9)公社債の借入れ

①委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときには、担保の提供の指図をするものとします。

②前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する借入れた公社債の一部を返却するための指図をするものとします。

④①の借入れにかかる品借料は投資信託財産中から支弁します。

(10)特別な場合の外貨建有価証券への投資制限

①外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(11)外国為替予約取引の指図および範囲

①委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図を行うことができます。

②前項の予約取引の指図は、投資信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産とマザー・ファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額(投資信託財産に属するマザー・ファンドの時価総額にマザー・ファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

※上記は、平成 26 年3月 31 日現在における信託約款からの抜粋です。信託約款は法令改正や制度変更等により変更となる場合があります。

【その他の法令上の投資制限】

(1)同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式においての議決権を除き、会社法第 879 条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。)が、当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

(2)デリバティブ取引に係る投資制限(金融商品取引業に関する内閣府令第 130 条第1項第8号)

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

4. 運用状況

1 投資状況　（平成 26 年3月 31 日現在）

アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・ファンド (B)〈適格機関投資家私募〉

資産の種類	国／地域名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	390,078,047	100.01
コール・ローン、その他資産(負債控除後)		△ 29,719	△ 0.01
純資産総額		390,048,328	100.00

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率をいいます。

【参考情報】マザー・ファンドの投資状況　（平成 26 年3月 31 日現在）

アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・マザー・ファンド〈適格機関投資家私募〉

資産の種類	国／地域名	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	1,642,052,857	66.54
地方債証券	－	0	0.00
特殊債券	－	0	0.00
社債券	韓国およびｵｰｽﾄﾗﾘｱ、ｵﾗﾝﾀﾞ、ﾌﾗﾝｽ（円建外債）	800,507,090	32.44
コール・ローン、その他資産(負債控除後)		25,166,381	1.02
純資産総額		2,467,726,328	100.00

(注 1) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率をいいます。
(注 2) マザー・ファンドにおける既計上未収利息残高は、その他資産に含まれます。

2 投資資産 （平成 26 年3月 31 日現在）

アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・ファンド(B)〈適格機関投資家私募〉

(1)投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄名	種類	国／地域名	口数（口）	帳簿価額		評価額		投資比率（%）
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・マザー・ファンド〈適格機関投資家私募〉	親投資信託受益証券	日本	377,287,985	10,339	390,078,048	10,339	390,078,047	100.01

（注1） 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率をいいます。
（注2） 帳簿単価および評価単価は、1 万口当たりの基準価額です。
（注3） 投資有価証券は 1 銘柄のみです。

種類別及び業種別投資比率

種類／業種	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.01
合計	100.01

（注） 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率をいいます。

(2)投資不動産物件

該当事項はございません。

(3)その他投資資産の主要なもの

該当事項はございません。

【参考情報】各マザー・ファンドの投資資産　（平成 26 年3月 31 日現在）

アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・マザー・ファンド〈適格機関投資家私募〉

(1)投資有価証券の主要銘柄
評価額上位 30 銘柄

順位	銘柄名	種類	国／地域名	株数又は券面総額	帳簿価額		評価額		利率	償還期限	投資比率
					単価（円）	金額(円)	単価（円）	金額(円)	（%）		（%）
1	ANZ銀行グループ	円建外債	ｵｰｽﾄﾗﾘｱ	200,000,000	100.30	200,606,742	100.30	200,606,742	変動	2014/11/17	8.13
2	第3回 コーペラティブ・セントラル・ライ	円建外債	ｵﾗﾝﾀﾞ	200,000,000	100.13	200,266,339	100.13	200,266,339	変動	2015/2/18	8.12
3	第329回利付国債(2年)	国債	日本	166,000,000	100.16	166,270,580	100.14	166,239,040	0.2	2015/6/15	6.74
4	第318回利付国債(2年)	国債	日本	153,400,000	99.99	153,397,748	99.99	153,397,748	0.1	2014/7/15	6.22
5	第326回利付国債(2年)	国債	日本	150,000,000	100.04	150,070,672	100.04	150,070,672	0.1	2015/3/15	6.08
6	第321回利付国債(2年)	国債	日本	140,000,000	100.01	140,018,403	100.01	140,018,403	0.1	2014/10/15	5.67
7	第315回利付国債(2年)	国債	日本	120,000,000	100.00	120,000,627	100.00	120,000,627	0.1	2014/4/15	4.86
8	第320回利付国債(2年)	国債	日本	118,700,000	100.00	118,700,000	100.00	118,700,000	0.1	2014/9/15	4.81
9	第99回利付国債(5年)	国債	日本	100,000,000	100.78	100,783,000	100.75	100,751,000	0.4	2016/9/20	4.08
10	第5回ハナ銀行円貨社債（2012）	円建外債	韓国	100,000,000	100.18	100,185,009	100.18	100,185,009	1.27	2014/8/6	4.06
11	フランス・テレコム変動1	円建外債	ﾌﾗﾝｽ	100,000,000	100.13	100,135,000	100.15	100,152,000	変動	2015/6/29	4.06
12	第317回利付国債(2年)	国債	日本	100,000,000	100.00	100,000,000	100.00	100,000,000	0.1	2014/6/15	4.05
13	第319回利付国債(2年)	国債	日本	100,000,000	100.00	100,000,000	100.00	100,000,000	0.1	2014/8/15	4.05
14	第12回韓国輸出入銀行	円建外債	韓国	100,000,000	100.01	100,012,000	99.77	99,765,000	0.4	2016/3/14	4.04
15	第3回株式會社ケーティー円貨社債(201	円建外債	韓国	100,000,000	99.50	99,506,000	99.53	99,532,000	0.7	2016/1/29	4.03
16	第316回利付国債(2年)	国債	日本	96,800,000	99.99	96,797,971	100.00	96,797,971	0.1	2014/5/15	3.92
17	第324回利付国債(2年)	国債	日本	85,000,000	100.01	85,012,850	100.01	85,012,850	0.1	2015/1/15	3.44
18	第107回利付国債(5年)	国債	日本	80,000,000	100.26	80,209,600	100.24	80,192,000	0.2	2017/12/20	3.25
19	第327回利付国債(2年)	国債	日本	70,000,000	100.03	70,026,600	100.02	70,014,000	0.1	2015/4/15	2.84
20	第323回利付国債(2年)	国債	日本	63,600,000	100.01	63,610,959	100.01	63,610,959	0.1	2014/12/15	2.58
21	第322回利付国債(2年)	国債	日本	50,000,000	100.00	50,004,416	100.00	50,004,416	0.1	2014/11/15	2.03
22	第93回利付国債(5年)	国債	日本	45,000,000	100.76	45,342,900	100.72	45,324,000	0.5	2015/12/20	1.84
23	第95回利付国債(5年)	国債	日本	1,900,000	101.05	1,920,121	101.01	1,919,171	0.6	2016/3/20	0.08

（注1） 投資比率とは、当マザー・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率をいいます。
（注 2） 投資有価証券は 23 銘柄のみです。

種類別及び業種別投資比率

種類／業種	投資比率（%）
国債証券	66.54
地方債証券	―
特殊債券	―
社債券	32.44
合計	98.98

（注） 投資比率とは、当マザー・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率をいいます。

(2)投資不動産物件
該当事項はございません。

(3)その他投資資産の主要なもの
該当事項はございません。

3 運用実績（平成 26 年3月 31 日現在）

アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・ファンド（B）<適格機関投資家私募>

（1）純資産の推移

直近日（平成 26 年3月末）、同日前 1 年以内における各月末および下記計算期間末における純資産の推移は次のとおりです。

計算期間（年月日）	純資産総額 （百万円）		1 万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第 1 計算期間末（平成 13 年 3 月 12 日）	2,042	2,042	10,009	10,009
第 2 計算期間末（平成 14 年 3 月 11 日）	2,164	2,164	10,020	10,020
第 3 計算期間末（平成 15 年 3 月 10 日）	2,267	2,267	10,019	10,019
第 4 計算期間末（平成 16 年 3 月 10 日）	2,326	2,326	10,014	10,014
第 5 計算期間末（平成 17 年 3 月 10 日）	2,486	2,486	10,009	10,009
第 6 計算期間末（平成 18 年 3 月 10 日）	2,344	2,344	10,004	10,004
第 7 計算期間末（平成 19 年 3 月 12 日）	525	525	10,024	10,024
第 8 計算期間末（平成 20 年 3 月 10 日）	398	398	10,069	10,069
第 9 計算期間末（平成 21 年 3 月 10 日）	424	424	10,122	10,122
第 10 計算期間末（平成 22 年 3 月 10 日）	463	463	10,137	10,137
第 11 計算期間末（平成 23 年 3 月 10 日）	485	485	10,161	10,161
第 12 計算期間末（平成 24 年 3 月 12 日）	391	391	10,164	10,164
第 13 計算期間末（平成 25 年 3 月 11 日）	349	349	10,201	10,201
第 14 計算期間末（平成 26 年 3 月 10 日）	385	385	10,218	10,218
平成 25 年 3 月末日	352	352	10,202	10,202
平成 25 年 4 月末日	381	381	10,208	10,208
平成 25 年 5 月末日	389	389	10,212	10,212
平成 25 年 6 月末日	391	391	10,209	10,209
平成 25 年 7 月末日	391	391	10,210	10,210
平成 25 年 8 月末日	389	389	10,208	10,208
平成 25 年 9 月末日	398	398	10,213	10,213
平成 25 年 10 月末日	401	401	10,214	10,214
平成 25 年 11 月末日	426	426	10,214	10,214
平成 25 年 12 月末日	402	402	10,216	10,216
平成 26 年 1 月末日	381	381	10,217	10,217
平成 26 年 2 月末日	385	385	10,217	10,217
平成 26 年 3 月末日	390	390	10,217	10,217

（注）単位未満は四捨五入して表示しています。

（2）分配の推移

計算期間（年月日）	1 万口当たりの分配金（円）
第 1 計算期間（平成 13 年 3 月 12 日）	0
第 2 計算期間（平成 14 年 3 月 11 日）	0
第 3 計算期間（平成 15 年 3 月 10 日）	0
第 4 計算期間（平成 16 年 3 月 10 日）	0
第 5 計算期間（平成 17 年 3 月 10 日）	0
第 6 計算期間（平成 18 年 3 月 10 日）	0
第 7 計算期間（平成 19 年 3 月 12 日）	0
第 8 計算期間（平成 20 年 3 月 10 日）	0
第 9 計算期間（平成 21 年 3 月 10 日）	0
第 10 計算期間（平成 22 年 3 月 10 日）	0
第 11 計算期間（平成 23 年 3 月 10 日）	0
第 12 計算期間（平成 24 年 3 月 12 日）	0
第 13 計算期間（平成 25 年 3 月 11 日）	0
第 14 計算期間（平成 26 年 3 月 10 日）	0

（3）収益率の推移

計算期間（年月日）	収益率（%）
第 1 計算期間（平成 13 年 3 月 12 日）	0.09
第 2 計算期間（平成 14 年 3 月 11 日）	0.11
第 3 計算期間（平成 15 年 3 月 10 日）	△0.01
第 4 計算期間（平成 16 年 3 月 10 日）	△0.05
第 5 計算期間（平成 17 年 3 月 10 日）	△0.05
第 6 計算期間（平成 18 年 3 月 10 日）	△0.05
第 7 計算期間（平成 19 年 3 月 12 日）	0.20
第 8 計算期間（平成 20 年 3 月 10 日）	0.45
第 9 計算期間（平成 21 年 3 月 10 日）	0.53
第 10 計算期間（平成 22 年 3 月 10 日）	0.15
第 11 計算期間（平成 23 年 3 月 10 日）	0.24
第 12 計算期間（平成 24 年 3 月 12 日）	0.03
第 13 計算期間（平成 25 年 3 月 11 日）	0.36
第 14 計算期間（平成 26 年 3 月 10 日）	0.17

（注）収益率とは、各計算期間の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数（小数点第 2 位を四捨五入）をいいます。

Ⅱ 財務ハイライト情報

1. 以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「2. 投資信託（ファンド）の経理状況」の「財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。
2. その監査報告書は、「資産の運用に関する重要な事項」の「2. 投資信託（ファンド）の経理状況」に記載している該当する財務諸表の直前に添付しております。

アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・ファンド（B）〈適格機関投資家私募〉

1. 貸借対照表

区分	注記番号	第13期（平成25年3月11日現在）	第14期（平成26年3月10日現在）
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		349,101,325	385,737,541
流動資産合計		349,101,325	385,737,541
資産合計		349,101,325	385,737,541
負債の部			
流動負債			
未払受託者報酬		4,722	5,184
未払委託者報酬		56,598	62,046
その他未払費用		370,428	392,264
流動負債合計		431,748	459,494
負債合計		431,748	459,494
純資産の部			
元本等			
元本		341,796,337	377,061,819
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		6,873,240	8,216,228
（分配準備積立金）		1,072,618	682,436
元本等合計		348,669,577	385,278,047
純資産合計		348,669,577	385,278,047
負債純資産合計		349,101,325	385,737,541

2. 損益及び剰余金計算書

区分	注記番号	第13期 自　平成24年3月13日 至　平成25年3月11日	第14期 自　平成25年3月12日 至　平成26年3月10日
		金額(円)	金額(円)
営業収益			
有価証券売買等損益		1,840,837	1,146,192
営業収益合計		1,840,837	1,146,192
営業費用			
受託者報酬		9,728	10,289
委託者報酬		116,567	123,518
その他費用		370,428	392,264
営業費用合計		496,723	526,071
営業利益又は営業損失(△)		1,344,114	620,121
経常利益又は経常損失(△)		1,344,114	620,121
当期純利益又は当期純損失(△)		1,344,114	620,121
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		538,019	260,507
期首剰余金又は期首欠損金(△)		6,318,236	6,873,240
剰余金増加額又は欠損金減少額		6,600,600	11,274,518
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		6,600,600	11,274,518
剰余金減少額又は欠損金増加額		6,851,691	10,291,144
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		6,851,691	10,291,144
分配金		―	―
期末剰余金又は期末欠損金(△)		6,873,240	8,216,228

3. 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法による時価で評価しております。なお、時価は、親投資信託受益証券の基準価額を用いております。
2.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成25年3月10日が休日のため、前計算期間末日を平成25年3月11日としております。このため、当計算期間は364日となっております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	第13期 （平成25年３月11日現在）	第14期 （平成26年３月10日現在）
1.期首元本額	384,606,937円	341,796,337円
期中追加設定元本額	358,299,400円	535,325,482円
期中一部解約元本額	401,110,000円	500,060,000円
2.受益権の総数	341,796,337口	377,061,819口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第13期 自　平成24年３月13日 至　平成25年３月11日	第14期 自　平成25年３月12日 至　平成26年３月10日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	－円	－円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	806,095円	359,614円
収益調整金額	5,800,622円	7,533,792円
分配準備積立金額	266,523円	322,822円
当ファンドの分配対象収益額	6,873,240円	8,216,228円
当ファンドの期末残存口数	341,796,337口	377,061,819口
1万口当たり収益分配対象額	201.09円	217.90円
1万口当たり分配金額	－円	－円
収益分配金金額	－円	－円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

区分	第13期 自　平成24年３月13日 至　平成25年３月11日	第14期 自　平成25年３月12日 至　平成26年３月10日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券を実質的な主要投資対象としております。親投資信託受益証券は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	運用・管理本部に所属するポートフォリオ・マネージャーが、投資信託約款、ガイドライン等に則った運用がなされているかを日々確認し管理を行うとともに、運用・管理本部長がその確認状況を確認しています。また、月ごとに運用状況の再確認を行うとともに、パフォーマンスの検証を行っています。 法令又は投資信託約款等の遵守状況につきましては、運用部門から完全に独立しているコンプライアンス部門が日々チェックを行います。	同左

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

区分	第13期 （平成25年３月11日現在）	第14期 （平成26年３月10日現在）
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	(1) 有価証券 同左
	(2) デリバティブ取引 該当事項はありません。	(2) デリバティブ取引 同左
	(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(3) 上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第13期 （平成25年３月11日現在）	第14期 （平成26年３月10日現在）
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	1,219,212	812,671
合計	1,219,212	812,671

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

該当事項はございません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はございません。

（1口当たり情報）

区分	第13期 （平成25年３月11日現在）	第14期 （平成26年３月10日現在）
1口当たりの純資産額	1.0201円	1.0218円
（1万口当たりの純資産額）	（10,201円）	（10,218円）

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はございません。

保険契約の保有件数

○当該保険契約の保有件数

2014年３月31日時点の保有件数は、17,131件です。

資産の運用に関する重要な事項

保険業法施行規則第53条第1項第6号に基づき、この保険のご契約を検討されているお客様のために作成された資料です。

「安定成長バランス型」「積極運用バランス型」の投資対象となる投資信託（特別勘定で組入れる投資信託）に関する詳細内容

【記載されている投資信託の名称】

○ステート・ストリート日本債券インデックス・ファンドVA2
＜適格機関投資家限定＞

○ステート・ストリート外国債券インデックス・ファンドVA2
＜適格機関投資家限定＞

※「適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・スタイル・ブレンド・ファンド－２」については190ページ、「アクサ IM・グローバル（日本除く）株式ファンド＜適格機関投資家私募＞」については198ページ
をご覧ください。

1. 投資信託(ファンド)の沿革

1. 当ファンドの沿革

平成21年1月8日　　信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始

2. マザーファンドの沿革

ステート・ストリート日本債券インデックス・マザーファンド

平成15年5月20日　　信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始

2. 投資信託(ファンド)の経理状況

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、委託会社の委嘱に基づき、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明に準じて、第 5 期計算期間(平成 25 年 3 月 6 日から平成 26 年 3 月 5 日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成26年４月９日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取締役会御中

あらた監査法人
指定社員
業務執行社員　公認会計士

当監査法人は、貴社の委嘱に基づき、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明に準じて、ステート・ストリート日本債券インデックス・ファンドＶＡ２＜適格機関投資家限定＞の平成25年３月６日から平成26年３月５日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ステート・ストリート日本債券インデックス・ファンドＶＡ２＜適格機関投資家限定＞の平成26年３月５日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

1 財務諸表

ステート・ストリート日本債券インデックス・ファンドVA2＜適格機関投資家限定＞

(1) 貸借対照表

（単位：円）

区 分	注記番号	第 4 期 （平成 25 年 3 月 5 日現在） 金 額	第 5 期 （平成 26 年 3 月 5 日現在） 金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		504,822	848,331
親投資信託受益証券		358,502,748	567,134,506
未収入金		97,000	146,000
流動資産合計		359,104,570	568,128,837
資産合計		359,104,570	568,128,837
負債の部			
流動負債			
未払受託者報酬		62,461	103,946
未払委託者報酬		437,179	727,574
その他未払費用		28,448	47,808
流動負債合計		528,088	879,328
負債合計		528,088	879,328
純資産の部			
元本等			
元本	1	333,155,151	520,463,491
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		25,421,331	46,786,018
（分配準備積立金）		（12,231,749）	（17,659,433）
元本等合計		358,576,482	567,249,509
純資産合計		358,576,482	567,249,509
負債純資産合計		359,104,570	568,128,837

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位:円)

区 分	注記番号	第4期 自 平成24年 3月 6日 至 平成25年 3月 5日 金 額	第5期 自 平成25年 3月 6日 至 平成26年 3月 5日 金 額
営業収益			
受取利息		27	16
有価証券売買等損益		8,344,966	7,536,202
営業収益合計		8,344,993	7,536,218
営業費用			
受託者報酬		114,331	191,758
委託者報酬		800,228	1,342,181
その他費用		28,448	47,808
営業費用合計		943,007	1,581,747
営業利益		7,401,986	5,954,471
経常利益		7,401,986	5,954,471
当期純利益		7,401,986	5,954,471
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		113,942	△169,774
期首剰余金又は期首欠損金(△)		10,866,230	25,421,331
剰余金増加額又は欠損金減少額		7,798,454	17,051,670
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		7,798,454	17,051,670
剰余金減少額又は欠損金増加額		531,397	1,811,228
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		531,397	1,811,228
分配金	1	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)		25,421,331	46,786,018

（3）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

区　分	第 4 期 （平成 25 年 3 月 5 日現在）	第 5 期 （平成 26 年 3 月 5 日現在）
1　期首元本額	219,923,600 円	333,155,151 円
期中追加設定元本額	123,801,551 円	210,848,340 円
期中一部解約元本額	10,570,000 円	23,540,000 円
2　受益権の総数	333,155,151 口	520,463,491 口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第 4 期 （自 平成 24 年 3 月 6 日 至 平成 25 年 3 月 5 日）	第 5 期 （自 平成 25 年 3 月 6 日 至 平成 26 年 3 月 5 日）
1 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,320,840 円）、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（3,967,204 円）、収益調整金（13,189,582 円）及び分配準備積立金（4,943,705 円）より分配対象収益は 25,421,331 円（1万口当たり763円）ですが、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,706,400 円）、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（1,417,845 円）、収益調整金（29,126,585 円）及び分配準備積立金（11,535,188 円）より分配対象収益は 46,786,018 円（1万口当たり898 円）ですが、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

1　金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4)附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク等の市場リスクに晒されております。
3　金融商品に係るリスク管理体制	運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行っております。また、業務管理部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率及び対ベンチマーク超過収益率の算出と要因分析を行っております。さらに、コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しており、投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をしております。

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

区分	第4期 （平成25年 3月 5日現在）	第5期 （平成26年 3月 5日現在）
1　貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。	同左
2　金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 該当する事項はありません。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左
3　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券　　（単位：円）

種　類	第 4 期 （平成 25 年 3 月 5 日現在） 当計算期間の損益に含まれた評価差額	第 5 期 （平成 26 年 3 月 5 日現在） 当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	8,371,883	7,871,964
合計	8,371,883	7,871,964

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

該当する事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第 4 期 （自 平成 24 年 3 月 6 日 至 平成 25 年 3 月 5 日）	第 5 期 （自 平成 25 年 3 月 6 日 至 平成 26 年 3 月 5 日）
該当する事項はありません。	同左

（1口当たり情報に関する注記）

	第 4 期 （平成 25 年 3 月 5 日現在）	第 5 期 （平成 26 年 3 月 5 日現在）
1 口当たり純資産額 （1 万口当たり純資産額）	1.0763 円 （10,763 円）	1.0899 円 （10,899 円）

（4）附属明細表

第1　有価証券明細表

①　株式

該当する事項はありません。

②　株式以外の有価証券

平成 26 年 3 月 5 日現在

種　類	銘　柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	ステート・ストリート日本債券インデックス・マザーファンド	483,078,796	567,134,506	
合計		483,078,796	567,134,506	

（注）　親投資信託受益証券における券面総額は、証券数です。

第2　信用取引契約残高明細表

該当する事項はありません。

第3　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当する事項はありません。

2 投資信託(ファンド)の現況

ステート・ストリート日本債券インデックス・ファンドVA2＜適格機関投資家限定＞

純資産額計算書(平成 26 年 3 月 31 日現在)

平成 26 年 3 月 31 日現在

Ⅰ 資産総額	566,041,812 円
Ⅱ 負債総額	139,951 円
Ⅲ 純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	565,901,861 円
Ⅳ 発行済数量	520,463,491 口
Ⅴ 1口当たり純資産総額(Ⅲ／Ⅳ)	1.0873 円

【参考情報】マザーファンドの現況

純資産額計算書(平成 26 年 3 月 31 日現在)

ステート・ストリート日本債券インデックス・マザーファンド

平成 26 年 3 月 31 日現在

Ⅰ 資産総額	187,237,771,420 円
Ⅱ 負債総額	1,995,328,400 円
Ⅲ 純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	185,242,443,020 円
Ⅳ 発行済数量	158,118,435,869 口
Ⅴ 1口当たり純資産総額(Ⅲ／Ⅳ)	1.1715 円

3. 設定及び解約の実績

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済数量は次のとおりです。

(単位:口)

項目 / 計算期間		設定数量	解約数量	発行済数量
第1期	自平成21年 1月 8日 至平成22年 3月 5日	83,103,567	10,200,015	72,903,552
第2期	自平成22年 3月 6日 至平成23年 3月 7日	82,808,033	2,140,000	153,571,585
第3期	自平成23年 3月 8日 至平成24年 3月 5日	90,482,015	24,130,000	219,923,600
第4期	自平成24年 3月 6日 至平成25年 3月 5日	123,801,551	10,570,000	333,155,151
第5期	自平成25年 3月 6日 至平成26年 3月 5日	210,848,340	23,540,000	520,463,491

(注 1)日本国外における設定、解約はありません。
(注 2)第 1 期の設定数量は、当初募集期間の設定数量を含みます。

1. 投資信託(ファンド)の沿革

1. 当ファンドの沿革

平成21年1月8日　　信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始

2. マザーファンドの沿革

ステート・ストリート外国債券インデックス・マザー・ファンド

平成13年3月14日　　信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始

2. 投資信託(ファンド)の経理状況

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、委託会社の委嘱に基づき、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明に準じて、第 5 期計算期間(平成 25 年 2 月 21 日から平成 26 年 2 月 20 日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成26年３月26日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取締役会御中

あらた監査法人
指定社員
業務執行社員　公認会計士

当監査法人は、貴社の委嘱に基づき、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明に準じて、ステート・ストリート外国債券インデックス・ファンドＶＡ２＜適格機関投資家限定＞の平成25年２月21日から平成26年２月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ステート・ストリート外国債券インデックス・ファンドＶＡ２＜適格機関投資家限定＞の平成26年２月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

1 財務諸表

ステート・ストリート外国債券インデックス・ファンドVA2＜適格機関投資家限定＞

(1) 貸借対照表

（単位：円）

区 分	注記番号	第 4 期 （平成 25 年 2 月 20 日現在） 金 額	第 5 期 （平成 26 年 2 月 20 日現在） 金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		635,745	1,050,139
親投資信託受益証券		352,591,822	547,188,394
未収利息		1	—
流動資産合計		353,227,568	548,238,533
資産合計		353,227,568	548,238,533
負債の部			
流動負債			
未払受託者報酬		63,085	104,131
未払委託者報酬		520,343	859,027
その他未払費用		28,232	47,319
流動負債合計		611,660	1,010,477
負債合計		611,660	1,010,477
純資産の部			
元本等			
元本	1	298,021,209	412,563,892
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		54,594,699	134,664,164
（分配準備積立金）		（59,885,848）	（107,707,209）
元本等合計		352,615,908	547,228,056
純資産合計		352,615,908	547,228,056
負債純資産合計		353,227,568	548,238,533

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位:円)

区 分	注記番号	第4期 自 平成24年 2月21日 至 平成25年 2月20日 金 額	第5期 自 平成25年 2月21日 至 平成26年 2月20日 金 額
営業収益			
受取利息		47	21
有価証券売買等損益		64,445,217	55,616,034
営業収益合計		64,445,264	55,616,055
営業費用			
受託者報酬		113,419	189,751
委託者報酬		935,537	1,565,375
その他費用		28,232	47,319
営業費用合計		1,077,188	1,802,445
営業利益		63,368,076	53,813,610
経常利益		63,368,076	53,813,610
当期純利益		63,368,076	53,813,610
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		1,174,358	1,656,876
期首剰余金又は期首欠損金(△)		△8,065,115	54,594,699
剰余金増加額又は欠損金減少額		675,703	32,627,328
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		675,703	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		—	32,627,328
剰余金減少額又は欠損金増加額		209,607	4,714,597
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		—	4,714,597
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		209,607	—
分配金	1	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)		54,594,699	134,664,164

（3）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

区　分	第 4 期 （平成 25 年 2 月 20 日現在）	第 5 期 （平成 26 年 2 月 20 日現在）
1　期首元本額	228,191,598 円	298,021,209 円
期中追加設定元本額	90,109,611 円	140,272,683 円
期中一部解約元本額	20,280,000 円	25,730,000 円
2　受益権の総数	298,021,209 口	412,563,892 口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第 4 期 （自 平成 24 年 2 月 21 日 至 平成 25 年 2 月 20 日）	第 5 期 （自 平成 25 年 2 月 21 日 至 平成 26 年 2 月 20 日）
1 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（8,706,956 円）、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（41,159,832 円）、収益調整金（13,725,791 円）及び分配準備積立金（10,019,060 円）より分配対象収益は 73,611,639 円（1万口当たり 2,469 円）ですが、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（13,847,102 円）、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（38,309,632 円）、収益調整金（46,824,904 円）及び分配準備積立金（55,550,475 円）より分配対象収益は 154,532,113 円（1万口当たり 3,745 円）ですが、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

1　金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4)附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスクに晒されております。
3　金融商品に係るリスク管理体制	運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行っております。また、業務管理部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率及び対ベンチマーク超過収益率の算出と要因分析を行っております。さらに、コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しており、投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をしております。

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

区分	第 4 期 （平成 25 年 2 月 20 日現在）	第 5 期 （平成 26 年 2 月 20 日現在）
1　貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。	同左
2　金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 該当する事項はありません。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左
3　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券　　（単位：円）

種　類	第 4 期 （平成 25 年 2 月 20 日現在） 当計算期間の損益に 含まれた評価差額	第 5 期 （平成 26 年 2 月 20 日現在） 当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託 受益証券	63,273,419	53,985,992
合計	63,273,419	53,985,992

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

該当する事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第 4 期 自 平成 24 年 2 月 21 日 至 平成 25 年 2 月 20 日	第 5 期 自 平成 25 年 2 月 21 日 至 平成 26 年 2 月 20 日
該当する事項はありません。	同左

（1口当たり情報に関する注記）

	第 4 期 （平成 25 年 2 月 20 日現在）	第 5 期 （平成 26 年 2 月 20 日現在）
1 口当たり純資産額 （1 万口当たり純資産額）	1.1832 円 （11,832 円）	1.3264 円 （13,264 円）

（4）附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

該当する事項はありません。

② 株式以外の有価証券

平成 26 年 2 月 20 日現在

種　類	銘　柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託 受益証券	ステート・ストリート外国債券インデックス・ マザー・ファンド	265,857,737	547,188,394	
合計		265,857,737	547,188,394	

（注） 親投資信託受益証券における券面総額は、証券数です。

第2 信用取引契約残高明細表

該当する事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当する事項はありません。

2 投資信託(ファンド)の現況

ステート・ストリート外国債券インデックス・ファンドVA2＜適格機関投資家限定＞

純資産額計算書(平成 26 年 3 月 31 日現在)

平成 26 年 3 月 31 日現在

Ⅰ 資産総額	575,556,441円
Ⅱ 負債総額	240,443円
Ⅲ 純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	575,315,998円
Ⅳ 発行済数量	427,515,188口
Ⅴ 1口当たり純資産総額(Ⅲ／Ⅳ)	1.3457円

【参考情報】マザーファンドの現況

純資産額計算書(平成 26 年 3 月 31 日現在)

ステート・ストリート外国債券インデックス・マザー・ファンド

平成 26 年 3 月 31 日現在

Ⅰ 資産総額	241,175,295,182円
Ⅱ 負債総額	621,662,279円
Ⅲ 純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	240,553,632,903円
Ⅳ 発行済数量	115,145,971,990口
Ⅴ 1口当たり純資産総額(Ⅲ／Ⅳ)	2.0891円

3. 設定及び解約の実績

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済数量は次のとおりです。

(単位:口)

計算期間 ＼ 項目		設定数量	解約数量	発行済数量
第1期	自平成21年 1月 8日 至平成22年 2月22日	78,300,636	10,000,507	68,300,129
第2期	自平成22年 2月23日 至平成23年 2月21日	93,358,129	420,000	161,238,258
第3期	自平成23年 2月22日 至平成24年 2月20日	91,783,340	24,830,000	228,191,598
第4期	自平成24年 2月21日 至平成25年 2月20日	90,109,611	20,280,000	298,021,209
第5期	自平成25年 2月21日 至平成26年 2月20日	140,272,683	25,730,000	412,563,892

(注 1)日本国外における設定、解約はありません。

(注 2)第 1 期の設定数量は、当初募集期間の設定数量を含みます。

特別勘定の名称：日本株式プラス型

【記載されている投資信託の名称】

○適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・スタイル・ブレンド・ファンドー２

※この投資信託は、「安定成長バランス型」「積極運用バランス型」においても、投資対象となっています。

資産の運用に関する重要な事項

1. 投資信託(ファンド)の沿革

1. **当ファンドの沿革**
   2009年1月8日　　信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始

2. **各マザーファンドの沿革**
   アライアンス・日本大型成長株・マザーファンド
   2002年7月9日　　信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始

   バーンスタイン・日本ストラテジック・バリュー株・マザーファンド
   2005年7月1日　　信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始

2. 投資信託(ファンド)の経理状況

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に準じて作成しております。
   なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に準じて、第 6 期（平成 25 年 3 月 12 日から平成 26 年 3 月 10 日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成２６年５月１２日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取 締 役 会　御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　[illegible]

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　宮田八郎

当監査法人は、適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・スタイル・ブレンド・ファンド－２の平成２５年３月１２日から平成２６年３月１０日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・スタイル・ブレンド・ファンド－２の平成２６年３月１０日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

1 財務諸表

適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・スタイル・ブレンド・ファンドー２

（１）貸借対照表

（単位：円）

	第5期 （平成25年 3月11日現在）	第6期 （平成26年 3月10日現在）
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	592,081,109	863,092,275
未収入金	2,700,000	4,200,000
流動資産合計	594,781,109	867,292,275
資産合計	594,781,109	867,292,275
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	120,699	200,332
未払委託者報酬	2,172,437	3,605,853
その他未払費用	77,700	82,140
流動負債合計	2,370,836	3,888,325
負債合計	2,370,836	3,888,325
純資産の部		
元本等		
元本	435,742,782	548,071,085
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	156,667,491	315,332,865
（分配準備積立金）	142,460,775	208,681,188
元本等合計	592,410,273	863,403,950
純資産合計	592,410,273	863,403,950
負債純資産合計	594,781,109	867,292,275

（２）損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	第5期 （自　平成24年 3月13日 至　平成25年 3月11日）	第6期 （自　平成25年 3月12日 至　平成26年 3月10日）
営業収益		
受取利息	6	5
有価証券売買等損益	135,883,789	112,641,824
営業収益合計	135,883,795	112,641,829
営業費用		
受託者報酬	217,410	374,666
委託者報酬	3,913,150	6,743,848
その他費用	155,400	159,840
営業費用合計	4,285,960	7,278,354
営業利益又は営業損失（△）	131,597,835	105,363,475
経常利益又は経常損失（△）	131,597,835	105,363,475
当期純利益又は当期純損失（△）	131,597,835	105,363,475
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,485,451	14,520,473
期首剰余金又は期首欠損金（△）	29,934,277	156,667,491
剰余金増加額又は欠損金減少額	－	99,241,720
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	99,241,720
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,379,170	31,419,348
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,940,256	31,419,348
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	438,914	－
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	156,667,491	315,332,865

（３）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第6期 （自　平成25年 3月12日 至　平成26年 3月10日）
１．運用資産の評価基準及び評価方法	（１）親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
２．費用・収益の計上基準	（１）有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
３．その他	当ファンドの計算期間は、前期末が休日のため、平成25年3月12日から平成26年3月10日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第5期 （平成25年 3月11日現在）	第6期 （平成26年 3月10日現在）
１．計算期間の末日における受益権の総数 435,742,782口	１．計算期間の末日における受益権の総数 548,071,085口
２．計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　1.3595円 （10,000口当たり純資産額　13,595円）	２．計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　1.5754円 （10,000口当たり純資産額　15,754円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第5期 （自　平成24年 3月13日 至　平成25年 3月11日）	第6期 （自　平成25年 3月12日 至　平成26年 3月10日）
１．分配金の計算過程 該当事項はございません。	１．分配金の計算過程 同左

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

第5期 （自　平成24年 3月13日 至　平成25年 3月11日）	第6期 （自　平成25年 3月12日 至　平成26年 3月10日）
（１）金融商品に対する取組方針 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	（１）金融商品に対する取組方針 同左
（２）金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）２．売買目的有価証券」に記載しております。これらは株価変動リスク、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	（２）金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
（３）金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるクライアント本部、投信戦略委員会、リーガル・コンプライアンス本部及び運用管理部が市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理を行っております。 クライアント本部は市場リスク等が予め定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしております。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等を行います。 リーガル・コンプライアンス本部は信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしております。また、ポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしております。	（３）金融商品に係るリスク管理体制 同左
（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

２．金融商品の時価等に関する事項

第5期 （平成25年 3月11日現在）	第6期 （平成26年 3月10日現在）
（１）貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	（１）貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
（２）時価の算定方法 ①　親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 ②　コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	（２）時価の算定方法 ①　親投資信託受益証券 同左 ②　コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第5期 （自　平成24年 3月13日 至　平成25年 3月11日）	第6期 （自　平成25年 3月12日 至　平成26年 3月10日）
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

第6期 （自　平成25年 3月12日 至　平成26年 3月10日）
該当事項はございません。

（その他の注記）

１．元本の移動

第5期 （平成25年 3月11日現在）		第6期 （平成26年 3月10日現在）	
期首元本額	335,173,861円	期首元本額	435,742,782円
期中追加設定元本額	146,138,921円	期中追加設定元本額	197,958,303円
期中一部解約元本額	45,570,000円	期中一部解約元本額	85,630,000円

２．売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

（単位：円）

種類	第5期 （平成25年 3月11日現在）	第6期 （平成26年 3月10日現在）
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	134,033,357	97,631,001
合計	134,033,357	97,631,001

３．デリバティブ取引関係

第5期（平成25年 3月11日現在）

該当事項はございません。

第6期（平成26年 3月10日現在）

該当事項はございません。

（４）附属明細表

第１．有価証券明細表

（１）株式（平成26年 3月10日現在）

該当事項はございません。

（２）株式以外の有価証券

（平成26年 3月10日現在）

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	アライアンス・日本大型成長株・マザーファンド	312,701,899	432,122,754	
	バーンスタイン・日本ストラテジック・バリュー株・マザーファンド	318,152,607	430,969,521	
計	銘柄数：2	630,854,506	863,092,275	
	組入時価比率：100.0%		100.0%	
合計			863,092,275	

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

２ 投資信託(ファンド)の現況

適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・スタイル・ブレンド・ファンドー２

純資産額計算書（平成 26 年 3 月 31 日現在）

	平成26年3月31日現在
Ⅰ　資産総額	856,775,347 円
Ⅱ　負債総額	485,413 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	856,289,934 円
Ⅳ　発行済数量	548,071,085 口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.5624 円

【参考情報】各マザーファンドの現況

純資産額計算書(平成 26 年 3 月 31 日現在)

バーンスタイン・日本ストラテジック・バリュー株・マザーファンド

	平成26年3月31日現在
Ⅰ　資産総額	14,152,606,130 円
Ⅱ　負債総額	66,001,238 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	14,086,604,892 円
Ⅳ　発行済数量	10,523,813,251 口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.3385 円

アライアンス・日本大型成長株・マザーファンド

	平成26年3月31日現在
Ⅰ　資産総額	1,215,291,749 円
Ⅱ　負債総額	－ 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,215,291,749 円
Ⅳ　発行済数量	882,496,191 口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.3771 円

3. 設定及び解約の実績

適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・スタイル・ブレンド・ファンドー２

下記計算期間の設定および解約口数は次のとおりです。

（単位：口）

計算期間	設定口数	解約口数	発行済口数
第1期計算期間 （2009年1月8日～2009年3月10日）	9,752,825	10,090	9,742,735
第2期計算期間 （2009年3月11日～2010年3月10日）	101,692,487	620,000	110,815,222
第3期計算期間 （2010年3月11日～2011年3月10日）	117,221,555	8,100,000	219,936,777
第4期計算期間 （2011年3月11日～2012年3月12日）	140,277,084	25,040,000	335,173,861
第5期計算期間 （2012年3月13日～2013年3月11日）	146,138,921	45,570,000	435,742,782
第6期計算期間 （2013年3月12日～2014年3月10日）	197,958,303	85,630,000	548,071,085

（注１）本邦外における設定、解約の実績はありません。

（注２）第1期計算期間の設定口数は、当初募集期間中の販売口数を含みます。

特別勘定の名称：外国株式プラス型

【記載されている投資信託の名称】

○アクサ IM・グローバル（日本除く）株式ファンド＜適格機関投資家私募＞

※この投資信託は、「安定成長バランス型」「積極運用バランス型」においても、投資対象となっています。

1. 投資信託(ファンド)の沿革

1. 当ファンドの沿革

平成 26 年 3 月に信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始の予定

2. マザー・ファンドの沿革

平成 26 年 3 月に信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始の予定

2. 投資信託(ファンド)の経理状況

該当事項はありません。

1 財務諸表

アクサ IM・グローバル(日本除く)株式ファンド ＜適格機関投資家私募＞

(1) 貸借対照表

該当事項はありません。

(2) 損益及び剰余金計算書

該当事項はありません。

(3)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

該当事項はありません。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

該当事項はありません。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(有価証券関係に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4)附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 投資信託(ファンド)の現状

アクサ IM・グローバル(日本除く)株式ファンド ＜適格機関投資家私募＞

該当事項はありません。

【参考情報】マザー・ファンドの現況

アクサ IM・グローバル(日本除く)株式・マザーファンド ＜適格機関投資家私募＞

該当事項はありません。

3. 設定及び解約の実績

アクサ IM・グローバル(日本除く)株式ファンド ＜適格機関投資家私募＞

該当事項はありません。

特別勘定の名称：世界債券プラス型

資産の運用に関する重要な事項

1. 投資信託(ファンド)の沿革

1. 当ファンドの沿革

2009年1月8日　信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始

2. マザーファンドの沿革

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・マザーファンド

2002年5月 9日　信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始

2007年1月31日　名称を「アライアンス・グローバル・ボンド・マザーファンド」から「アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・マザーファンド」に変更

2. 投資信託(ファンド)の経理状況

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)(以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第 2 条の 2 の規定により「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に準じて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に準じて、第 6 期(平成 25 年 5 月 2 日から平成 26 年 5 月 1 日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成２６年６月１７日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取 締 役 会　御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　[redacted]

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　[redacted]

当監査法人は、適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンド－３の平成２５年５月２日から平成２６年５月１日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンド－３の平成２６年５月１日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

1. 財務諸表
適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンドー３
（１）貸借対照表

（単位：円）

	第5期 （平成25年 5月 1日現在）	第6期 （平成26年 5月 1日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	ー	100,000
親投資信託受益証券	198,797,404	334,345,704
未収入金	1,500,000	1,500,000
流動資産合計	200,297,404	335,945,704
資産合計	200,297,404	335,945,704
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	68,915	77,181
未払委託者報酬	826,969	926,166
その他未払費用	77,700	82,140
流動負債合計	973,584	1,085,487
負債合計	973,584	1,085,487
純資産の部		
元本等		
元本	155,456,573	248,454,442
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	43,867,247	86,405,775
（分配準備積立金）	36,161,364	50,015,010
元本等合計	199,323,820	334,860,217
純資産合計	199,323,820	334,860,217
負債純資産合計	200,297,404	335,945,704

（２）損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	第5期 （自　平成24年 5月 2日 至　平成25年 5月 1日）	第6期 （自　平成25年 5月 2日 至　平成26年 5月 1日）
営業収益		
有価証券売買等損益	48,704,243	16,805,432
営業収益合計	48,704,243	16,805,432
営業費用		
受託者報酬	125,934	136,300
委託者報酬	1,511,013	1,635,421
その他費用	155,400	159,840
営業費用合計	1,792,347	1,931,561
営業利益又は営業損失（△）	46,911,896	14,873,871
経常利益又は経常損失（△）	46,911,896	14,873,871
当期純利益又は当期純損失（△）	46,911,896	14,873,871
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	14,408,807	△24,213
期首剰余金又は期首欠損金（△）	10,754,939	43,867,247
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,748,961	29,212,132
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,748,961	29,212,132
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,139,742	1,571,688
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,139,742	1,571,688
分配金	ー	ー
期末剰余金又は期末欠損金（△）	43,867,247	86,405,775

（３）注記表
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第6期 （自　平成25年 5月 2日 至　平成26年 5月 1日）
１．運用資産の評価基準及び評価方法	（１）親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
２．費用・収益の計上基準	（１）有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
３．その他	当ファンドの計算期間は、平成25年5月2日から平成26年5月1日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第5期 （平成25年 5月 1日現在）	第6期 （平成26年 5月 1日現在）
１．計算期間の末日における受益権の総数 155,456,573口	１．計算期間の末日における受益権の総数 248,454,442口
２．計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　1.2822円 （10,000口当たり純資産額　12,822円）	２．計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　1.3478円 （10,000口当たり純資産額　13,478円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第5期 （自　平成24年 5月 2日 至　平成25年 5月 1日）	第6期 （自　平成25年 5月 2日 至　平成26年 5月 1日）
１．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 － 円	１．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 － 円
２．分配金の計算過程 該当事項はございません。	２．分配金の計算過程 同左

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

第5期 （自　平成24年 5月 2日 至　平成25年 5月 1日）	第6期 （自　平成25年 5月 2日 至　平成26年 5月 1日）
（１）金融商品に対する取組方針 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	（１）金融商品に対する取組方針 同左
（２）金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、「（その他の注記）２．売買目的有価証券」に記載しております。これらは金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	（２）金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
（３）金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるクライアント本部、投信戦略委員会、リーガル・コンプライアンス本部及び運用管理部が市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理を行っております。 クライアント本部は市場リスク等が予め定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしております。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等を行います。 リーガル・コンプライアンス本部は信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしております。また、ポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしております。	（３）金融商品に係るリスク管理体制 同左
（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

２．金融商品の時価等に関する事項

第5期 （平成25年 5月 1日現在）	第6期 （平成26年 5月 1日現在）
（１）貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	（１）貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
（２）時価の算定方法 ①　親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 ②　コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	（２）時価の算定方法 ①　親投資信託受益証券 同左 ②　コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第5期 （自　平成24年 5月 2日 至　平成25年 5月 1日）	第6期 （自　平成25年 5月 2日 至　平成26年 5月 1日）
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

第6期 （自　平成25年 5月 2日 至　平成26年 5月 1日）
該当事項はございません。

（その他の注記）

１．元本の移動

第5期 （平成25年 5月 1日現在）		第6期 （平成26年 5月 1日現在）	
期首元本額	173,625,532円	期首元本額	155,456,573円
期中追加設定元本額	80,251,041円	期中追加設定元本額	98,587,869円
期中一部解約元本額	98,420,000円	期中一部解約元本額	5,590,000円

２．売買目的有価証券

（単位：円）

種類	第5期 （平成25年 5月 1日現在）	第6期 （平成26年 5月 1日現在）
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	33,309,837	16,787,004
合計	33,309,837	16,787,004

３．デリバティブ取引等関係

第5期（平成25年 5月 1日現在）
該当事項はございません。

第6期（平成26年 5月 1日現在）
該当事項はございません。

（４）附属明細表

第１．有価証券明細表

（１）株式（平成26年 5月 1日現在）
該当事項はございません。

（２）株式以外の有価証券

（平成26年 5月 1日現在）

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・マザーファンド	181,089,587	334,345,704	
計	銘柄数：1	181,089,587	334,345,704	
	組入時価比率：99.8%		100.0%	
合計			334,345,704	

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

2. 投資信託(ファンド)の現況

適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンドー３

純資産額計算書(平成 26 年 3 月 31 日現在)

平成26年3月31日現在

Ⅰ　資産総額	321,178,265 円
Ⅱ　負債総額	869,246 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	320,309,019 円
Ⅳ　発行済数量	238,678,112 口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.3420 円

【参考情報】マザーファンドの現況

純資産額計算書(平成 26 年 3 月 31 日現在)

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・マザーファンド

平成26年3月31日現在

Ⅰ　資産総額	11,321,611,935 円
Ⅱ　負債総額	298,593,543 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	11,023,018,392 円
Ⅳ　発行済数量	5,999,576,002 口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.8373 円

3. 設定及び解約の実績

適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンドー３

下記計算期間の設定および解約口数は次のとおりです。

（単位：口）

計算期間	設定口数	解約口数	発行済口数
第1期計算期間 (2009年1月8日～2009年5月1日)	4,385,016	10,236	4,374,780
第2期計算期間 (2009年5月2日～2010年5月6日)	40,755,474	90,000	45,040,254
第3期計算期間 (2010年5月7日～2011年5月2日)	36,026,971	860,000	80,207,225
第4期計算期間 (2011年5月3日～2012年5月1日)	103,958,307	10,540,000	173,625,532
第5期計算期間 (2012年5月2日～2013年5月1日)	80,251,041	98,420,000	155,456,573

（注1）本邦外における設定、解約の実績はありません。

（注2）第1期計算期間の設定口数は、当初募集期間中の販売口数を含みます。

特別勘定の名称：オーストラリア債券型

資産の運用に関する重要な事項

1. 投資信託(ファンド)の沿革

1. 当ファンドの沿革
   平成27年4月10日 信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始(予定)
2. マザーファンドの沿革
   アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券マザーファンド
   平成27年4月10日 信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始(予定)

2. 投資信託(ファンド)の経理状況

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)

当ファンドは平成 27 年 4 月 10 日から運用を開始する予定であり、本書作成日現在、該当事項はございません。
なお、当ファンドの会計監査は、新日本有限責任監査法人により行われます。

1. 財務諸表

(1)貸借対照表
該当事項はございません。

(2)損益及び剰余金計算書
該当事項はございません。

(3)注記表
該当事項はございません。

(4)附属明細表
該当事項はございません。

２．投資信託（ファンド）の現況

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券ファンド（適格機関投資家専用）

純資産額計算書

当ファンドは平成 27 年 4 月 10 日から運用を開始する予定であり、本書作成日現在、該当事項はございません。

【参考情報】マザーファンドの現況

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券マザーファンド

純資産額計算書

当ファンドは平成 27 年 4 月 10 日から運用を開始する予定であり、本書作成日現在、該当事項はございません。

3. 設定及び解約の実績

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア債券ファンド（適格機関投資家専用）

当ファンドは平成 27 年 4 月 10 日から運用を開始する予定であり、本書作成日現在、該当事項はございません。

特別勘定の名称：新興国株式型

1. 投資信託(ファンド)の沿革

1. 当ファンドの沿革

平成21年11月30日　信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始

2. マザーファンドの沿革

ステート・ストリート・エマージング株式インデックス・マザーファンド

平成21年3月17日　　信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始

2. 投資信託(ファンド)の経理状況

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、委託会社の委嘱に基づき、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明に準じて、第 4 期計算期間(平成 24 年 11 月 16 日から平成 25 年 11 月 15 日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成26年１月29日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取締役会御中

あらた監査法人
指定社員
業務執行社員　公認会計士

当監査法人は、貴社の委嘱に基づき、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明に準じて、ステート・ストリート・エマージング株式インデックス・ファンド＜適格機関投資家限定＞の平成24年11月16日から平成25年11月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ステート・ストリート・エマージング株式インデックス・ファンド＜適格機関投資家限定＞の平成25年11月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

1 財務諸表

ステート・ストリート・エマージング株式インデックス・ファンド＜適格機関投資家限定＞

(1) 貸借対照表

（単位：円）

区 分	注記番号	第 3 期 （平成 24 年 11 月 15 日現在） 金 額	第 4 期 （平成 25 年 11 月 15 日現在） 金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		2,450	3,222
親投資信託受益証券		969,483	1,253,682
流動資産合計		971,933	1,256,904
資産合計		971,933	1,256,904
負債の部			
流動負債			
未払受託者報酬		162	184
未払委託者報酬		2,224	2,957
その他未払費用		6	42
流動負債合計		2,392	3,183
負債合計		2,392	3,183
純資産の部			
元本等			
元本	1	1,000,000	1,000,000
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3	△30,459	253,721
（分配準備積立金）		（234,927）	（264,845）
元本等合計		969,541	1,253,721
純資産合計		969,541	1,253,721
負債純資産合計		971,933	1,256,904

(2) 損益及び剰余金計算書

（単位：円）

区 分	注記番号	第3期 自 平成23年11月16日 至 平成24年11月15日 金 額	第4期 自 平成24年11月16日 至 平成25年11月15日 金 額
営業収益			
有価証券売買等損益		65,279	290,359
営業収益合計		65,279	290,359
営業費用			
受託者報酬		328	364
委託者報酬		4,500	5,773
その他費用		6	42
営業費用合計		4,834	6,179
営業利益		60,445	284,180
経常利益		60,445	284,180
当期純利益		60,445	284,180
期首剰余金又は期首欠損金（△）		△90,904	△30,459
分配金	1	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）		△30,459	253,721

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区　分	第 3 期 (平成 24 年 11 月 15 日現在)	第 4 期 (平成 25 年 11 月 15 日現在)
1　期首元本額	1,000,000 円	1,000,000 円
期中追加設定元本額	― 円	― 円
期中一部解約元本額	― 円	― 円
2　受益権の総数	1,000,000 口	1,000,000 口
3　元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 30,459 円であります。	―

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第 3 期 自　平成 23 年 11 月 16 日 至　平成 24 年 11 月 15 日	第 4 期 自　平成 24 年 11 月 16 日 至　平成 25 年 11 月 15 日
1 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(22,234 円)、収益調整金(461,599 円)及び分配準備積立金(212,693 円)より分配対象収益は 696,526 円(1万口当たり 6,965 円)ですが、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(29,918 円)、収益調整金(461,599 円)及び分配準備積立金(234,927 円)より分配対象収益は 726,444 円(1万口当たり 7,264 円)ですが、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

1　金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4)附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスクに晒されております。
3　金融商品に係るリスク管理体制	運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行っております。また、業務管理部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率及び対ベンチマーク超過収益率の算出と要因分析を行っております。さらに、コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しており、投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をしております。

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

区分	第3期 （平成24年11月15日現在）	第4期 （平成25年11月15日現在）
1　貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。	同左
2　金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 該当する事項はありません。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左
3　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券　　（単位：円）

種　類	第3期 （平成24年11月15日現在） 当計算期間の損益に含まれた評価差額	第4期 （平成25年11月15日現在） 当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	65,079	289,178
合計	65,079	289,178

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

該当する事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第3期 自　平成23年11月16日 至　平成24年11月15日	第4期 自　平成24年11月16日 至　平成25年11月15日
該当する事項はありません。	同左

（1口当たり情報に関する注記）

	第3期 （平成24年11月15日現在）	第4期 （平成25年11月15日現在）
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.9695　円 （9,695　円）	1.2537　円 （12,537　円）

（4）附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

該当する事項はありません。

② 株式以外の有価証券

平成 25 年 11 月 15 日現在

種 類	銘 柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	ステート・ストリート・エマージング株式インデックス・マザーファンド	613,708	1,253,682	
合計		613,708	1,253,682	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額は、証券数です。

第2 信用取引契約残高明細表

該当する事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当する事項はありません。

2 投資信託(ファンド)の現況

ステート・ストリート・エマージング株式インデックス・ファンド＜適格機関投資家限定＞

純資産額計算書(平成 26 年 10 月 31 日現在)

平成 26 年 10 月 31 日現在

Ⅰ 資産総額	1,427,363円
Ⅱ 負債総額	3,488円
Ⅲ 純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	1,423,875円
Ⅳ 発行済数量	1,000,000口
Ⅴ 1口当たり純資産総額(Ⅲ／Ⅳ)	1.4239円

【参考情報】マザーファンドの現況

純資産額計算書(平成 26 年 10 月 31 日現在)

ステート・ストリート・エマージング株式インデックス・マザーファンド

平成 26 年 10 月 31 日現在

Ⅰ 資産総額	1,127,257,719円
Ⅱ 負債総額	87,271,553円
Ⅲ 純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	1,039,986,166円
Ⅳ 発行済数量	445,990,291口
Ⅴ 1口当たり純資産総額(Ⅲ／Ⅳ)	2.3319円

3. 設定及び解約の実績

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済数量は次のとおりです。

（単位：口）

計算期間 ＼ 項目		設定数量	解約数量	発行済数量
第1期	自平成21年11月30日 至平成22年11月15日	5,921,949,445	1,412,800,000	4,509,149,445
第2期	自平成22年11月16日 至平成23年11月15日	534,723,977	5,042,873,422	1,000,000
第3期	自平成23年11月16日 至平成24年11月15日	—	—	1,000,000
第4期	自平成24年11月16日 至平成25年11月15日	—	—	1,000,000

（注 1）日本国外における設定、解約はありません。
（注 2）第 1 期の設定数量は、当初募集期間の設定数量を含みます。

特別勘定の名称：金融市場型

1. 投資信託(ファンド)の沿革

1. 当ファンドの沿革

平成 12 年 12 月 21 日　信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始
平成 15 年 3 月 13 日　業務統合による委託会社の変更に伴うファンド名の変更

2. マザー・ファンドの沿革

平成 12 年 12 月 21 日　信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始
平成 15 年 3 月 13 日　業務統合による委託会社の変更に伴うファンド名の変更
平成 21 年 5 月 29 日　運用の権限の委託に伴う約款変更
平成 23 年 6 月 1 日　委託会社の称号変更に伴う約款変更
平成 24 年 3 月 12 日　運用の指図に関する権限の委託先の名称変更に伴う約款変更
平成 25 年 1 月 4 日　社団法人投資信託協会の一般社団法人への移行に伴う約款変更
平成 25 年 10 月 1 日　運用委託先のアクサ・インベストメント・マネージャーズ・アジア(シンガポール)リミテッドから
アクサ・インベストメント・マネージャーズ・アジアリミテッド(香港)への変更

2. 投資信託(ファンド)の経理状況

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、当社の委嘱に基づき、金融商品取引法第 193 条の2第1項の規定に基づく監査証明に準じて、第 14 期計算期間(平成 25 年3月 12 日から平成 26 年3月 10 日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。
その監査報告書は、該当する財務諸表の直前に添付しております。

独立監査人の監査報告書

平成26年４月23日

アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社
取締役会御中

あらた監査法人
指定社員
業務執行社員　公認会計士　奈良昌彦

当監査法人は、貴社の委嘱に基づき、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明に準じて、アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・ファンド（B）（適格機関投資家私募）の平成25年３月12日から平成26年３月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・ファンド（B）（適格機関投資家私募）の平成26年３月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

1 財務諸表

アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・ファンド(B)〈適格機関投資家私募〉

(1)貸借対照表

区分	注記番号	第13期 (平成25年3月11日現在)	第14期 (平成26年3月10日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		349,101,325	385,737,541
流動資産合計		349,101,325	385,737,541
資産合計		349,101,325	385,737,541
負債の部			
流動負債			
未払受託者報酬		4,722	5,184
未払委託者報酬		56,598	62,046
その他未払費用		370,428	392,264
流動負債合計		431,748	459,494
負債合計		431,748	459,494
純資産の部			
元本等			
元本		341,796,337	377,061,819
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金(△)		6,873,240	8,216,228
(分配準備積立金)		1,072,618	682,436
元本等合計		348,669,577	385,278,047
純資産合計		348,669,577	385,278,047
負債純資産合計		349,101,325	385,737,541

(2)損益及び剰余金計算書

区分	注記番号	第13期 自 平成24年3月13日 至 平成25年3月11日	第14期 自 平成25年3月12日 至 平成26年3月10日
		金額(円)	金額(円)
営業収益			
有価証券売買等損益		1,840,837	1,146,192
営業収益合計		1,840,837	1,146,192
営業費用			
受託者報酬		9,728	10,289
委託者報酬		116,567	123,518
その他費用		370,428	392,264
営業費用合計		496,723	526,071
営業利益又は営業損失(△)		1,344,114	620,121
経常利益又は経常損失(△)		1,344,114	620,121
当期純利益又は当期純損失(△)		1,344,114	620,121
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		538,019	260,507
期首剰余金又は期首欠損金(△)		6,318,236	6,873,240
剰余金増加額又は欠損金減少額		6,600,600	11,274,518
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金		6,600,600	11,274,518

減少額			
剰余金減少額又は欠損金増加額		6,851,691	10,291,144
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		6,851,691	10,291,144
分配金		―	―
期末剰余金又は期末欠損金（△）		6,873,240	8,216,228

（3）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法による時価で評価しております。なお、時価は、親投資信託受益証券の基準価額を用いております。
2.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成25年３月10日が休日のため、前計算期間末日を平成25年３月11日としております。このため、当計算期間は364日となっております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	第13期 （平成25年３月11日現在）	第14期 （平成26年３月10日現在）
1.期首元本額	384,606,937円	341,796,337円
期中追加設定元本額	358,299,400円	535,325,482円
期中一部解約元本額	401,110,000円	500,060,000円
2.受益権の総数	341,796,337口	377,061,819口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第13期 自　平成24年３月13日 至　平成25年３月11日	第14期 自　平成25年３月12日 至　平成26年３月10日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	―円	―円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	806,095円	359,614円
収益調整金額	5,800,622円	7,533,792円
分配準備積立金額	266,523円	322,822円
当ファンドの分配対象収益額	6,873,240円	8,216,228円
当ファンドの期末残存口数	341,796,337口	377,061,819口
1万口当たり収益分配対象額	201.09円	217.90円
1万口当たり分配金額	―円	―円
収益分配金金額	―円	―円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

区分	第13期 自　平成24年３月13日 至　平成25年３月11日	第14期 自　平成25年３月12日 至　平成26年３月10日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券を実質的な主要投資対象としております。親投資信託受益証券は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	運用・管理本部に所属するポートフォリオ・マネージャーが、投資信託約款、ガイドライン等に則った運用がなされているかを日々確認し管理を行うとともに、運用・管理本部長がその確認状況を確認しています。また、月ごとに運用状況の再確認を行うとともに、パフォーマンスの検証を行っています。 法令又は投資信託約款等の遵守状況につきましては、運用部門から完全に独立しているコンプライアンス部門が日々チェックを行います。	同左

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

区分	第13期 （平成25年３月11日現在）	第14期 （平成26年３月10日現在）
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	(1) 有価証券 同左
	(2) デリバティブ取引 該当事項はありません。	(2) デリバティブ取引 同左
	(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(3) 上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第13期 （平成25年３月11日現在）	第14期 （平成26年３月10日現在）
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	1,219,212	812,671
合計	1,219,212	812,671

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第13期 （平成25年３月11日現在）	第14期 （平成26年３月10日現在）
1口当たりの純資産額	1.0201円	1.0218円
（1万口当たりの純資産額）	（10,201円）	（10,218円）

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（4）附属明細表

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

平成26年３月10日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	アクサ　ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・マザー・ファンド 〈適格機関投資家私募〉	373,089,797	385,737,541	
合計			373,089,797	385,737,541	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 投資信託(ファンド)の現状

アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・ファンド (B)〈適格機関投資家私募〉

純資産額計算書 (平成 26 年3月 31 日現在)

項目	金額又は口数
Ⅰ 資産総額	390,078,047 円
Ⅱ 負債総額	29,719 円
Ⅲ 純資産総額 (Ⅰ － Ⅱ)	390,048,328 円
Ⅳ 発行済数量	381,759,872 口
Ⅴ 1口当たり純資産額 (Ⅲ / Ⅳ)	1.0217 円

【参考情報】マザー・ファンドの現況

アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・マザー・ファンド〈適格機関投資家私募〉

純資産額計算書 (平成 26 年3月 31 日現在)

項目	金額又は口数
Ⅰ 資産総額	2,467,726,328 円
Ⅱ 負債総額	0 円
Ⅲ 純資産総額 (Ⅰ － Ⅱ)	2,467,726,328 円
Ⅳ 発行済数量	2,386,747,350 口
Ⅴ 1口当たり純資産額 (Ⅲ / Ⅳ)	1.0339 円

3. 設定及び解約の実績

アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・ファンド (B)〈適格機関投資家私募〉

下記計算期間の設定および解約口数は次のとおりです。

計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済口数(口)
第 1 計算期間末 (平成 12 年 12 月 21 日～平成 13 年 3 月 12 日)	2,039,980,536	－	2,039,980,536
第 2 計算期間末 (平成 13 年 3 月 13 日～平成 14 年 3 月 11 日)	119,808,517	－	2,159,789,053
第 3 計算期間末 (平成 14 年 3 月 12 日～平成 15 年 3 月 10 日)	187,631,229	85,000,000	2,262,420,282
第 4 計算期間末 (平成 15 年 3 月 11 日～平成 16 年 3 月 10 日)	149,758,395	90,000,000	2,322,178,677
第 5 計算期間末 (平成 16 年 3 月 11 日～平成 17 年 3 月 10 日)	381,547,752	220,000,000	2,483,726,429
第 6 計算期間末 (平成 17 年 3 月 11 日～平成 18 年 3 月 10 日)	1,289,195,530	1,430,000,000	2,342,921,959
第 7 計算期間末 (平成 18 年 3 月 13 日～平成 19 年 3 月 12 日)	1,620,817,513	3,440,000,000	523,739,472
第 8 計算期間末 (平成 19 年 3 月 13 日～平成 20 年 3 月 10 日)	1,268,614,076	1,397,000,000	395,353,548
第 9 計算期間末 (平成 20 年 3 月 11 日～平成 21 年 3 月 10 日)	2,227,878,052	2,204,740,000	418,491,600
第 10 計算期間末 (平成 21 年 3 月 11 日～平成 22 年 3 月 10 日)	752,702,823	714,405,039	456,789,384
第 11 計算期間末 (平成 22 年 3 月 11 日～平成 23 年 3 月 10 日)	204,581,500	183,700,000	477,670,884
第 12 計算期間末 (平成 23 年 3 月 11 日～平成 24 年 3 月 12 日)	239,796,800	332,860,747	384,606,937
第 13 計算期間末 (平成 24 年 3 月 13 日～平成 25 年 3 月 11 日)	358,299,400	401,110,000	341,796,337
第 14 計算期間末 (平成 25 年 3 月 12 日～平成 26 年 3 月 10 日)	535,325,482	500,060,000	377,061,819

(注) 本邦外における設定および解約はございません。

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

アクサ生命保険株式会社
redefining / standards

〒108-8020 東京都港区白金 1-17-3
TEL 03-6737-7777(代表)

お問合せ・担当者

Form No.0T0276 (7.0) AXA-A1-1502-0374/9W2 2015.04.01